

平成 26 年度 大学機関別認証評価
自己点検評価書

〔日本高等教育評価機構〕

平成 26 (2014) 年 6 月
九州看護福祉大学

九州看護福祉大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	5
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	7
基準1 使命・目的等	7
基準2 学修と教授	13
基準3 経営・管理と財務	57
基準4 自己点検・評価	76
IV. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価	85
基準A 地域社会との連携・協力	85
基準B 生涯教育	92
V. エビデンス集一覧	99
エビデンス集（データ編）一覧	99
エビデンス集（資料編）一覧	100

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色

1. 建学の精神（理念）・大学の基本理念

(1) 九州看護福祉大学（以下「本学」という。）の建学の理念は、「現代の生活者が求めているものは、医療がその原点に立ち返ることである。医療の原点とは、ただ病を治すことだけではなく、生活の中で病をとらえ、生活を通して病を克服し、さらに病にならないような健康な生活をつくりだすこと、そのための全人的援助である。すなわち人々は、医療が施設から出て自分たちの生活の中に入ってきて、その生活を心身共に援助してくれることを待望している。言うまでもなく、そのような援助の中核となるものは、社会生活への看護福祉であり、それは勝義には保健・医療・福祉活動と称するべきものである。ここに従来の保健・医療と福祉が出会い、一つの統合的活動となる必然性がある。九州看護福祉大学の設立は、こうした生活する人々の渴望に呼応して立案されたのであって、その目的は保健・医療・福祉活動についての研究及び人間的知見と能力を有した人材を育てることにある。本学が設立されるこの地は九州の中域に位し、その教育研究活動が九州全域に翼を広げることのできる最適の地である。したがって、当地は九州の全域から人材を集め、かつ、育成することのできる要所であり、保健・医療・福祉の教育研究が発展し得る拠点となり得るものである。本学は、この地に屹立してわが熊本県北部地域の人々の保健・医療・福祉に貢献し、さらにはわが国の保健・医療・福祉活動に新しい方向を示し、ひいては展望を切り開くことを目指すものである。かくして、本学は、その教育と研究において地域の人々への全人的保健・医療・福祉活動を基盤としながら、九州全域にわたる、さらにはわが国の全体にわたる保健・医療・福祉活動をも視野に入れるという目標をもち、これを以て建学の理念とするものである。」と長文にわたっており、本学の創設に身を粉にして尽力した財団法人九州看護福祉大学設立準備財団の理事長が全身全霊を込めて謳ったものである。

(2) この建学の理念に沿い、大学の基本理念として次の三つの理念を打ち出した。

ア 地域とともに成長する大学

本学は、公私協力方式によって設立する大学として「地域とともに成長する大学」を基本理念とする。大学の持つ全ての能力・機能・施設を開放し、21世紀の超高齢社会を行政・地域・大学が一体となって支えていくものである。

イ 生涯にわたって学べる大学

本学は、従来の偏差値教育の弊害から脱し、「実学教育」と「生涯教育」を重視する「生涯にわたって学べる大学」を基本理念とする。

ウ 近隣諸国と学ぶ大学

本学は、アジアの近隣諸国との交流を重視し、保健・医療・福祉を国際的に見る感覚、国際感覚を身に付けた専門家の養成を基本理念とする。

(3) さらに、次の5項目を教育方針として掲げ、その教育方針に則り教育活動を行っている。

ア 「こころ」豊かな人間性を培い、個性を尊重する精神を養う。

イ 患者並びにクライアントとコ・メディカルとの人間関係と信頼性を確保する。

ウ 論理的・学際的思考力を育成し、適切、かつ、柔軟性に富んだ判断力と分析力を養う。

エ 国際的な幅広い視点に立ち、最新の情報収集と情報発信能力を培うとともに、国際感覚の習得と創造的・意欲的な活動力を育成する。

オ 保健・医療・福祉に関する最新の知識と技術水準を向上させる。

2. 使命・目的

建学の理念及び大学の基本理念を踏まえ、九州看護福祉大学学則第1条に本学の使命・目的を次のように示している。

「九州看護福祉大学は、教育基本法及び学校教育法の精神に基づき、学術の中心として広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、人間性豊かな人材の育成をめざし、もって文化の発展に寄与し、新たな社会の需要に応え、国民の保健と福祉の向上に貢献することを目的とする」

また、大学の使命・目的に沿って、看護福祉学部における教育研究上の目的を定めており、それぞれ以下のとおりとなっている。

■看護福祉学部

保健・医療・福祉それぞれの分野を統合し、医療や介護、生活援助、リハビリを必要とする人々が持つ残存能力や機能を生かしたケアの理念に基づく「看護・リハビリと福祉の実践」を通して、豊かで質の高い生活設計を創造できる人材を養成することを目的とする。

ア 看護学科

看護の対象者である“人”を理解することを基本に、保健・医療・福祉の3領域について総合的に教育研究を行い、生活者の心身の健康及び地域の健康問題を捉え、それを解決する能力を持ち、あわせて幸福や生きる意味について生活者と共に考えることのできる人間学的知見をも有した人材を育成する。

イ 社会福祉学科

社会福祉の分野を中心に、社会の変化に伴う諸課題に応えるべく、生活者の視点から当事者並びに家族、地域住民を含む多くの“人”を対象に解決すべき諸問題を捉えて、理論的、実践的な教育と研究を行い、社会福祉の領域はもとより、医療福祉や福祉行政においても活躍できる有能な人材を養成する。

ウ リハビリテーション学科

対象者である“人”を理解することを基本に、保健・医療・福祉に関連する専門的で高度な知識、技術についての教育研究を行い、広い視野と良識ある教養を持ち、チーム医療を担う一員として総合的かつ横断的な知識、判断力を有し、保健・医療・福祉の現場における対応能力に優れた人材を養成する。

エ 鍼灸スポーツ学科

対象者である“人”を理解することを基本に、鍼灸スポーツ学を主体とした保健・医療・福祉に関する専門的で高度な知識、技術についての教育研究を行い、広い視野と良識ある教養を持ち、医学的、科学的検証に必要な知識及び判断力を有し、生活者への対応能力に優れた人材を養成する。

オ 口腔保健学科

対象者である“人”を理解することを基本に、口腔保健学を主体とした保健・医療・

福祉に関する専門的で高度な知識、技術についての教育研究を行い、広い視野と良識ある教養を持ち、歯科疾患の予防と歯科保健指導に必要な知識及び判断力を有し、生活者への対応能力に優れた人材を養成する。

■看護福祉学研究科

看護福祉学研究科においても、大学院学則第2条に大学院の目的を定めており、「本学の建学の精神に基づき、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、もって文化の進展に寄与することを目的とするとともに、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力、または高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする」としている。

また、第6条の2に教育研究上の目的を規定している。研究科の目的は「保健・医療・福祉を幅広く学ぶ」という独自の教育実績と研究成果を基に、看護及び精神保健のより高度な学術の理論及び応用を教授研究し、専攻分野における研究や高度の専門性を要する職業に必要な能力を有する人材を養成するとされ、各専攻の目的は以下のとおりである。

ア 看護学専攻

科学的根拠に基づく看護を目指し、看護学分野について幅広く高度で総合的・専門的な教育研究を行い、臨床、管理、教育或いは研究において、優れたリーダーシップを発揮し得る能力を備えた人材を養成する。

イ 精神保健学専攻

現代社会における人や社会集団のライフステージやライフサイクル上の精神保健上の問題を主題に、基礎研究や学際的・開発的な研究を行い、精神保健課題に的確に対応できる人材を養成する。

ウ 健康支援科学専攻

ヘルスプロモーションの理念に立ち、食すること、身体を動かすことを基盤とし、関連する学際分野と融合した健康支援科学に関する学術研究活動を科学的根拠に基づき実践することで、健康支援にかかわる高度の知識と技術を有する専門職及び多職種連携の構築をリードできる人材を養成する。

3. 大学の個性・特色等

わが国では、高齢社会の到来とともに、その健康状態若しくは健康レベルも多様化を呈し、健康な生活を営むための保健・医療・福祉の必要性も著しく増加してきた。一方で、年々女性の社会進出が進み、家庭内のケアから社会的・地域的ケアへと様変わり現象が進行している。また、経済の目覚ましい発展の反面、単に生きることから保健・医療・福祉の面でも、健常な日常生活の面でも、さらに療養生活においても、すべての面でより質の高い生活、残された健常な機能をフルに活用してQOL(Quality of Life)の向上を願う志向が強まり、生活の質並びにケアの質が問われるようになってきた。その結果、従来のように保健、医療及び福祉の制度が個別に機能するのではなく、介護保険制度のこの10年強の歩みに見られるように、統合された新しい体制の保健・医療・福祉の時代に入ったといえる。

まさに、このような社会的ニーズに応えるべく、九州看護福祉大学看護福祉学部は設

立されている。本学では、その教育課程を通して、保健・医療・福祉の統合という視野とそれぞれの領域を越える知識・技術を持ち、地域社会に強い専門職業人材を育成することを特色としている。また、大学の基本理念の実現に向けた取り組みとして、次のような形で具現化している。

(1) 地域とともに成長する大学

地元の玉名市と「玉名市と九州看護福祉大学との連携協力に関する協定書」に調印し、大学が地域に開かれた生涯学習の拠点の一つとなるために、図書館、体育館、グラウンドなどの大学施設の市民活用や食育フェアの開催を実施している。また、人的交流促進の観点から、当該地域における保健・医療・福祉関連施設のスタッフが本学大学院へ入学する際の授業料の減免措置を実施している。さらに、教員は各自治体の審議会等の主要なメンバーとして、地域における知的資源として活躍するとともに、学生は多様なボランティア活動（「まちの保健室イコイバ」、「子ども海洋教室」等）やサークル活動の成果を地域に還元している。

(2) 生涯にわたって学べる大学

ア 地域住民を対象とした公開講座や介護技術講習会等の事業を実施しているほか、本学で開設する授業科目の一部を履修することができる科目履修生制度を設け、誰でもいつでも学べる体制を整えるなど、生涯教育の充実を図っている。

イ また、平成25(2013)年度には、それらの事業のほか、保健・医療・福祉に係る業務従事者に対する研修等の企画及びその実施に関する業務等を一括して行うため、「生涯教育研究センター」を設置し、熊本県から委託された事業（地域医療再生計画訪問看護推進人材育成事業）の実施を含め、社会人等に対する特別課程を編成するなどさらなる事業の展開を目指している。

(3) 近隣諸国と学ぶ大学

ア 本学教員として中国及び韓国出身者を採用しており、これらの外国語を選択科目として開設し実績を挙げている。また、平成24(2012)年度には、教育活動の一環として教員が学生を引率してタイ国に出向き、国際感覚を養うなどの事業を行った。

イ さらに、平成25(2013)年度には、口腔保健学科において、コミュニティ口腔保健実習の実習先としてタイ国を選択し、当該科目を履修する学生を引率して実習を行った。

ウ 一方、外国の大学との交流については、韓国の全羅北道全州市に所在する「又石大学」との交流協定を締結したこともあり、学生間の交流が行われ、平成22(2010)年度には又石大学から本学へ1名の学生を短期留学生として受け入れ、また、平成21(2009)年度及び平成24(2012)年度には、本学から又石大学へそれぞれ5名の学生が夏季特別派遣学生として派遣された。併せて、本学が立地する熊本県玉名市の姉妹都市であるアメリカ合衆国のアイオワ州クラリダ市に所在する「アイオワ・ウエスタン・コミュニティ・カレッジ(IWCC)」との交流協定を締結し、平成24(2012)年度には本学学生を10日間派遣し、平成25(2013)年度にはIWCC関係者1名が本学を訪れた。

エ さらに、平成26(2014)年1月に、中国の河北外国語職業学院（国立外国語短期大学）との間で学術交流協定を締結し、平成26(2014)年6月には学生の交流、研究者の交流に関する覚書の調印が行われた。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

年 月 日	事 項
平成7年2月	玉名市に大学設立促進室を設置
平成8年3月	財団法人九州看護福祉大学設立準備財団設立許可
平成9年12月	学校法人熊本城北学園寄附行為認可申請及び九州看護福祉大学設置認可申請の認可書の交付
平成10年4月	九州看護福祉大学看護福祉学部（看護学科、社会福祉学科）開学
平成15年4月	大学院看護福祉学研究科（修士課程）看護学専攻を開設 （基礎看護学、臨床看護学、地域看護学の3分野）
平成16年4月	社会福祉学科に介護福祉士コースを設置
平成17年4月	大学院看護福祉学研究科に精神保健学専攻を開設 看護学科に助産師養成課程を設置
平成18年4月	看護福祉学部のリハビリテーション学科を開設 社会福祉学科に6コース制（介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、福祉環境マネジメント、国際協力、精神発達・心理）を導入
平成18年11月	玉名市と九州看護福祉大学との連携協力に関する協定を締結
平成19年4月	大学院看護福祉学研究科看護学専攻を改組し、新たに老年看護学、国際保健学の2分野を設置（計5分野）
平成19年6月	アメリカ合衆国アイオワ・ウエスタン・コミュニティ・カレッジ（IWCC）と九州看護福祉大学との交流協定を締結
平成19年11月	専修大学玉名高等学校と九州看護福祉大学における高大連携に関する協定を締結
平成20年4月	九州看護福祉大学と大韓民国又石大学との短期留学生の受け入れに関する覚書を締結
平成21年2月	大学院看護福祉学研究科看護学専攻臨床看護学分野がん看護学領域が、がん看護専門看護師の教育機関として認定
平成21年5月	情報基盤センター開設
平成22年3月	社会福祉学科6コース制廃止
平成22年4月	看護福祉学部に鍼灸スポーツ学科及び口腔保健学科を開設
平成24年4月	附属鍼灸臨床センター開設
平成25年4月	基礎・教養教育研究センター及び生涯教育研究センター開設
平成25年10月	玉名市教育委員会と九州看護福祉大学との連携協力に関する協定を締結
平成25年10月	玉東町教育委員会と九州看護福祉大学との連携協力に関する協定を締結
平成25年10月	荒尾市教育委員会と九州看護福祉大学との連携協力に関する協定を締結
平成26年1月	九州看護福祉大学と中国河北外国語職業学院との学術交流に関する協定を締結
平成26年4月	大学院看護福祉学研究科に健康支援科学専攻を開設
平成26年6月	九州看護福祉大学と中国河北外国語職業学院との学術交流に関する協定に基づく学生及び教員の交流に関する覚書を締結

2. 本学の現況

- (1) 大学名 九州看護福祉大学
 (2) 所在地 熊本県玉名市富尾888 番地
 (3) 学部等の構成

	学部・研究科名	学科名・専攻名
学 部	看護福祉学部	看護学科、社会福祉学科、リハビリテーション学科、鍼灸スポーツ学科、口腔保健学科
大学院	看護福祉学研究所	看護学専攻、精神保健学専攻、健康支援科学専攻

- (4) 学部及び大学院の学生数（平成26年5月1日現在）

【 大 学 】

看護福祉学部	収容定員	在学生総数	1年次	2年次	3年次	4年次
看護学科	400	465	103	113	113	136
社会福祉学科	440	427	80	102	98	147
リハビリテーション学科	240	297	59	71	71	96
鍼灸スポーツ学科	160	186	38	49	44	55
口腔保健学科	200	176	53	43	37	43
合 計	1,440	1,551	333	378	363	477

【 大学院 】

看護福祉学研究所	収容定員	在学生総数	1年次	2年次
看護学専攻	20	19	7	12
精神保健学専攻	20	9	2	7
健康支援科学専攻	8	9	9	—
合 計	48	37	18	19

- (5) 学部及び大学院の教職員数（平成26年5月1日現在）（注：学長除く）

学部教員数	大学院教員数	※ 職 員 数			
看護学科	30	看護学専攻	12	専 任	43
社会福祉学科	25	精神保健学専攻	12	嘱 託	5
リハビリテーション学科	15	健康支援科学専攻	14	臨 時	8
鍼灸スポーツ学科	15				
口腔保健学科	13				
合 計	98		38		56

※大学院教員は学部教員と兼務

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

《1-1 の視点》

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-①、② 意味・内容の具体性と明確性及び簡潔な文章化

【事実の説明】

本学は、学則第 1 条において、「教育基本法及び学校教育法の精神に基づき、学術の中心として広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、人間性豊かな人材の育成をめざし、もって文化の発展に寄与し、新たな社会の需要に応え、国民の保健と福祉の向上に貢献することを目的とする」と明記している。また、大学の使命・目的を踏まえ、学部学科ごとに教育研究上の目的を定めている。【資料1-1-1】

大学院（看護福祉学研究科）においても、大学院学則第 2 条において、「本学の建学の精神に基づき、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、もって文化の進展に寄与することを目的とするとともに、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力、または高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする」と明記している。また、その目的を踏まえ、専攻ごとに教育研究上の目的を定めている。【資料1-1-2】

【エビデンス集】

【資料1-1-1】九州看護福祉大学学則第 1 条

【資料1-1-2】九州看護福祉大学大学院学則第 2 条

【自己評価】

事実の説明で述べたとおり、使命や教育目的は具体的で明確なものとなっており、表現についても簡潔に説明されていると判断している。

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学における使命・目的は開学時から一貫しており、新たな組織が設置された際にもその使命・目的に沿った教育研究上の目的を掲げ実施してきている。今後とも具体的かつ明確に表現することに努めていく。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

《1-2の視点》

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

(1) 1-2の自己判定

基準項目1-2を満たしている。

(2) 1-2の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

1-2-① 個性・特色の明示

【事実の説明】

本学の目的は、教育基本法及び学校教育法の精神に則るとともに、大学の基本理念に基づき定められており、各学科の目的においても保健・医療・福祉の統合という観点から、それぞれの領域を越える知識・技術を持ち、地域社会に強い専門職業人材を育成することを特色の一つとしている。

本学の基本理念は「地域とともに成長する大学」「生涯にわたって学べる大学」「近隣諸国と学ぶ大学」の三つとなっているが、特に公私協力方式による大学ということもあって地域貢献に力を入れていることはすべての学生も理解しており、学生便覧や大学ホームページ(大学案内:3つのメリット)にも本学の個性・特色として明確に掲げられている。【資料1-2-1】【資料1-2-2】【資料1-2-3】

【エビデンス集】

【資料1-2-1】平成26年度(2014)学生便覧(大学)10頁

【資料1-2-2】平成26年度(2014)学生便覧(大学院)8頁

【資料1-2-3】大学ウェブサイト(該当頁印刷)

【自己評価】

各年度の学生便覧や広報冊子には必ず大学の基本理念及び公私協力方式による大学である旨について掲載されており、大学の個性・特色は明らかとなっていると判断している。

1-2-② 法令への適合

【事実の説明】

本学の目的は、学則第1条に「教育基本法及び学校教育法の精神に基づき」と謳われているように、法令に則っている。また、大学院についても、「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、もって文化の進展に寄与することを目的とするとともに、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力、または、高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養う」とことと謳われており、教育基本法及び学校教育法が示す大学の目的に沿ったものとなっている。【資料1-2-4】【資料1-2-5】

【エビデンス集】

【資料1-2-4】九州看護福祉大学学則第1条

【資料1-2-5】九州看護福祉大学大学院学則第2条

【自己評価】

学校教育法第83条及び第99条に謳われている大学の目的及び大学院の目的に合致したものとなっており、その目的に沿った教育研究を実施していると判断している。

1-2-③ 変化への対応

【事実の説明】

本学は、建学の理念に基づき、平成10(1998)年度に看護学科及び社会福祉学科の2学科で開学し、地域の期待に応えてきた。しかし、保健・医療・福祉分野の進歩は著しく、また地域からの要望もあり、建学の理念を堅持しつつ、平成18(2006)年度にリハビリテーション学科を増設した。また、平成22(2010)年度には、統合医療への動きが活発化してきたこともあり鍼灸スポーツ学科を、さらに、21世紀における国民健康づくり運動(健康日本21)が改定されたばかりの時期でもあり、その中で歯科保健指導(口腔ケア)の重要性が謳われていたこともあって口腔保健学科を増設した。【資料1-2-6】

一方、知識基盤社会の進展に対応して、学術研究の高度化と高い専門性を有する人材の養成を目的に、平成15(2003)年度に大学院(看護福祉学研究科看護学専攻)を開設し、平成17(2005)年度には精神保健学専攻を増設した。さらに、平成26(2014)年度には、健康支援科学専攻を設置し、健康支援にかかわる高度の知識と技術を有する専門職及び多職種間の専門職連携の構築をリードできる人材を養成することとした。【資料1-2-7】

このように、時代や社会のニーズの変化にも柔軟に対応してきており、有為な人材養成に努めている。

【エビデンス集】

【資料1-2-6】学校法人熊本城北学園九州看護福祉大学概要2013(平成25年)

【資料1-2-7】2014(平成26年)入学案内(大学院)2頁

【自己評価】

事実の説明にあるように、保健・医療・福祉の分野における進歩は著しく、また地域からの要望もあり、さらに国が掲げる政策にも配慮しつつ、社会情勢に対応した教育研究組織を設置し、それぞれの目的を掲げた上で保健・医療・福祉の専門職業人を養成しており、時代の変化への対応も十分なされていると判断している。

(3) 1-2の改善・向上方策(将来計画)

本学における使命・目的は開学時から一貫しており、また、教育目的の適切性については、現状においてもそれぞれの学科ごとに人材養成に関する目的を掲げていることから、今後も社会の変化に適切に対応し、更なる改善・向上へ向けた取り組みを行う。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

《1-3の視点》

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-3の自己判定

基準項目1-3を満たしている。

(2) 1-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

【事実の説明】

本学の目的は、大学学則及び大学院学則に明記されている。学則の制定・改定は、教授会又は研究科委員会の承認が必要となっており、現行の学則はそのような手続きを経て定められている。さらに、学則の制定・改定は、教学の重要事項として理事会の承認を得ることとしており、役員及び教職員にも内容の理解と支持を得ている。【資料1-3-1】

【資料1-3-2】

【エビデンス集】

【資料1-3-1】九州看護福祉大学教授会規程第6条

【資料1-3-2】学校法人熊本城北学園規則等制定及び改廃に関する規則第3条

【自己評価】

学則に本学の目的が明記されており、その学則の改正は教授会の議を経て理事会で審議され、決定される仕組みとなっている。理事会では、改正点を丁寧に説明し、役員の理解を得、教授会では、教務委員会の審議結果をさらに審議するなど、教職員の理解にも万全を期しており、支持を得ていると判断している。

1-3-② 学内外への周知

【事実の説明】

本学の建学の理念、大学の基本理念、目的等は、理事長、学長が入学式や学位記授与式などの公的行事の式辞や挨拶の中で必ず触れるほか、学外に発出する入学者選抜試験要項、また、企業等に対する採用のための大学案内、受験生・一般向けの大学案内、さらに、在学生のための学生便覧等の冒頭に記載されており、学内外へ周知を図っている。

【資料1-3-3】【資料1-3-4】【資料1-3-5】【資料1-3-6】

【エビデンス集】

【資料1-3-3】平成26(2014)年度入学者選抜試験要項（表紙裏）

【資料1-3-4】平成26(2014)年度「採用のための大学案内」（表紙裏）

【資料1-3-5】2015(平成27年)大学案内3頁

【資料1-3-6】平成26年度(2014)学生便覧(大学)10頁

【自己評価】

大学の使命・目的については、大学が発刊する刊行物には必ず掲載しており、学内外への周知はできていると判断している。

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針への使命・目的及び教育目的の反映

【事実の説明】

本学は、平成20(2008)年9月に「九州看護福祉大学における短・中期的課題と今後の方向性」という将来構想計画を策定し、現在その構想の実現に向け努力している。当計画は、概ね5～6年を目途としており、平成26(2014)年度が6年目となる。策定時は、中央教育審議会「学士課程教育の構築に向けて」(答申)(平成20(2008)年12月24日)が取りまとめられる前であり、3つの方針(アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシー)の概念もなく、アドミッションポリシー以外は策定されていなかったが、現在は、他の2つのポリシーも策定され、大学の使命・目的及び教育研究上の目的を反映したものとなっている。【資料1-3-7】【資料1-3-8】

【エビデンス集】

【資料1-3-7】九州看護福祉大学における短・中期的課題と今後の方向性

【資料1-3-8】平成26年度(2014)学生便覧(大学)11頁

【自己評価】

平成26(2014)年度は、平成20(2008)年9月に策定した「九州看護福祉大学における短・中期的課題と今後の方向性」が目途としていた6年目を迎えることから、その検証を含めて新たな中期計画を策定すべく、平成25(2013)年度に将来構想検討委員会を立ち上げて検討を始めている。また、策定した3つの方針は、大学の使命・目的及び教育研究上の目的を反映したものとなっている。

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

【事実の説明】

本学の建学の理念では、「医療の原点とは、ただ病を治すことだけではなく、生活の中で病をとらえ、生活を通して病を克服し、さらに病にならないような健康な生活をつくりだすこと、そのための全人的援助である」と謳っている。これを受け、本学の教育研究上の目的が定められており、保健・医療・福祉の各領域が連携し、地域の人々の生活の中に根付いた全人的な援助を具体化するため、保健福祉の実践という形で、豊かで質の高い生活設計を創造できる人材育成を目指している。

本学は、この理念に基づいた教育目的を実現するために、平成10(1998)年度に看護学科及び社会福祉学科、平成18(2006)年度にリハビリテーション学科、さらに平成22(2010)年度に鍼灸スポーツ学科及び口腔保健学科を設置し、各分野における人材を養成している。また、高度な専門職業人を養成するため、平成15(2003)年度には看護福祉学研究所

看護学専攻、平成17(2005)年度には精神保健学専攻を設置した。さらに、平成26(2014)年度には健康支援科学専攻を設置し、研究科の整備を図った。

このように、本学は、建学の理念、それに基づく教育目的に沿った教育・研究を基礎としながらも、社会の変化に対応し、社会が必要とする学部・学科、研究科・専攻を開設するとともに、ディプロマポリシー、カリキュラムポリシーに基づく適切な教育を行っている。また、教育研究組織は、目的達成を目指した組織としており、各学科等において必要な人員を配置している。また、運営についても、教授会で決定された事項は各学科等において伝達され周知されることとなっており、各教員が教育研究組織の中で果たす役割を認識できる仕組みとなっている。【資料1-3-9】【資料1-3-10】

【エビデンス集】

【資料1-3-9】 2015(平成27年)大学案内 3頁

【資料1-3-10】 学校法人熊本城北学園九州看護福祉大学概要2013(平成25年)(表紙裏)

【自己評価】

目的に応じた教育研究組織を開設しており、使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成には整合性が図られている。また、教育目的を達成するために、教育研究組織と運営組織が連携していると判断している。

(3) 1-4の改善・向上方策(将来計画)

建学の理念や大学の基本理念については、各種公的行事において、理事長、学長が必ず言及しているが、ホームページ上における掲載方法については、特定の事項に附属させるのではなく、独立した項目として掲載するなどの方策を採る。また、新任の教職員に対する研修会等で説明するなど、伝達手段の更なる充実を図る。

【基準1の自己評価】

本学は、教育基本法及び学校教育法及び本学建学の理念に則って教育目的を明確に定めている。学則に具体的で簡潔な文章で明確に表現されており、本学の特色を含め適切に説明されたものとなっている。また、法令への適合や、変化への対応についても適切に行っており、使命・目的及び教育目的の適切性にも問題はないと判断している。目的が明示されている学則の改正には理事会、教授会等がかかわっており、会議を通じて役員、教職員に理解と支持を得ていると判断している。また、この目的は、公的行事の際のスピーチや本学が作成する大学案内等各種冊子により学生や社会にも明らかにしている。策定された3つのポリシーへは大学の使命・目的及び教育目的が反映されたものとなっており、学生が卒業するまでの間に自ずと目的が達成されるようになっている。

今後は、目的の達成に向け、計画的で効果的な教育活動を展開するために、教育がどのように行われているかを点検し、更なる改善を図る。

基準 2. 学修と教授

2-1 学生の受入れ

《2-1の視点》

2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

【事実の説明】

本学の「建学の理念」である「保健・医療・福祉」の連携、協働、統合的活動の必要を理解し、将来その一翼を担うことができる人材を養成するため、以下の（表2-1-1）のとおり、「入学者受入れの方針（アドミッションポリシー）」を定めている。この「入学者受入れの方針（アドミッションポリシー）」は、大学案内をはじめ、入学者選抜試験要項、大学ウェブサイト、学生便覧等に明示している。また、広く周知するため、大学主催のオープンキャンパスをはじめ、学外で行われる進学ガイダンスや高校への出張講義等を通して説明し、受験生の理解を深めるよう努めている。【資料2-1-1】【資料2-1-2】【資料2-1-3】【資料2-1-4】

表2-1-1 入学者受入れの方針（アドミッションポリシー）

九州看護福祉大学 看護福祉学部	<ol style="list-style-type: none"> 1. 人間の尊厳に共感し、人間愛を備えている人 2. 保健・医療・福祉のチームの一員として協調性と積極性を備えている人 3. 科学的探究心と学習意欲並びに行動力を備えている人 4. 社会環境に適応し、多様な価値観を受け入れる寛容性を持つ人 5. 保健・医療・福祉の仕事に熱意を持っている人
看護福祉学部 看護学科	<ol style="list-style-type: none"> 1. 人間の尊厳を尊重し、誠実に対応できる人 2. 多様な価値観を受け入れる寛容な心ある人 3. 保健・医療・福祉の仕事に熱意を持ち、チームの一員として協調性と行動力を備えている人 4. 科学的探究心と問題解決意欲を備えている人 5. 地道に学習し、向上心のある人
看護福祉学部 社会福祉学科	<ol style="list-style-type: none"> 1. 人々に温かな気持ちと思いやりを持ち、人々に役立つために行動したいと考える人 2. 福祉の理念やソーシャルワークの技法を学び、それを活かして地域社会に貢献したいと考える人 3. 福祉領域や教育の資格を取得して、さまざまな現場で専門的な支援を行いたいと考える人 4. 児童、高齢者、障がい者など、支援が必要な状態にある人々のため、粘り強く実践を行おうと考える人 5. 過疎地域の福祉や災害時の緊急援助、海外における国際協力活動などにも関心を持っている人
看護福祉学部 リハビリテーション学科	<ol style="list-style-type: none"> 1. 将来の仕事について「夢」を語れる人 2. 相手の立場に立って共感できる「心」を持つ人 3. 目標に向かって、精一杯「努力」できる人 4. 成すべきことに「責任」を持って臨むことができる人

九州看護福祉大学

看護福祉学部 鍼灸スポーツ学科	<ol style="list-style-type: none"> 1. 科学的探究心と自己向上心に溢れ、豊かな個性と明確な意思を持つ人 2. 医療の原点は「人間愛」であることを理解し、その心を持つ人 3. チーム医療や鍼灸治療に反映できるような分析力、柔軟性、協調性を持つ人 4. 統合医療を担う者として、人々の健康な生活を支える意志と責任感のある人 5. 伝統医学を研鑽する豊かな感性と知性を持つ人 6. 地域社会から国際社会まで、場所を問わず独立した心と行動力のある人
看護福祉学部 口腔保健学科	<ol style="list-style-type: none"> 1. 豊かな人間性を持ち、人々の多様な健康観を理解し、共有しようとする態度を身につけることのできる人 2. 心身の成長発達過程や生活者としての人間の有りように深い関心を持ち、それらを下に口腔保健学の高度な技術を用いて支援したい人 3. 論理的思考力を備え、口腔保健学の研究・教育を科学的探究心によって先導し、ヒューマンケアにおける新しい口腔保健活動を展開したい人
大 学 院 看護福祉学 研究科	<ol style="list-style-type: none"> 1. 看護学又は精神保健学のそれぞれの教育・研究を通じて、保健・医療・福祉の各分野及びその統合的分野において、質の高い研究に基づき社会貢献能力の研鑽を志す人 2. 地域社会の生活者の視座に立脚した保健・医療・福祉及びその統合的分野の背景や底流に存在する問題や課題を包含すべく、研究を通して適切にして妥当な応用研究活動力の研鑽を志す人 3. 社会人として蓄積してきた個々の経験を教育・研究として統合・総括し、新たな価値や社会的視座に立った問題解決能力、開発的研究力、探索的研究力の研鑽を志す人 4. 地域文化活動及び地域社会活動に関する多彩な専門領域の更なる資質向上及び地域活性化を目指し、地域社会貢献のため基礎的研究力、研究探索力の研鑽を志す人

【エビデンス集】

【資料2-1-1】 2015(平成27年)大学案内 (3頁、12頁、18頁、24頁、30頁、36頁)

【資料2-1-2】 平成26(2014)年度入学者選抜試験要項 (表紙裏～巻頭頁)

【資料2-1-3】 大学ウェブサイト (該当頁印刷)

【資料2-1-4】 平成26年度(2014)学生便覧 (大学) 11～12頁

【自己評価】

入学者受入れの方針は明確に定められ、それらの周知についても広く適切に行われていると判断した。

2-1-②入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

【事実の説明】

「入学者受入れの方針 (アドミッションポリシー)」に沿った入学者選抜については、「入学試験委員会」において、文部科学省通知「大学入学者選抜実施要項」に則り、入学者選抜の方針(入学者選抜試験の概要)が策定され、「教授会」の議を経て決定される。この方針に基づき、「入学試験委員会」を中心とした試験実施本部により、入学者選抜の実施・運営を行っており、各入学者選抜の実施要項を作成するとともに、事前に教職員に対する入試説明会を行うなど、「入学者受入れの方針」に沿った入学者選抜の組織が整備され、公正かつ厳格な実施体制の下に入学者選抜を行っている。【資料2-1-5】

また、入学者選抜の担当課である教務課入試室では、出願から入学までの手続きに関する業務を行うほか、進学ガイダンスを中心に、受験生からの相談に随時対応し、「入学者受入れの方針 (アドミッションポリシー)」の周知にも努めている。

本学の入学者選抜試験は以下のとおりであるが、選抜方法の多様化や試験日を複数に設定するなど、入学希望者の選択肢を広げることで、多様な学生の受入れに努めている。

■看護福祉学部

【AO入学試験（A区分・B区分）】

AO入学試験はA区分（一般枠・地域枠）とB区分（スポーツ特別[柔道]）を実施。平成16(2004)年度の入学者選抜から導入し、アドミッションポリシーに沿った選抜を実施。昨年度の入学者選抜では、志望理由書等の書類審査、小論文試験（A区分のみ）及び面接の結果により総合的に判定し選抜を行った。志望理由書や面接の評価には、各学科のアドミッションポリシーを踏まえた本学への入学意欲や学修計画等が反映される。出願資格の一つとして、A区分は高等学校の全体の評定平均値を、一般枠2.7以上、地域枠3.5以上と定めている。また、B区分（スポーツ特別[柔道]）については、全国レベルの大会出場経験等を出願資格と定めている。【資料2-1-6】

【推薦入学試験（一般推薦・福祉科特別推薦）】

推薦入学試験は一般推薦入学試験と福祉科特別推薦入学試験を実施。本学での学修を強く希望する者について、出身学校長の推薦に基づき教科学力試験を免除し、調査書、小論文試験（一般推薦のみ）及び面接の結果により総合的に合否を判定し選抜している。出願資格の一つとして、高等学校の全体の評定平均値を3.5以上と定めている。また、福祉科特別推薦入学試験は、本学が指定する高等学校の福祉科（福祉コース等の類似名称を含む）を卒業見込みであることが出願資格の一つとなる。【資料2-1-6】

【一般入学試験（前期日程・後期日程）】

一般入学試験は教科学力試験に基づく入学者選抜として、前期日程と後期日程の2回の選抜を実施。前期日程は、地方試験A日程、地方試験B日程及び本学試験の3日間連続の日程で2月初旬に実施している。受験希望者には、出願時に4教科から2教科2科目を申告させ、学力試験の結果をもって判定し選抜している。

後期日程は、英語及び小論文の試験を課しており、3月初旬に試験を実施し、学力試験の結果をもって判定し選抜している。【資料2-1-6】

【センター試験利用入学試験（前期日程・後期日程）】

センター試験利用入学試験は、一般入学試験同様に教科学力試験に基づく入学者選抜として、前期日程と後期日程の2回の選抜を実施。前期日程は、各学科が指定する3教科3科目で判定し選抜している。

後期日程は、看護学科及びリハビリテーション学科は4教科5科目で判定。社会福祉学科、鍼灸スポーツ学科及び口腔保健学科では、2教科2科目で判定し選抜している。

【資料2-1-6】

【社会人入学試験】

社会人入学試験は、大学入学資格を有する社会人生活の経験者に出願資格を認めた制度で、本学の入学者選抜では、社会人入学試験を特別選抜として位置付け、開学当初から実施している。学修意欲が高い社会人を、一般入学試験とは異なる選抜により受け入れることで、社会に対して広く門戸を開くだけでなく、学内の活性化に繋がることも期待される。選考方法としては、小論文試験及び面接の結果により総合的に合否を判定し

選抜している。【資料2-1-6】

■看護福祉学研究科（大学院）

看護福祉学研究科の入学選抜については、第1回（10月）、第2回（3月）の2回の入学試験を実施している。出願にあたっては、志望分野の担当教員との事前相談を求め、専門科目と外国語[英語]の筆記試験及び面接の結果とあわせ、研究計画書等をふまえて総合的に可否を判定し選抜している。

看護福祉学研究科の志願者は、志望分野に関連した職業に就いているケースが多い。そのため、研究科での学修を所属する機関の研修と位置付けて入学した場合は、授業料を減免する制度を設けている。この制度は「保健・医療・福祉」分野の人材育成に寄与する観点から平成19(2007)年度から実施している。【資料2-1-7】

【エビデンス集】

【資料2-1-5】平成26(2014)年度入学試験実施要項

【資料2-1-6】平成26(2014)年度入学選抜試験要項（目次横綴込み頁）

【資料2-1-7】平成26(2014)年度大学院募集要項（2～5頁）

【自己評価】

アドミッションポリシーに沿った適切な入学試験を実施しており、受験生の多様な学力や資質を判断できるよう制度上の工夫もあり、本学で学ぶ資質を備えた学生の受け入れができていていると判断した。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【事実の説明】

入学定員・入学者数・収容定員・在籍者数は以下の（表2-1-2）に示すとおりである。平成22(2010)年度の看護学科の入学者数が極めて多くなっているが、これは「定員超過・定員割れに関する取扱い」が変更されたことより、周辺の特に国立大学で合格者数を絞ったことに伴い、一般入学試験とセンター試験利用入学試験における入学手続率が上昇したことが要因といえる。

また、平成19(2007)年度から社会福祉学科の定員を充足できない状態が続いたことをふまえ、定員の適正化に努めつつ、学部の改組について検討を行った。その結果、平成22(2010)年度に社会福祉学科の定員を200名から110名へ縮小し、新たに鍼灸スポーツ学科（定員40名）と口腔保健学科（50名）を開設。従来の看護学科、リハビリテーション学科とあわせ5学科の体制を整備し、定員確保に努めている。

次に、収容定員に対する在籍者数の推移について、平成22(2010)年度に学部全体で1,437名と収容定員を充足できない年度があったものの、平成23(2011)年度以降は入学定員を上回る入学者を確保できていることから、大きく改善されてきたといえる。しかしながら、収容定員充足率が高い学科と未充足の学科が存在することから、引き続き是正に努めている。

九州看護福祉大学

表2-1-2 入学定員、入学者数、収容定員、在籍者数の推移

各年度5月1日現在

学科	項目	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
看護学科	入学定員	100	100	100	100	100
	入学者数	147	115	115	113	103
	入学定員充足率	1.47	1.15	1.15	1.13	1.03
	収容定員	400	400	400	400	400
	在籍者数	567	534	525	512	465
	収容定員充足率	1.42	1.34	1.31	1.28	1.16
社会福祉学科	入学定員	110	110	110	110	110
	入学者数	122	147	101	105	80
	入学定員充足率	1.11	1.34	0.92	0.95	0.73
	収容定員	710	620	530	440	440
	在籍者数	491	478	465	470	427
	収容定員充足率	0.69	0.77	0.88	1.07	0.97
リハビリテーション学科	入学定員	60	60	60	60	60
	入学者数	68	78	80	72	59
	入学定員充足率	1.13	1.30	1.33	1.20	0.98
	収容定員	240	240	240	240	240
	在籍者数	308	304	316	296	297
	収容定員充足率	1.28	1.27	1.32	1.23	1.24
鍼灸スポーツ学科	入学定員	40	40	40	40	40
	入学者数	37	62	46	54	38
	入学定員充足率	0.93	1.55	1.15	1.35	0.95
	収容定員	40	80	120	160	160
	在籍者数	37	98	138	185	186
	収容定員充足率	0.93	1.23	1.15	1.16	1.16
口腔保健学科	入学定員	50	50	50	50	50
	入学者数	34	50	38	44	53
	入学定員充足率	0.68	1.00	0.76	0.88	1.06
	収容定員	50	100	150	200	200
	在籍者数	34	83	117	157	176
	収容定員充足率	0.68	0.83	0.78	0.79	0.88
学部合計	入学定員	360	360	360	360	360
	入学者数	408	452	380	388	333
	入学定員充足率	1.13	1.26	1.06	1.08	0.93
	収容定員	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440
	在籍者数	1,437	1,497	1,561	1,620	1,551
	収容定員充足率	1.00	1.04	1.08	1.13	1.08

※平成22(2010)年度に鍼灸スポーツ学科と口腔保健学科を開設し、社会福祉学科の定員を200名から110名へ変更。平成22(2010)年度から25(2013)年度までは学年進行中。

次に、大学院研究科の入学定員・入学者数・収容定員・在籍者数は、以下の(表2-1-3)に示すとおりである。基盤となる学部からの進学率が低調に推移していることが影響し、研究科全体の入学定員24人に対する入学者数は、例年5割弱と定員を確保できない状態が続いたため、定員の適正化に努めつつ、研究科の改組について検討を行った。その結果、平成26(2014)年度に看護学専攻及び精神保健学専攻の定員をそれぞれ12名から8名へ縮小し、新たに健康支援科学専攻(定員8名)を開設することで、1研究科3専攻の体制を整備し、定員確保に努めている。

九州看護福祉大学

表2-1-3 入学定員、入学者数、収容定員、在籍者数の推移 各年度5月1日現在

専攻	項目	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
看護学専攻	入学定員	12	12	12	12	8
	入学者数	5	6	6	6	7
	入学定員充足率	0.42	0.50	0.50	0.50	0.88
	収容定員	24	24	24	24	20
	在籍者数	23	19	21	19	19
	収容定員充足率	0.96	0.79	0.88	0.79	0.95
精神保健学専攻	入学定員	12	12	12	12	8
	入学者数	9	3	3	5	2
	入学定員充足率	0.75	0.25	0.25	0.42	0.25
	収容定員	24	24	24	24	20
	在籍者数	16	15	16	15	9
	収容定員充足率	0.67	0.63	0.67	0.63	0.45
健康支援科学専攻	入学定員	—	—	—	—	8
	入学者数	—	—	—	—	9
	入学定員充足率	—	—	—	—	1.13
	収容定員	—	—	—	—	8
	在籍者数	—	—	—	—	9
	収容定員充足率	—	—	—	—	1.13
研究科合計	入学定員	24	24	24	24	24
	入学者数	14	9	9	11	18
	入学定員充足率	0.58	0.38	0.38	0.46	0.75
	収容定員	48	48	48	48	48
	在籍者数	39	34	37	34	37
	収容定員充足率	0.81	0.71	0.77	0.71	0.77

※平成26(2014)年度に健康支援科学専攻を開設し、看護学専攻及び精神保健学専攻のそれぞれの定員を12名から8名へ変更。平成26(2014)年度から27(2015)年度までは学年進行中。

【自己評価】

収容定員、在籍学生数については、年度によってあるいは学科によって入学者の増減が著しく、一部の学科では、最高1.55倍に達した年度があったものの、全体的には、適切な受入れ学生数が維持されていると判断した。また、社会福祉学科における定員充足率の低下に歯止めがかからないため、定員確保のための努力を継続しなければならない。研究科においては、入学定員充足率向上のため、教育課程の見直し、入試制度の改革等、入学者確保を図っていく必要があると判断している。

(3) 2-1の改善・向上方策（将来計画）

入学者受入れの方針については、引き続き大学案内、大学ウェブサイト等に明示しつつ、オープンキャンパスや出張講義など、受験生と接する機会を積極的に利用し、広く周知するよう努める。

また、入学者の確保については、平成22(2010)年度の改組以降、平成25(2013)年度まで学部全体の入学定員を上回る入学者を確保できてきたものの、18歳人口の減少や社会情勢の変化に伴う受験動向に連動し、志願者数にも偏りが見られ入学定員を確保できていない学科もある。その点の改善及び向上を第一に、それぞれの学科の特色を鮮明にアピールするとともに、教育研究活動に関する情報の公開と発信を積極的に推進すること

で入学定員の充足に努める。

次に、大学院研究科では、平成26(2014)年度に2専攻から3専攻へ改組し、定員の適正化を図ったものの、広報期間が短く対外的活動が充分ではなかったこともあり、健康支援科学専攻を除き定員を充足することはできなかった。その点をふまえ、募集活動を継続的に行うとともに、大学院生の修学環境向上に努めていく。

2-2 教育課程及び教授方法

《2-2の視点》

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

(1) 2-2の自己判定

基準項目2-2を満たしている。

(2) 2-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

【事実の説明】

建学の理念に則り、九州看護福祉大学学則第1条に「教育基本法及び学校教育法の精神に基づき、学術の中心として広く知識を授けると共に、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、人間性豊かな人材の育成をめざし、もって文化の発展に寄与し、新たな社会の需要に応え、国民の保健と福祉の向上に貢献することを目的とする」旨を定めており、その目的を達成するため、「九州看護福祉大学学則」第3条の2に学部及び各学科並びに「九州看護福祉大学大学院学則」第6条の2に研究科及び各専攻に係る教育研究上の目的を掲げている。各学科、各専攻では、教育目的に沿った教育課程編成方針を明らかにし、教育研究に従事している。【資料2-2-1】【資料2-2-2】

■看護福祉学部

建学の理念に沿った保健・医療・福祉活動について研究を推進し、人間的知見と能力を有した人材を育成するため、看護福祉学部全体に共通する教育課程編成方針を策定している。(表2-2-1)各学科は看護福祉学部の教育課程編成方針を前提に、これとの整合性を保ちながら教育目的、カリキュラムポリシーを掲げ、体系的な特色ある教育課程を編成している。

表2-2-1 看護福祉学部カリキュラムポリシー

1.	幅広い教養と豊かな人間性を涵養するために「人間と生活の理解」、「ことばと文化」、「科学的思考の基盤」で構成される「共通科目」または「基礎分野」を設置する。
2.	保健・医療・福祉領域の専門的知識を包括的に学び、他職種との連携、協力ができる基盤を形成するために「共通専門科目」または「専門基礎分野」を設置する。
3.	専門職として不可欠な科目を体系的に学び、論理的思考力、課題探求力、問題解決力を高め、また高度な専門的知識を有する専門職として卓越した実践力を身につけるために「専門科目」または「専門分野」を設置する。

4.	保健・医療・福祉領域の専門的知識・技術を修得して、教育現場やスポーツ指導そして生活習慣病対策や健康づくり指導など幅広い分野においても活躍できる人材を養成するために「教職関係科目」や「自由選択科目」を設置する。
----	--

(看護学科)

教育目的は、卒業時に、豊かな教養と幅広い視野を備え、看護専門職に相応しい見識と能力をもって、人々を援助することのできる人材を世に送り出すことである。その目的を実現するため、「共通科目」（「人間と生活の理解」、「ことばと文化」、「科学的思考の基盤」で構成）、「専門科目」（「共通専門科目」、「生体の科学」、「専門分野Ⅰ」、「専門分野Ⅱ」、「統合分野」で構成）からなる教育課程を編成している。【資料2-2-3】

(社会福祉学科)

生活者の視点から当事者並びに家族、地域住民を含む多くの“人”を対象に、社会福祉についての専門的な学びを地域における実践に活かすことを使命としており、そのため、「共通科目」（「人間と生活の理解」、「ことばと文化」、「科学的思考の基盤」で構成）、「共通専門科目」、「基礎専門科目」、「必修科目」、「専門科目」（「地域福祉実践科目群」、「福祉臨床科目群」、「福祉文化科目群」で構成）及び「実践強化科目」からなる教育課程を編成している。【資料2-2-3】

(リハビリテーション学科)

対象となる人々への援助を行う上で必要となる臨床感性に優れ、高い臨床技術を持ち、地域社会の医療に寄与できる実践的理学療法士を育成するため、「生活者」「生活環境」「自立」「援助」を理念として教育課程を編成している。具体的には、「共通科目」（「人間と生活の理解」、「ことばと文化」、「科学的思考の基盤」で構成）、「共通専門科目」及び「専門科目」（「専門基礎科目」、「基礎理学療法学」、「臨床理学療法学」、「臨床実習」、「卒業研究」で構成）からなる教育課程を用意している。【資料2-2-3】

(鍼灸スポーツ学科)

鍼灸スポーツ学を主体とした保健・医療・福祉に関する専門的で高度な知識、技術についての教育研究を行い、広い視野と良識ある教養を持ち、医学的、科学的検証に必要な知識及び判断力を有し、生活者への対応能力に優れた人材を養成するため、「基礎分野」（「人間と生活の理解」、「ことばと文化」、「科学的思考の基盤」で構成）、「専門基礎分野」（「人体の構造と機能」、「疾病の成り立ち、予防及び回復の促進」、「保健医療福祉とはりきゅうの理念」で構成）及び「専門分野」（「基礎はりきゅう学」などの専門科目群と、「トレーニング論」などの統合領域科目群などで構成）及び「自由選択科目」からなる教育課程を編成している。【資料2-2-3】

(口腔保健学科)

人間の各ライフステージや生活の場である地域社会におけるコミュニティにおいて・保健・医療・福祉に口腔保健学の見地から健康やQOL(Quality of Life)の向上を支援し、他専門職との知識の共有と円滑な協働など幅広い活動により口腔保健推進の中心的役割を担う歯科衛生士を育成するため、「基礎分野」（「人間と生活の理解」、「ことばと文化」、「科学的思考の基盤」で構成）、「専門基礎分野」（「人体の構造と機能」、「歯・口腔の構造と機能」、「疾病の成り立ち、予防及び回復過程の促進」、「歯・口腔の健康と予防に関

わる人間と社会の仕組み」で構成)、「専門分野」(「口腔保健学概論」などの専門科目群)、「選択必修分野」、及び「自由選択科目」からなる教育課程を編成している。【資料2-2-3】

■看護福祉学研究科

『『保健、医療、福祉を幅広く学ぶ』という独自の教育実績と研究成果を基に、看護福祉及び精神保健のより高度な学術の理論及び応用を教授研究し、専攻分野における研究や高度の専門性を要する職業に必要な能力を有する人材を養成する。』という理念の下、各専攻がこれとの整合性を保ちながら、独自の理念を策定し、それに基づいて体系的な特色ある教育課程を編成している。【資料2-2-4】

(看護学専攻)

科学的根拠に基づく看護を目指し、看護学分野について幅広く高度で総合的・専門的な教育研究を行い、臨床、管理、教育あるいは研究において、優れたリーダーシップを発揮し得る能力を備えた人材を養成するとともに、人間性豊かな人格を養うため、研究科に設置されている3つの専攻に在籍する学生が共通に学ぶ「共通科目」と「専門科目」から成る教育課程を編成し、専門科目は、「看護学専攻共通科目」、「基礎看護学分野」(「基礎看護学領域」、「看護病態機能学領域」で構成)、「実践看護学分野」(「がん看護学領域」、「小児看護学領域」、「老年看護学領域」、「地域看護学領域」で構成)で構成している。【資料2-2-5】

(精神保健学専攻)

精神保健の実情を明確にふまえ、この領域の専門的知識や技術を修得し、他の保健医療専門職や社会福祉職と共働するとともに、リーダーシップやコーディネート機能を発揮して問題解決や対象者の支援ができる実践的専門職を育成するため、3専攻共通の「共通科目」と「専門科目」から成る教育課程を編成し、さらに、専門科目は「発達」「社会」を中軸として「発達精神保健学」「社会精神保健学」の2分野を設定し、2分野共通科目として「精神保健学専攻共通科目」で構成している。【資料2-2-5】

(健康支援科学専攻)

本専攻における教育課程は、課程制大学院の趣旨に沿った教育課程・研究指導を実施し、健康支援科学を推進するための口腔機能支援科学並びに身体機能支援科学に関する学際的な専門的知識及び能力を修得させるものとしている。既存の看護学専攻、精神保健学専攻領域を含み医療専門職の教育・教授領域をできるだけ連携・統合し、本専攻内の2分野の枠を越えた教育課程概要並びに科目内容とするよう配慮しており、「共通科目」「研究基盤科目」「臨床応用科目」「研究応用科目」「総合(健康支援科学研究)」の5区分による教育課程を編成している。【資料2-2-5】

【エビデンス集】

【資料2-2-1】九州看護福祉大学学則第1条、第3条の2

【資料2-2-2】九州看護福祉大学大学院学則第6条の2

【資料2-2-3】九州看護福祉大学学則別表I

【資料2-2-4】平成26年度(2014)学生便覧(大学院)8頁

【資料2-2-5】九州看護福祉大学大学院学則別表

【自己評価】

建学の理念、大学の基本理念及び教育方針に基づき本学の目的が掲げられ、その目的を達成するため、各学科並びに各専攻の教育研究上の目的が規定されている。各学科並びに各専攻の教育課程の編成方針は、これらを基に明確に定められており、学則等にも明らかにされている。

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

【事実の説明】

(1) 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成

■看護福祉学部

本学のカリキュラムは、本学がこれまでに蓄積してきた保健・医療・福祉の関連学問領域における豊富な知見を背景として、1学部5学科の緊密な連携を目指し、以下のよう

- 1) それぞれの学科における専門科目の履修に先立ち、幅広い教養、視野、判断力及び専門領域に関連した基礎的知識の修得、さらには人間性豊かな人格を養うための「共通科目」(基礎分野)、「共通専門科目」(専門基礎分野)
- 2) 各学科の本質、構造と方法を理解し、大学内の教室における専門の看護学、社会福祉学、リハビリテーション学、鍼灸スポーツ学及び口腔保健学に関する「専門科目」(講義・演習)
- 3) 学外の病院、保健所、障がい者施設、各種保健福祉施設及び行政機関等で実践力、応用力を学ぶ「専門科目」(実習)
- 4) 高等学校教諭一種免許、中学校教諭一種免許及び養護教諭一種免許、さらには、保健師並びに助産師国家試験受験資格、アスレティックトレーナー、健康運動指導士等の免許・資格を得るための科目のうち、卒業要件としては認められない「卒業要件以外の科目」

これらの科目を必修科目、選択科目等として分類し、講義、演習、実習等の方法により授業を行っている。これらは、教育目的を達成するために本学独自に設けられた科目であり、教育課程編成方針に沿って開設された科目となっている。

「共通科目」(基礎分野)、「共通専門科目」(専門基礎分野)のうち、「英語Ⅰ」(学科によっては「英語Ⅱ」(医療英語))や「情報リテラシー」は全学科共通で必修科目となっているが、その他の科目は各学科により基礎知識としての重要度が異なるため、必要に応じて必修科目と選択科目とに設定されている。また、「専門科目」については各学科等の教育目標に基づき設定されているが、国家試験受験資格の取得に必要な科目が多く、そのほとんどが必修科目となっている。このように、教育上の目的を達成するために必要となる「共通科目」及び「専門科目」を自ら開設し、各学科等の専攻に係る専門的知識・技術を教授でき、さらには卒業後の進路を見据えた科目が体系的に設定されており、内容も適切である。

(2) 教授方法の工夫・開発

教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成がなされ、編成方針に沿った科目が開設されていると同時に、各学科の教育目的を実現するため、教授方法においても各学科で工夫・開発が行われている。

看護学科では、教養を積みつつ、看護専門科目を段階的に修得できるように、講義・演習・実習を混在させ、科学的思考力と看護実践能力を引き出す教育を目指している。また、生活者の視点から看護を統合し、対象者に必要な看護を提供できるよう、経験の浅い学生に対する教授方法を模索し続けている。

社会福祉学科では、専門的に学んだ学生が、社会福祉に関わる国家資格の受験資格を円滑に取得できるよう、法令に準拠した適切なカリキュラム改訂を行い、また、学生の学修次第で2つの国家資格の受験資格の同時取得を可能にし（「介護福祉士」と「精神保健福祉士」の組み合わせを除く）、併せて、社会福祉士国家試験受験資格と「高等学校教諭一種免許（福祉）」「養護教諭一種免許」「認定心理士」のいずれかとの組み合わせも可能なカリキュラム編成を実現している。

リハビリテーション学科においては、臨床実習を経験した3年次、また国家試験を目前に控えた4年次に、基礎学力不足を自覚する学生が少なくない。そのため、平成24(2012)年度以降のカリキュラムにおいて、解剖生理学、病態生理学、疾患学などの知識を、従来の「リハビリテーション医学」1科目であったものから、「リハビリテーション医学Ⅰ」で運動器学を、「リハビリテーション医学Ⅱ」で神経学を、「リハビリテーション医学Ⅲ」で内臓学をそれぞれの領域での疾患と結びつけて講義している。また、臨床理学療法学すべてにおいて問題解決型授業（チュートリアル方式）を取り入れていたが、座学型授業へと一部を除き移行した。

鍼灸スポーツ学科では、「鍼灸治療所実習Ⅰ・Ⅱ」において、一指導教員当たりの担当学生数を、原則として3～4名までに留めた少人数制の臨床指導を実施し、実際の外来患者の診療から、施術所の運営体験に至るまで、きめ細かな臨床研修を展開している。また、「アスレティックトレーナー専門実習」においては、知的障がい者スポーツ並びに肢体不自由者スポーツなど、医療福祉系の総合大学に相応しい領域において実習を行っている。さらに、鍼灸医療とスポーツ医学との連携を重視し、トレーナー資格を持つ鍼灸治療院、はり師きゅう師が勤務する病院等を実習先を選び、臨床現場におけるスポーツ系資格とはり師きゅう師との関係が理解しやすい実習となるよう工夫をしている。

口腔保健学科では平成25(2013)年度より、カリキュラムポリシーに記載された「コミュニティ（地域）とライフステージ（発達）という人間を捉える二つの視点から、口腔保健学の具体的展開を考え、専門職の使命と国内外を問わない活動可能性を探求する」ため、4年次に、選択科目としてコミュニティ口腔保健実習指導、コミュニティ口腔保健実習、ライフステージ口腔保健実習を選択科目として新設し、コミュニティ（タイ王国 バンコク市スラム地区、ミャンマー難民キャンプ）における口腔保健実習を実施し、また各ライフステージにおける終末医療施設、産婦人科での口腔保健実習を行っている。さらに、養護教諭一種免許を取得するため「卒業要件外科目（教育職員免許取得必須37

単位を含む)」の選択が必要となるが、各分野に教職課程の科目も必須または選択科目として開設されており、学生の単位履修に過度な負担とならないように配慮されている。

【資料2-2-6】【資料2-2-7】

以上のように、各学科とも学生の学修の充実を図るため、教授方法の工夫・開発を行うと同時に、平成25(2013)年度入学者から、1年間に履修登録できる単位数を48単位に定め（保健師課程及び教職課程履修者並びに鍼灸スポーツ学科を除く）単位の実質化を図っている。さらに、学外実習を履修するにあたっては5学科とも、関連の先修科目の単位取得を義務付けるなど、実践力、応用力が身につくようにきめ細かく科目、単位の設定を行っている。また、それぞれの養成に携わる演習、実習の教員はすべて専任教員を配置し、必要に応じ、講習会などの研修には早めに参加させるとともに、学科教員全体の教授能力を高めるために、学科FD(Faculty Development)委員会を設置し、FD活動に努めている。【資料2-2-8】【資料2-2-9】

【エビデンス集】

【資料2-2-6】 コミュニティ口腔保健実習 実習要項

【資料2-2-7】 コミュニティ口腔保健実習 報告書

【資料2-2-8】 九州看護福祉大学授業科目の履修に関する規程第4条

【資料2-2-9】 学外実習に関する内規

【自己評価】

各学科等の教育課程編成方針に沿って授業科目が設定され、それらを必要に応じて必修科目、選択科目に分け年次別に履修させている。その中でも特に、各学科等学生が共通で受講できる「共通科目」（基礎分野）、「共通専門科目」（専門基礎分野）を設け、幅広い教養、視野、判断力及び専門領域に関連した基礎知識を修得できるようにすることで、大学の目的の一つである人間性豊かな人材養成への力となっているほか、各学科で実施する専門科目は、看護学、社会福祉学、リハビリテーション学、鍼灸スポーツ学、及び口腔保健学の本質、構造と方法を理解する上で必要な科目となっている。

(3) 2-2の改善・向上方策（将来計画）

履修科目の登録上限を定め、専門科目を段階的に修得できるよう教授方法の工夫を重ね、さらに、学生の授業理解の到達度を勘案しながら、効果的で効率的な教育課程の検討を継続する。

2-3 学修及び授業の支援

《2-3の視点》

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA (Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

(1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

2-3-① 教員と職員の協働並びにTA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

【事実の説明】

(1) 教員と職員の協働による学修支援及び授業支援

教育研究支援のための事務体制については、大学事務局長の下、「総務課」、「経理課」、「教務課」(「入試室」含む)、及び「学生課」(「就職支援室」含む)に専任職員を配置して対応している。事務局各課は、教育研究及び学生支援業務を主として議題とする各種委員会(「教務委員会」、「学生委員会」、「教職課程運営委員会」、「附属図書館運営委員会」、「国際交流委員会」、「紀要編集委員会」、「倫理委員会」等)の事務局としての機能とともに、事務局長や事務局次長及び各課長らが各種委員会の構成員となり議事に参加しているため、教員組織と十分な連携を保つことができ、教育研究活動を支援する体制は整っているといえる。(図2-3-1) (図2-3-2)

図2-3-1 学校法人熊本城北学園九州看護福祉大学事務組織図(一部省略)

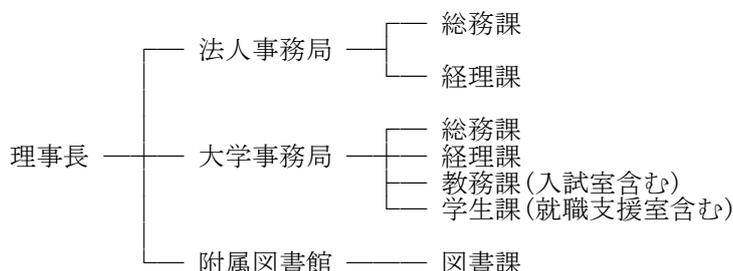
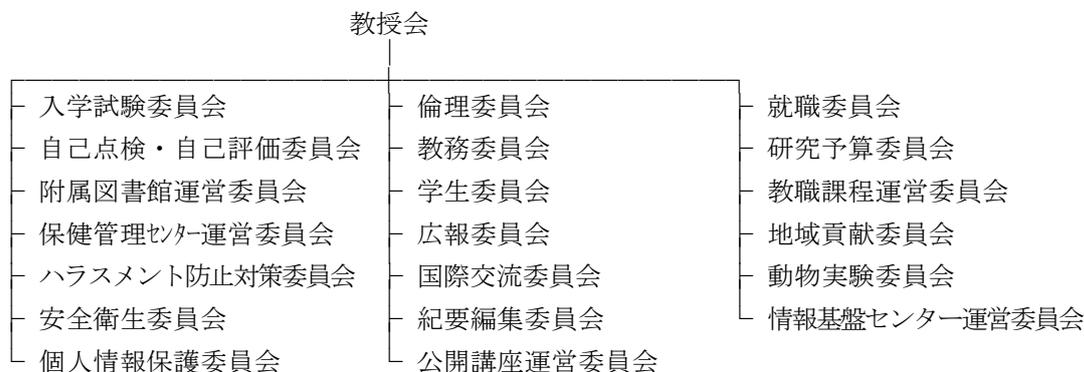


図2-3-2 各種委員会



教育支援関係については「教務課」「学生課」が担当し、教務課は主として学部教育の支援を業務とする「教務係」、主に大学院教育を支援する「大学院係」及び教職免許取得に係る支援業務を主とする「教職課程係」に細分化され、業務の範囲と責任とを明確に

している。学生課は「学生係」「厚生係」「課外活動係」及び「就職支援室」に分かれ、それぞれ学内の生活支援、奨学金をはじめとする経済的支援、学生の課外活動に関する支援、就職活動支援を行っている。係を細分化し、業務と権限を明確にしているが、当然のことながら、課員は業務の種類にかかわらず教員並びに学生に対応が可能なよう、常に課内でのミーティングを行い、情報の共有を図っている。

研究支援関係については「総務課」「経理課」及び「図書課」が主として対応している。教育研究支援の中核をなす図書館については、専任の司書資格を持つ職員を配置し、学生及び教員の教育研究支援を行っており、平日の午後7時まで開館することで学生及び教員への便宜を図っている。

なお、事務局長、事務局次長及び各課長が出席する事務局会議を毎月1回開催し、情報の共有を図っていることから、事務体制は十分整備されているとともに組織が適切に機能している。また、事務局では、学生と直接接する窓口業務を行っており、学生の生の声を聴取し、各委員会にも報告している。

(2) 各学科・研究科の学修支援及び授業支援の充実（TA等の活用を含む）

■看護福祉学部

(看護学科)

講義・演習科目では、シラバスの記載内容を充実させ、学修計画を立てやすくし、学生が理解しやすい教科書を選択している。必要と思われるときは、より解りやすい図表を用意し資料に用いている。講義では、講義時間とは別に質問時間を設け、教員による個別的学習支援を行い、特に演習科目では、専任教員に加えTAとして大学院生や非常勤助手を活用し、授業中に、より個別的な学修支援を行っている。実習のための附属病院・施設を持たない本学では、実習の実施は各病院の教育指導体制のもと、専任教員に加え非常勤実習助手を配置し、臨床現場で個別的学習支援を実施している。

各教員は各学年の少人数学生を指導教員（アドバイザー）として担当し、学生の学修状況（授業への出席、成績）だけでなく生活全般の相談に応じる体制をとっている。また、定期的に教務委員や学生委員との協働で、学生の学修実態の把握を行っている。さらに、必要なときは、早期面談などで学生の支援を行い、履修状況によっては、休学・退学・留年等も視野に入れた検討材料としている。特に留年生に対して、大学での居場所（学習支援室）を設け、看護学科教員全員で学修を支援する体制をとっている。【資料2-3-1】

(社会福祉学科)

教員ごとにオフィスアワーを明示して、学生の各種相談に応じている。特に初年次においては、「基礎演習Ⅰ」、「基礎演習Ⅱ」と「社会福祉特講Ⅰ」の科目を履修させることにより、早期の大学生活への定着や社会福祉へのアーリーエクスポージャー（早期体験学習）の機会を提供している。2年次においては原則として「演習科目」担当者、3年次・4年次においては「卒業研究指導」担当者に担任機能を与え、個別に指導を行える体制をとっている。相談内容に応じて、保健管理センター、就職支援室と連携して指導を行っている。

また、学科教務委員が Semester ごとに各学生の学修状況を把握し、問題が見られた

場合は、その都度、学生・保護者への連絡を行っている（特別履修指導）。さらに、「社会福祉学科実習センター」を設置し、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士受験資格取得のために演習・実習が必要な学生への便宜を図っている。また、実験系科目では教育的効果を狙ってTAを採用している。【資料2-3-1】

（リハビリテーション学科）

規則正しい生活の中での勉学習慣の獲得こそが、現状打破の大きな力となると考え、成績不良が原因で留年・休学した者のみを対象にした担任制度を設け、より細心の注意を払いながら学生面談を繰り返している。また、当学科に所属する二人の女性非常勤実習助手も、学生の相談窓口として大いに機能している。特に、作業療法士の資格を持つ実習助手については、精神医学・心理学に関する豊富な知識を背景に、学生の抱える心の問題のカウンセリングを、担任とは違った角度から担当してもらっている。臨床実習や国家試験直前などの極度の緊張を強いられる状況下で、精神状態をいかに安定化へ導くかが教育支援の重要な要因となっており、これらの精神的支援がもつ意義は大きい。

【資料2-3-1】

（鍼灸スポーツ学科）

鍼灸スポーツ学科ではチューター制度によって、学生の履修登録や出席状況を把握して個別指導を行うとともに、教員間でこれらの情報を共有しながら総括的に指導している。学修支援としては、国家試験出題基準を考慮した必修科目のシラバス内容の検討後、講義内容の重複や欠落がないよう調整している。特に理解度の低い科目についてはサブテキスト使用による小テストも実施している。実習に関しては、学生の参加状況や修得状況の情報を共有し、実習指導の充実を図っている。【資料2-3-1】

また、4年生を対象とした、週2回の放課後の国試対策講座を計画し、学科全教員で年間を通して進めている。また、年3回の業者模試のほかに、学内教員によるオリジナル模擬試験も年2回実施している。

（口腔保健学科）

学修支援としては、学期の初めに学年別にオリエンテーションを実施し、履修指導・学修の進め方等の指導を行っている。特に新入生に対するオリエンテーションでは、学修意欲や関心を高める講話を設け、学生一人一人に教員をアドバイザーとして配置し、学生のさまざまな学修ニーズを理解して、履修から学修の進め方、成績・単位修得に関する指導、学生生活での相談等きめ細かな支援を行っている。学生個人の修学、学生生活指導等のデータベースがあり、教員間で共有し活用しており、学生が常時、連絡・相談をしやすいようにオフィスアワーを明示している。【資料2-3-1】

さらに、学科教務委員は受講状況を把握し、1週間以上の欠席、欠席回数が多い等、学修意欲の低下や生活面で問題がある学生に対し、アドバイザーと連携し支援にあたっている。4年間の修業年限を越えた卒業延期を未然に防ぐために、3・4年次への進級時に未修得単位、頻回の授業欠席等修学上問題のある学生には、保証人へ書面で連絡し相談指導（希望者には面談）を実施している。

授業支援では、科目担当者は理論（知識）や演習（技術）が統合（実習）できるように、関連科目の担当者と講義内容の調整を行っている。学外実習前には知識・技術・態度の評価を行い、学外実習事前指導として技能不足の項目について補講指導を実施して

いる。演習（技術）で不安のある学生には、学期終了後時間を設定し、個々の学生の問題点を明確にすると共に教員指導を行い、技術修得支援を実施している。さらに、学業不振・授業欠席の多い学生には、当該学生担当アドバイザーや教務委員が面談を行い、学修から学生生活全般に至る幅広い内容の相談、指導等を適時かつきめ細かにを行い、中途退学者の発生を防いでいる。

■看護福祉学研究科

各専攻とも職業を有する院生が多いことから、各専攻の共通科目は、平日午後6時半からの夜間開講や土曜開講とするなど、院生の学修に便宜を図っている。また、専門科目についても院生の希望を入れて適宜修正するなど、きめ細かい配慮をしている。さらに、職業を有しながら大学院での学修を希望する院生のため、「九州看護福祉大学大学院学則第8条の2」及び「九州看護福祉大学長期履修に関する取扱い要項」第5条で長期履修制度を定め、最大4年間の修業年限を可能としている。【資料2-3-2】【資料2-3-3】

また、大学院での学修を希望する者への経済的支援策として、本学の臨地実習、現場実習、教育実習などの実習生受入れ施設等並びに本学と連携協定を締結している行政機関の職員が、本学大学院へ入学を認められた場合、連携協定を締結した地域（市町村等）に所在する施設等及び行政機関の職員については授業料の2分の1を、それ以外の施設等から入学する場合は3分の1を減免することとしている。なお、本学卒業生が本学大学院に入学する場合、入学金の2分の1を減免している。【資料2-3-4】

さらに、院生が修士論文の作成や資格・免許等の取得のため、国内外の大学院、研究所または病院、施設等で研究、調査及び実習に従事する費用の補助として、「大学院生研究費」を、2年間（長期履修の場合は3年間）で10万円支給している。この研究費の使用にあたっては、事前に指導教員への相談を義務付け、計画的な学修支援の一環として位置づけている。【資料2-3-5】

(3) TA等の活用による学修支援及び授業支援の充実

本学には、優秀な大学院学生に対し教育補助業務を行わせ、学部教育におけるきめ細かい指導の実現や大学院学生が将来教員、研究者になるためのトレーニングの機会を提供し、これに対する手当を支給することにより大学院学生の処遇改善を図るため、「研究科TA（Teaching Assistant）実施要項」を定めて運用している。平成26(2014)年度第1学期の実績では、「生体機能・形態演習」「小児看護学Ⅰ」の2科目においてTAが配置され、教員の補助者として指導にあっている。TAの職務内容は実験、実習、演習及び卒業研究等の教育補助業務である。【資料2-3-6】【資料2-3-7】

また、本学は実習のための附属施設がなく、その確保には多大のエネルギーを費やしているが、実習施設における学生の教育指導の充実のため、非常勤実習助手71人（平成25(2013)年度実績：看護学科63人、社会福祉学科3人、鍼灸スポーツ学科1人、口腔保健学科4人）を各施設に配置して対応している。

さらに、教育のための地域住民との交流として、社会福祉学科の「社会福祉特講Ⅰ」を挙げることができる。この講義は、主に社会福祉学科の新入生を対象とした、現下の日本で生起している「社会問題」に関し、その「当事者」の方々を外部講師として招聘

し、それぞれの問題の生起から、広く社会的承認を獲得するに至った過程を傾聴し、教育と研究、支援の可能性、さらに現代の社会問題の認識やそのプロセスに教育の果たす役割や展望を考える15回の講義で構成されている。社会福祉学科の学生だけでなく、他学科学生、大学院生及び地域住民が数多く参加し、「地域とともに学ぶ力」、「生涯にわたって学ぶ力」を育んでいる。【資料2-3-8】

【エビデンス集】

【資料2-3-1】平成26(2014)年度第1学期オフィスアワー

【資料2-3-2】九州看護福祉大学大学院学則第8条の2

【資料2-3-3】九州看護福祉大学長期履修に関する取扱い要項第5条

【資料2-3-4】九州看護福祉大学授業料その他納付金に関する規程第8条の運用について

【資料2-3-5】九州看護福祉大学大学院研究費に関する申し合わせ第3条

【資料2-3-6】研究科TA（ティーチング・アシスタント）実施要項

【資料2-3-7】平成26年度第1学期ティーチング・アシスタント一覧

【資料2-3-8】九州看護福祉大学平成26(2014)年度公開授業「社会福祉特講Ⅰ」のお知らせ

【自己評価】

事務職員は、学生に係る入学、修学、進路並びに教員に係る教育、研究の各業務に加え図書館業務を担当しているため、教育職員とともに学生の日常の諸活動を支えることができ、教育研究支援のための事務体制は効果的に機能していると判断した。また、事務職員の各委員会への出席は、教員と事務職員が共通認識を持つこととなり、教育研究に対する理解を深め、円滑化に大きく寄与している。

さらに、TAの活用や非常勤実習助手の採用により、講義、演習及び実習科目の指導がきめ細かなものとなり、学生の学修意欲や理解度の向上に良い影響を及ぼしている。また、地域住民の参加による講義科目の開講など、「地域とともに学ぶ」、「生涯にわたって学ぶ」力の育成を実践している。

(3) 2-3の改善・向上方策（将来計画）

教育研究の支援業務については、教員、職員一丸となって支援体制をとっているが、支援業務は増加傾向にあり、新しい時代に対応した教育研究環境の整備を図り、教員と事務職員との連携を深め組織的な取組みを強化する必要がある。さらに、学修意欲の低下や学業不振の背景には、発達障がいやメンタルヘルスに関わる問題を抱えていることがある場合を踏まえ、「困り感」を抱える学生の支援を強化するため、平成26(2014)年6月1日からキャンパスソーシャルワーカーを導入した。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

《2-4の視点》

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

(1) 2-4の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

(2) 2-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

【事実の説明】

(1) 単位認定の基準の明確化とその厳正な適用

単位については九州看護福祉大学学則第24条に単位計算方法等を示し、第26条でその授与について定めている。授業科目の単位は原則、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、講義及び演習科目は、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とし、実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位としている。授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与えることとしている。なお、卒業研究論文については、論文作成に必要な学修等を考慮して4単位としている。【資料2-4-1】

また、他大学等の既修得単位については、30単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなし、科目の受講免除及び単位認定を行っている。さらに、本学が他大学等との協議に基づき、教育上有益と認められた時は、入学後、学生が当該大学で履修した授業科目について修得した単位についても、30単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができるとしている。

【資料2-4-2】

なお、学生が1年間に履修登録できる科目の単位数は、原則として48単位までとしているが、保健師課程及び教職課程履修者並びに鍼灸スポーツ学科については、学生が所定の単位数を優れた成績をもって修得したと認められる場合は、48単位の制限を超えて履修登録をすることを認めている。【資料2-4-3】

研究科に係る単位認定及び成績評定基準については、九州看護福祉大学大学院学則第20条や九州看護福祉大学大学院研究科規程第6条、第7条に定められており、評価方法についてはシラバスに掲載されている。【資料2-4-4】【資料2-4-5】

また、他の大学院または本学大学院での既修得の単位についても、本人の申請により、研究科委員会が10単位を超えない範囲で本学大学院の授業科目を履修したものとみなし、受講免除及び単位認定を行っている。さらに、学生は1年を超えない範囲で、他の大学院または研究所等において必要な研究指導を受けることができ、10単位を限度に本学大学院の授業科目の履修により単位を修得したものとみなすことができるとしている。

【資料2-4-6】

(2) 進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

卒業・修了認定の基準は、九州看護福祉大学学則第37条及び別表Ⅱ、九州看護福祉大学大学院学則第25条及び別表に規定されており、研究科についてはさらに九州看護福祉

大学大学院研究科規程により、領域別、分野別の必要単位数を定めている。これらは学生便覧にも掲載し、周知できている。【資料2-4-7】【資料2-4-8】【資料2-4-9】

卒業・修了認定とは直接の関係はないが、保健師養成課程の履修を希望する学生は、「九州看護福祉大学保健師養成課程履修に関する細則」第4条により、3年次までの学科成績及び面接結果を基に、履修を希望する学生の中から20人が選抜される。また、鍼灸スポーツ学科の3つのコース（「スポーツ教育コース」、「コミュニティスポーツコース」及び「トレーニング科学コース」）の履修を希望する学生は、「九州看護福祉大学鍼灸スポーツ学科コース制履修に関する細則」により、2年次までの学科成績及び面接結果を基に、履修を希望する学生の中から所定の人数が決定される。【資料2-4-10】【資料2-4-11】

なお、各学科とも進級に関する制限（成績による原級据置きなどの制限）を設けていないため、成績の如何にかかわらず学年は進行するが、各学科の「学外実習に関する内規」により、2年次以降に開始される学外実習、学内実習の履修登録をするための「先修科目」が設定され、履修登録の条件が定められている。そのため、「先修科目」の単位修得がなされていない学生は当該学年に開講されている実習が履修できないため、未修得科目の履修に専念せざるを得ないこととなっている。【資料2-4-12】

卒業判定は、あらかじめ教務委員会で各学科の卒業要件に基づき、学生の修得単位数、在学期間及び授業料等の未納の有無を確認し、その後、教授会で卒業判定会議を開催し承認を得ている。修了判定についても、研究科におかれている審査委員会が修士論文の審査及び試験を行い、審査委員会の報告に基づき、研究科委員会で最終的に決定している。

【エビデンス集】

【資料2-4-1】九州看護福祉大学学則第24条、第26条

【資料2-4-2】九州看護福祉大学学則第29条、第27条

【資料2-4-3】九州看護福祉大学授業科目の履修に関する規程第4条

【資料2-4-4】九州看護福祉大学大学院学則第20条

【資料2-4-5】九州看護福祉大学大学院研究科規程第6条、第7条

【資料2-4-6】九州看護福祉大学大学院学則第23条、第22条

【資料2-4-7】九州看護福祉大学学則第37条、別表Ⅱ

【資料2-4-8】九州看護福祉大学大学院学則第25条、別表

【資料2-4-9】九州看護福祉大学大学院研究科規程

【資料2-4-10】九州看護福祉大学保健師養成課程履修に関する細則

【資料2-4-11】九州看護福祉大学鍼灸スポーツ学科コース制履修に関する細則

【資料2-4-12】学外実習に関する内規

【自己評価】

単位認定、進級及び卒業・修了認定についての基準は明確に定められており、あらかじめ学生便覧、シラバス及びオリエンテーション等で周知されている。また、免許・資格を得るための保健師課程及び教職課程履修者並びに鍼灸スポーツ学科の各コース履修希望者の履修要件についても、明確にその基準が示されている。さらに、卒業・修了判

定とも、厳格な手続を経て行なわれている。

(3) 2-4の改善・向上方策（将来計画）

学生のニーズや社会的需要を的確に把握し、現行の卒業・修了要件科目、単位数などの見直しを行いながら、厳格に運用されている単位認定、進級及び卒業・修了認定等を継続する。

2-5 キャリアガイダンス

《2-5の視点》

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

(1) 2-5の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

(2) 2-5の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自律に関する指導のための体制の整備
【事実の説明】

1. インターンシップ等を含めた、キャリア教育のための支援体制の整備

(1) 教育課程内でのキャリア教育支援

本学は、保健・医療・福祉分野の専門職業人を育成する大学であり、1学部5学科体制で、各々の学科が各種国家試験の受験資格を取得できるカリキュラム構成となっている。実習は、各種国家試験受験資格を取得するための要件であり、教育課程内で実施している。本学では、実習をインターンシップと捉えており、同時にキャリア教育の役割を果たしているといえる。

(看護学科)

看護学科では、看護師や保健師（平成24(2012)年度入学生より選択制）の国家試験受験資格取得を目指し、卒業後のキャリアアップを意識した学内演習と学外実習を導入している。学外実習は、大学が所在する地域を中心に県内外の医療施設等の協力を得て、これらの関係機関の特徴を勘案しながら実践経験豊富な本学教育職員並びに非常勤実習助手を配置し、実習の効果を上げている。看護師国家試験受験資格要件として、1・2年次に基礎看護学実習、3年次に領域別看護学実習（成人、老年、精神、在宅、母性、小児）と看護統合実習を段階的に計23単位1,035時間実施している。4年次に、保健師国家試験受験資格要件としての地域看護学実習Ⅰ・Ⅱを4単位180時間（平成24(2012)年度入学生から公衆衛生看護学実習5単位225時間）、助産師国家試験受験資格要件としての助産学実習9単位405時間（平成23(2011)年度入学生まで実施）を実施している。また、高等学校教諭一種免許（看護）の資格取得を希望する学生は教育実習を3単位135時間、養護教諭一種免許の資格取得を希望する学生は養護実習5単位225時間を実施している。

【資料2-5-1】

(社会福祉学科)

社会福祉学科では、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士の3つの国家試験受験資格をベースに、地域で活躍する専門職と関わる機会を作り、学生にキャリアを考えさせる場を提供している。1年次の「基礎演習Ⅰ」、「基礎演習Ⅱ」のグループ活動の中で、自己の将来を考えさせる機会を設け、2年次以降の演習や実習指導の中では、国家資格を持ち実務経験のある教育職員から、実際的な体験や情報が伝達されている。実習前の集団指導の中では、福祉の専門領域で活躍している卒業生の実体験を聞き、将来のキャリアを実感できる機会を設けている。社会福祉士国家試験受験資格要件としての相談援助実習は、4単位180時間、精神保健福祉士国家試験受験資格要件としての精神保健福祉援助実習Ⅰ・Ⅱは、4単位180時間（平成25(2013)年度入学生から6単位270時間）、介護福祉士国家試験受験資格要件としての介護実習Ⅰ～Ⅴは10単位450時間実施している。また、高等学校教諭一種免許（福祉）の資格取得を希望する学生は教育実習を3単位135時間、養護教諭一種免許の資格取得を希望する学生は臨床看護実習及び養護実習を計7単位315時間実施している。その他の資格として、認定心理士の資格取得、生きがい情報士の受験資格取得が可能となっている。【資料2-5-2】

（リハビリテーション学科）

リハビリテーション学科では、理学療法士の国家試験受験資格取得を目指し、1年次から「理学療法概論」の一環として、1日学外見学実習（早期体験学修）を設定し、将来の職場がどのようなものかを実際の施設で経験する。その準備として、現職の理学療法士による講話や患者とのコミュニケーションについてのシミュレーションとグループワークを実施している。1年次2学期の理学療法概論では、キャリアデザインのために、理学療法を取り巻く環境やニーズの変化、コミュニケーション能力、中長期的学修計画、卒業後の進路デザインの授業を行っている。実習前には、患者やスタッフ対応について個別に指導し、段階的に地域理学療法学実習及び臨床実習Ⅰ～Ⅲを計20単位900時間実施している。【資料2-5-3】

（鍼灸スポーツ学科）

鍼灸スポーツ学科では、はり師・きゅう師の国家試験受験資格取得を目指しながら、オプションで3つのコースから選択し、それぞれスポーツ関係の資格や保健体育の教員免許の資格取得を目指すことができ、各コースに応じた実習を実施している。

はり師・きゅう師の国家試験受験資格要件としての実習は、臨床コミュニケーション、はり・きゅう基礎実習Ⅰ・Ⅱから鍼灸臨床実習Ⅰ～Ⅲ、鍼灸治療所実習Ⅰ・Ⅱと段階的に進め、計20単位750時間を実施し、その内、鍼灸治療所実習Ⅰ・Ⅱの4単位180時間は、本学附属鍼灸臨床センターで実施している。前述の実習のほか、「社会鍼灸学演習（施設見学を含む）」（2単位60時間）では、実際に鍼灸治療院や鍼灸治療を行っている病院、東洋医学と関係する企業などへの見学実習を実施している。

スポーツ教育コースでは、高等学校教諭一種免許（保健体育）、中学校教諭一種免許（保健体育）の資格取得のために、教育実習を3単位と5単位の計8単位360時間、コミュニティスポーツコースでは、健康運動指導士（健康・体力づくり事業財団）受験資格取得のためにエアロビック実習及びフィットネスマネジメント実習を計2単位60時間、トレーニング科学コースでは、アスレティックトレーナー（日本体育協会）受験資格取得のためのアスレティックトレーナー専門実習Ⅰ～Ⅵを計6単位180時間の実習を実施して

いる。【資料2-5-4】

(口腔保健学科)

口腔保健学科では、歯科衛生士国家試験受験資格取得を目指して、基礎科目と専門科目を連動させた体系的なキャリア教育を行っている。特に、3年次の「口腔疾患予防学演習Ⅲ」では、ロールプレイによるコミュニケーション能力やプレゼンテーション能力を高め、口腔保健臨床実習Ⅲ（歯科診療所）、口腔保健臨床実習Ⅳ（病院）においては、専門分野の知識を修得するとともに、ディスカッション能力、話す能力、まとめる能力等を育成している。また、将来に向けた指針・展望を得るために、3年次の演習や実習において、行政・臨床・企業等の各領域の外部講師により、キャリア形成経験を含む職業と密接に関連した教育を実施している。その他、4年生を対象に、職業観・勤労観の育成及び将来に向けての目標や課題を明確にするために、将来のキャリアに関する職業体験の具体的成果をレポートによりフィードバックさせ、研修先に対して役立つような提言を行っている。歯科衛生士国家試験受験資格要件として、1年次に口腔保健臨床実習Ⅰ（早期臨床実習）、2年次に口腔保健臨床実習Ⅱ（基礎実習）、3年次に口腔保健臨床実習Ⅲ（歯科診療所）、口腔保健臨床実習Ⅳ（病院）、地域支援臨床実習（区役所子供課・保育所・幼稚園）、4年次の発達支援臨床実習Ⅰ（障がい児・者）、発達支援臨床実習Ⅱ（高齢者）の計20単位900時間（平成25(2013)年度よりコミュニティ口腔保健実習及びライフステージ口腔保健実習の2単位90時間を追加）の実習を実施している。また、歯科衛生士の他に養護教諭一種免許の資格取得を希望する学生は、臨床看護実習及び養護実習計7単位315時間の実習を実施している。【資料2-5-5】

(2) 教育課程外でのキャリア教育支援

1) 国家試験対策

資格取得のための支援として、各学科に国家試験対策委員会を設け、国家試験対策講座、国家試験模擬テストや個別相談を実施している。併せて、国家試験の受験申請手続き及び受験会場への団体移動・宿泊等においても支援し、各種国家試験の前日や当日には、教育職員が数名同行し、学生 の精神面・身体面のサポートを行っている。【資料2-5-6】

2) 就職ガイダンス

早い段階から、キャリア支援を行う必要があるとの考えから、全学科の3年生全員を対象に、「就職ガイダンス」を実施しており、開催時期や内容は、各学科の状況に応じて設定している。「就職ガイダンス」は、就職活動マニュアルを作成し、専門の就職アドバイザーによる就職に対する心構え、求人状況、活動方法等の説明及び卒業生による就職活動や国家試験対策等の体験談を年3回実施している。学生は、この機会を通して具体的に就職活動がイメージでき、その後の活動計画に反映させている。

3) ビジネスマナーセミナー及び労働法規セミナー

キャリア支援の一環として全学科の学生を対象に、「ビジネスマナーセミナー」や「労働法規セミナー」を実施している。

ビジネスマナーセミナーは、実習を修了した3年生を対象に、就職活動や就職後に必要となる基本的なビジネスマナーについて、外部講師を招いて実施している。また、平成26(2014)年度からは、実習前の2年生全員を対象に、患者や利用者との対人関係に必

要となるマナーの基本について、セミナーを実施する。セミナーの開催時期や内容は、各学科及び学年の状況に応じて設定し、計年間4回開催している。

さらに、厚生労働省熊本労働局から担当者を招き、労働法規セミナーを開催している。これは、4年生全員を対象に、就職活動中や就職後のトラブルに巻き込まれないために、知っておかなければならない労働法規についての講話を年1回実施している。トラブルの具体例について説明があり、就職先の選出に役立てている。

4) 合同就職説明会

全学科の3～4年生を対象として、学生が就職先を選択する上で必要な情報収集の場として有効活用できるように、春期と秋期の年4回、求人対象施設を本学に招いて「合同就職説明会」を開催している。春期は、5月に熊本城北地区、九州・山口地区、関東・関西地区に分けて3回実施し、早期の求人が多い看護学科を中心に全学科の学生を対象に開催している。秋期は、9～10月に九州地区を中心に1回実施し、看護学科以外の学生を対象に開催している。毎回、求人施設と学生にアンケート調査を実施しており、その結果を基に改善を行っている。学生からは、「参加者が本学の学生のみなのでゆっくり話を聞ける」と好評であり、この説明会をきっかけにして、就職先を決定する学生もおり、有効活用されている。【資料2-5-7】【資料2-5-8】

2. 就職・進学に対する相談・助言体制の整備と適切な運営

(1) 就職委員会

教授会の下にある就職委員会は、在学生及び卒業生の就職を円滑に進めるために設置されている。委員会組織は、各学科から選出された専任講師以上の教育職員各2名と学生課長の計11名の委員により構成されている。就職委員会は、毎月1回開催され、①学生の就職指導に関すること、②学生の就職先開拓に関すること、③学生の就職斡旋等に関すること、④大学推薦者の選考に関すること、⑤その他就職委員会が必要と認めること、について審議している。【資料2-5-9】

各学科の就職委員は、全学年に対する定期的なオリエンテーションをはじめ、具体的な就職の情報提供、相談、指導、就職先の開拓、大学推薦者の選考等に関わっている。また、後述する「就職と学修に関する保護者との地区連絡会」や前述した「合同就職説明会」、「就職ガイダンス」及び「ビジネスマナーセミナー」等において、学生課就職支援室と協働して企画を立案、実施し、効果を上げている。

(2) 就職相談室

全体的な就職支援については、本館1階に専用の就職相談室を設け、就職支援室の職員である専門の就職アドバイザーを常駐させ、就職等で困ったときはいつでも相談できる体制をとっている。また、4月のオリエンテーション後に、全学科4年生全員を対象にした就職アドバイザーによる個人面談を実施しており、学生個々の就職に対するニーズを把握して、きめ細かなアドバイスを行っている。また、就職が決まらないまま卒業した学生に対しても、就職決定者と同様に社会人としてのスタートが切れるよう、個別支援を実施している。

就職相談室には、求人票検索専用のコンピュータを4台配置して、いつでも気軽に利用できる環境を整備している。施設等からの求人情報や施設紹介の資料はもとより、毎

年、卒業生が残した就職試験問題・面接内容や就職後の状況についての情報も閲覧できる。また、就職を希望する地域や職種を登録すると、新規の求人情報が入力された時点で、学生の携帯電話（スマートフォン）に自動配信される機能や、大学に来ている施設等の求人情報を学内のコンピュータだけではなく、学外のコンピュータからも自由に閲覧できる利便性の高い就職システムを構築して、全学生の就職活動をサポートしている。

【資料2-5-10】

(3) 就職と学修に関する保護者との地区連絡会

就職と学修に関する学生・保護者との意見・情報交換の場として、「就職と学修に関する保護者との地区連絡会」を全学科の2～4年生を対象に、年2回（6月～9月）、九州・沖縄各県の計10会場で開催をしている。この連絡会では、全体会で、就職や学修についての近況報告と卒業生による体験談（学修の進め方、国家試験受験対策、就職活動の取り組み、現在の職場での体験等）の発表を実施し、参加した保護者と学生の意識向上に役立っている。また、希望者には、学生・保護者・教育職員による三者面談を行い、就職以外の学修や学生生活についての相談や指導を行っている。

毎回、アンケート調査を実施しており、約80%の人が良かったと回答し、特に、卒業生の体験談は「今後に活かせる」、「三者面談は具体的な相談や指導が受けられた」と好評である。しかし、あまり良くなかったという評価も2～4%あり、主に会場設営に関することが多く、これらの意見を踏まえて毎年改善を行っている。【資料2-5-11】【資料2-5-12】

【エビデンス集】

【資料2-5-1】 看護学科実習科目一覧

【資料2-5-2】 社会福祉学科実習科目一覧

【資料2-5-3】 リハビリテーション学科実習科目一覧

【資料2-5-4】 鍼灸スポーツ学科実習科目一覧

【資料2-5-5】 口腔保健学科実習科目一覧

【資料2-5-6】 国家試験合格状況

【資料2-5-7】 合同就職説明会参加病院・施設数

【資料2-5-8】 合同就職説明会参加学生数

【資料2-5-9】 九州看護福祉大学就職委員会規程第4条

【資料2-5-10】 就職相談室等の利用状況

【資料2-5-11】 就職と学修に関する保護者との地区連絡会参加状況

【資料2-5-12】 就職と学修に関する保護者との地区連絡会アンケート結果

【自己評価】

本学は、保健・医療・福祉分野の専門職業人を育成する大学として、各学科共に国家試験受験資格を取得するために必要な実習を実施し、これらをインターンシップとして捉えており、教育課程内での支援体制は整備されている。また、教育職員と事務職員で構成された就職委員会と就職支援室に所属する専門の就職アドバイザーにより、就職・進学に対する相談・助言体制も整備されている。教育課程外においても、国家試験対策、就職ガイダンス、ビジネスマナーセミナーなどの支援体制を設けている。これらの結果、

本学は毎年高い就職率を維持するとともに、多くの学生が資格を活かした職業についており、社会的・職業的自立に関する指導体制を整備していると判断した。【資料2-5-13】
【資料2-5-14】

【エビデンス集】

【資料2-5-13】 就職の状況（過去3年間）

【資料2-5-14】 卒業後の進路先の状況（前年度実績）

(3) 2-5の改善・向上方策（将来計画）

本学は、開学から16年が経過し、国家資格を有する保健・医療・福祉分野の専門職業人の育成を行なうという明確な目標があるため、キャリアガイダンスは、他の一般大学よりも進めやすく、整備されてきた。しかし、国家資格の取得を目指さない学生や進路を変更する学生・卒業生に対する支援は、整備途上といえることから、キャリアカウンセラー等の有資格者によるキャリアアドバイザー制度の導入について、就職委員会を中心に検討を開始している。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

《2-6の視点》

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

(1) 2-6の自己判定

基準項目2-6を満たしている。

(2) 2-6の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

【事実の説明】

教育・学修の評価は、授業への出席状況や受講態度等を加味しながら、主として第1学期、第2学期ごとに、所定講義回数（15回）外で実施される試験によって行なわれている。このことは、シラバスに「履修上の注意事項」及び「評価方法」として、その種類、割合など詳細に記述されている。【資料2-6-1】

評価の基準については「九州看護福祉大学授業科目の履修に関する規程」第7条に定めており、各科目担当教員が評価方法を基に判定している。試験成績は試験終了日の1週間後に教務支援システム「ライブキャンパス」に掲載され、学生は自らパソコンを利用して結果を知ることができる。さらに、平成25(2013)年度からは、学外からでもアクセスが可能なようにシステムを変更し、携帯電話（スマートフォン）でも成績が確認できるようにした。【資料2-6-2】

また、本学は平成16(2004)年度からGPA（Grade Point Average）制度を導入しており、学生本人は「ライブキャンパス」により知ることができる。（表2-6-1）GPAの結果

は、学外実習の履修の可否の材料として利用される。このことは、学外実習に関する内規や教職課程履修細則に規定されており、一定のGPA以下の場合、本人及び保護者と面談を行った上で履修が制限され、教育実習、養護実習が許可されない場合がある。さらに、GPAは成績優秀者表彰の際にも利用される。【資料2-6-3】【資料2-6-4】【資料2-6-5】【資料2-6-6】

なお、GPAについては、「GPA制度及び履修登録科目の取消し等に関する内規」が制定され、GPAの算出に関わる科目の詳細、GPAの種類（「学期GPA」及び「通算GPA」）、履修登録した科目の取消しに関し必要な事項を定めるなど、学生の学修意欲を高めるとともに、厳格な成績評価と学生の学修支援に役立てている。【資料2-6-7】

教育目的の達成状況を検証するためのひとつ方法として国家試験の合格実績や各学科の就職状況が挙げられるが、本学の国家試験合格率、就職率は全国的にみても高い。「社会福祉士」「精神保健福祉士」新規卒業者の合格実績は全国平均を越え、九州域内でも高い実績を維持している。特に「精神保健福祉士」の合格率は全国的にも高い。【資料2-6-8】【資料2-6-9】【資料2-6-10】【資料2-6-11】

国家試験については、各学科の国家試験対策委員会が中心となり、正規の課程以外の特別講義や集中講義が実施され、また、リハビリテーション学科においては、4年次2学期に臨床理学療法学の「特講」を新設し（平成26(2014)年度から適用）、臨床実習を踏まえ臨床理学療法学についてトピックスを教授すると同時に、国家試験に向けた知識の体系的整理が行えるよう、カリキュラムを工夫している。

表2-6-1 GPAポイント

点数	評価	判定	GPA
80点以上100点	A	合格	4
70点以上80点未満	B	合格	3
60点以上69点未満	C	合格	2
60点以上（再試験）	C 1	合格	1
60点未満	D	不合格	0

【エビデンス集】

【資料2-6-1】平成26年度(2014)シラバス

【資料2-6-2】九州看護福祉大学授業科目の履修に関する規程第7条

【資料2-6-3】九州看護福祉大学授業科目の履修に関する規程第7条の2

【資料2-6-4】九州看護福祉大学教職課程履修細則第4条

【資料2-6-5】九州看護福祉大学学生表彰規程第2条（学長賞）

【資料2-6-6】九州看護福祉大学学生表彰規程第2条第1号に規定する「特に優秀な成績を修めたと認められる学生」の選定手順について

【資料2-6-7】GPA制度及び履修登録科目の取消し等に関する内規第7条

【資料2-6-8】国家試験合格状況

【資料2-6-9】就職の状況（過去3年間）

【資料2-6-10】第26回社会福祉士国家試験学校別合格率

【資料2-6-11】 第16回精神保健福祉士国家試験学校別合格率

【自己評価】

教育目的の達成状況を測る手段である教育・学修の評価については、学生便覧やシラバスに詳細に記載され、結果についても可能な限り早く開示している。また、GPA制度に関する詳細な内規を定め、学生の学修意欲の喚起に努めるなど、厳格な成績評価と学生の学修支援に工夫を凝らしていると判断した。また、教育目的の達成状況を評価する方法としての国家試験の合格率や就職実績は、各学科、各試験によってばらつきはあるものの、高い数値を示している。

これらのことから、本学の教育目的はほぼ達成され、教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発も適切に行われていると判断した。

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

【事実の説明】

学長を委員長とする「自己点検・自己評価委員会」を設置し、事務局総務課と連携して「学生による授業評価アンケート調査」を2年に1回、原則としてすべての開講科目について実施している。従来は、紙ベースでのアンケート調査であったため、アンケート結果の取りまとめに時間がかかっていたが、平成24(2012)年度から携帯電話（スマートフォン）のメール機能を利用した方法に変更し、速やかに回収、分析を行い、結果を担当教員へフィードバックしている。アンケートの分析結果は教授会に報告され、情報を共有するとともに、本学ウェブサイトにもアップすることで外部にも公開されている。【資料2-6-12】【資料2-6-13】【資料2-6-14】

また、アンケート調査結果については、「授業に関する自己点検・自己評価報告書」として取りまとめ、「FD研修会」に活用している。平成25(2013)年度は「学生の困り感」をテーマに教員全員が出席の下に「FD研修会」を開催した。さらに、各学科においても学科研究会と称する月1回のペースで「FD研修会」を実施している。【資料2-6-15】

全教員は、授業評価アンケート結果を基に「担当授業に関する自己点検・自己評価個人報告書」を作成する。報告書の項目には「担当科目の授業に関する現状の説明」、「担当授業科目に関する自己点検と自己評価」、「担当授業科目に関する長所と課題」及び「担当科目に関する将来への改善に向けた今後の方策」の項目があり、授業評価アンケート結果を受け、次年度の各科目に対して学修指導の改善の方法を記載している。これらは次年度のシラバス作成、教科書選択、学生の理解に即した授業進行速度などに利用されており、自らの教育内容に効果的なフィードバックとなっている。【資料2-6-16】

【エビデンス集】

【資料2-6-12】 平成24(2012)年度第1学期学生による授業評価アンケート実施要領

【資料2-6-13】 履修促進システム教員用授業評価アンケート確認ハンドブック

【資料2-6-14】 大学ウェブサイト（該当頁印刷）

【資料2-6-15】 平成25(2013)年度FD・SD研修会

【資料2-6-16】 担当授業に関する自己点検・自己評価個人報告書

【自己評価】

携帯電話（スマートフォン）のメール機能を利用した「学生による授業評価アンケート調査」を実施し、速やかに回収、分析を行い、結果を担当教員へフィードバックするなど、学修指導等への改善の取組は優れていると判断した。また、全教員がアンケート結果を基に「担当授業に関する自己点検・自己評価個人報告書」を作成し、次年度のシラバス作成、教科書選択、学生の理解に即した授業方法の変更に活かすなど、フィードバックも十分に行なわれていると判断した。さらに、本学ウェブサイトアップすることなどで外部にも情報を公開するなど、真摯な取組がなされている。

（3）2-6の改善・向上方策（将来計画）

授業評価、学科独自のアンケート、FDを継続し、教育目的の達成状況の点検や、教育内容・方法及び学修指導等の改善に向け努力を継続する。

2-7 学生サービス

《2-7の視点》

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

（1）2-7の自己判定

基準項目 2-7 を満たしている。

（2）2-7の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-7-① 学生生活の安定のための支援

【事実の説明】

（1）学生サービス、厚生補導のための組織

学生サービス及び厚生補導のための支援組織として、本学では「学生委員会」を設置し、学生指導に関すること、学生の厚生に関すること、その他学生生活に関することを協議・立案し、その遂行にあたっている。学生委員会は、学長が指名した教授1名（学生委員長）、保健管理センター長、及び各学科から選出された専任講師以上の教育職員各2名をもって構成され、毎月1回定例で開催している。ただし、緊急を要する重要な事案が生じた場合は、臨時に開催することとなる。【資料2-7-1】

一方、学生サービス及び厚生補導業務を遂行する事務組織として、事務局に学生課を設置している。学生課は、学生委員会業務の補助、身上相談、課外活動、退学・休学・復学・除籍等の学籍異動、各種証明書の発行、奨学金、アパート・アルバイト紹介、学生保険など、さまざまな業務を担当し、学生生活のあらゆる分野を支援している。

（2）経済的支援

学生に対する経済的支援として、日本学生支援機構奨学金のほか、地方自治体・民間団体等の各種奨学金を、随時、奨学金専用掲示板によって周知を図るとともに、学生課が窓口となり諸手続きを行っている。また、本学独自の制度として、学業成績優秀者に

対して授業料の減免を行う特待生制度【資料2-7-2】、経済的理由により修学が困難な最終学年在籍者で最短修業年限以内の卒業見込者に対して授業料その他納付金相当額を上限として無利子で貸与する奨学金制度【資料2-7-3】、及び沖縄や離島振興法で指定された地域及び概ね1,000km以上離れた地域から入学した学生に対する帰省旅費の全額支援制度【資料2-7-4】を設けている。さらに、上記の制度のほかに、兄弟姉妹が入学した際の入学金免除制度【資料2-7-5】、本学学部卒業者が本学大学院に進学した際の入学金減免制度【資料2-7-6】、本学大学院学生に対する研究費措置などの制度【資料2-7-7】を導入し、学生の経済的支援を実施している。なお、平成25(2013)年度の採用実績はなかったものの、学資支弁者が災害等に被災した際の授業料等減免制度【資料2-7-8】、及び経済的援助が必要な外国人留学生に対する授業料減免制度【資料2-7-9】を設けるなど、多様な経済的支援を実施している。【資料2-7-10】

(3) 課外活動支援

本学の課外活動は、学友自治会【資料2-7-11】【資料2-7-12】のもとで運営されている。この学友自治会の下に、体育系及び学術文化系の部・サークルとして計29団体【資料2-7-13】があり、それぞれの団体には顧問として教育職員を配置し支援体制を整備している。【資料2-7-14】

学生の課外活動への全体的な支援は学生委員会を中心に行い、窓口は学生課が担当している。支援の内容としては、部・サークル運営に関する顧問による助言・指導、活動環境の整備（部・サークル棟、体育館、柔道場、レクリエーション広場、中央芝生広場、グラウンド、野球用バックネット、グラウンド照明）などがある。また、学友自治会費（委託徴収金）からの予算配分は「学友自治会執行部」【資料2-7-12】が行っているが、その際の助言・指導も学生委員会及び学生課の任務である。

さらに、学園祭（毎年10月末に「優愛祭」として2日間開催）は学生の自主組織である「優愛祭実行委員会」【資料2-7-12】の主導のもとで行われているが、その企画立案の段階から、同委員会と学生課及び学生委員会は絶えず緊密な連絡調整を図っている。そして昨年度は、「優愛祭」終了後に三者合同による反省会【資料2-7-15】も開催し、次回開催に向けた改善点について検討を行なった。

(4) 健康管理

学生の心身の健康管理については、「保健管理センター」及び同センター内に設置された「こころの相談室」が主に対応している。

「保健管理センター」（センター長〔学長が指名した教授または准教授〕、専任の看護職員2名〔看護師、保健師または養護教諭の資格を有す〕）は、全学生を対象とした定期健康診断に関わる調整及び結果に関連した保健指導など、心身の健康相談や学内で発生した疾病や傷害に対する応急処置について個別に対応し、必要に応じて病院を紹介するなどの措置を講じている。また、精神的な逃げ場を必要とする学生への場所の提供としても機能し、話し相手となるなどの対応によってメンタルヘルスにおける学生支援にも寄与している。【資料2-7-16】

さらに、インフルエンザやノロウイルスなどの感染症予防、階段での転倒防止、スズメバチやムカデに対する注意などの健康維持に関する啓発活動として、ポスター掲示や学内ホームページでの情報提供を行っている。また、学科からの要請による実習に向け

での感染症対策や健康管理に関する講話もセンター長が行っている。なお、一次救命処置普及のためのAED講習会を学生(部・サークルの責任者等)や教職員を対象に年2回、玉名消防署の協力の下にセンター長及びセンターの専任看護職員が実施している。これらの活動内容は、月1回の保健管理センター運営委員会【資料2-7-17】において報告され、各学科や事務局と情報共有しながら連携を強化している。

「こころの相談室」は毎週火曜日正午から午後4時まで開室し、専門のカウンセラー(資格：学校心理士、認定心理士、上級教育カウンセラー)が相談に応じている。相談数は月に十数件(表2-7-1)ではあるが、精神的な問題や学業、対人関係に関する相談が多く、学生のこころの憩いの場となっている。

表2-7-1 平成25(2013)年度月別「こころの相談室」利用状況

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
11	12	13	15	—	3	14	8	14	18	—	—	108

(5) 生活支援

学生が有意義なキャンパスライフを送ることができるように、ルールやマナー、災害・安全への心構えなどをまとめた「学生生活危機管理ハンドブック」【資料2-7-18】を全学年に配布するとともに、その内容については、毎年4月のオリエンテーションで各学科の学生委員及び学生課事務職員より周知徹底を行っている。【資料2-7-19】

また、大学周辺のアパート紹介も行っており、学生が適切な環境で生活できるよう配慮している。さらに、アルバイトについては、それが社会体験や就業体験に有益であることから、大学が良好と認めた職種や就業先を紹介しているが、本来の学修に支障を来たさない範囲で行なうよう指導している。また、トラブルが生じた場合は「学生生活危機管理ハンドブックP21」に記載のとおり、直ちに担当教育職員及び学生課に相談するよう指導している。【資料2-7-18】

(6) 学生相談

学生生活の安定のための支援として、本学では、教育職員が各年次を通じて少人数学生を担当する制度を採用している。その名称は各学科によって異なるものの(社会福祉・リハビリテーション学科では「担任制」、看護・鍼灸スポーツ・口腔保健学科では「アドバイザー制」)、いずれの学科においても、教科履修や学生生活に関する相談を各学科の教育職員が一次的に担当する体制が取られている。

また、ハラスメント(セクシャル・アカデミックハラスメント)については、「九州看護福祉大学におけるハラスメントの防止等に関する規程」【資料2-7-20】を定め、各学科及び事務局より選出された6名の相談員【資料2-7-21】によって対応している。なお、前述のハラスメントに関する支援体制等については、オリエンテーション、学内掲示等で周知するとともに、「学生生活危機管理ハンドブック」【資料2-7-18】で啓発を図っている。

さらに、これまで各学科を中心に展開してきた学生支援に加え、組織的な学生支援体制を展開することを目指して、平成26(2014)年6月1日からキャンパスソーシャルワーカーを導入した。その導入人数は1名であるが、スクールソーシャルワーカーとしての

九州看護福祉大学

経験及び精神保健福祉士としての専門的知識を兼ね備えた人材を配置することで、従前にもましてきめ細やかで柔軟な学生支援を図る。【資料2-7-22】

【エビデンス集】

- 【資料2-7-1】九州看護福祉大学学生委員会規程第4条、第2条
- 【資料2-7-2】九州看護福祉大学特待生に関する規程
- 【資料2-7-3】九州看護福祉大学奨学金規程
- 【資料2-7-4】遠隔地出身者の帰省旅費支給に関する取扱要領
- 【資料2-7-5】九州看護福祉大学授業料その他納付金に関する規程
- 【資料2-7-6】九州看護福祉大学授業料その他納付金等に関する規程第8条の運用について
- 【資料2-7-7】九州看護福祉大学大学院生研究費に関する申し合わせ第3条
- 【資料2-7-8】九州看護福祉大学災害等による一般納付金減免取扱細則
- 【資料2-7-9】九州看護福祉大学外国人留学生授業料減免取扱細則
- 【資料2-7-10】大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）
- 【資料2-7-11】九州看護福祉大学学友自治会会則
- 【資料2-7-12】九州看護福祉大学学友自治会組織図
- 【資料2-7-13】部・サークル一覧表
- 【資料2-7-14】九州看護福祉大学学生団体の設立に関する内規
- 【資料2-7-15】平成25(2013)年度第16回学園祭「優愛祭」統括報告書
- 【資料2-7-16】九州看護福祉大学保健管理センター規程
- 【資料2-7-17】九州看護福祉大学保健管理センター運営委員会規程
- 【資料2-7-18】学生生活危機管理ハンドブック
- 【資料2-7-19】平成26(2014)年度第1学期オリエンテーション日程表
- 【資料2-7-20】九州看護福祉大学におけるハラスメントの防止等に関する規程
- 【資料2-7-21】ハラスメント相談窓口
- 【資料2-7-22】キャンパスソーシャルワーカーの導入と学生支援体制の整備について

【自己評価】

本学では、前述【事実の説明】にも示したように、学生委員会、保健管理センター、担任・アドバイザー教育職員並びに学生課による、生活・健康・学修相談などの支援体制を整えている。また、本学独自の経済的支援制度、課外活動への支援などを充実させており、学生生活の安定のための支援体制は、十分機能していると判断した。

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

【事実の説明】

学生サービスについて学生の意見を汲み上げる仕組みとして、学生から意見を広く受け入れ、効果的な大学運営に活かすための「ご意見箱」を設置している。寄せられた意見については、内容を確認の上、その都度、対応結果を掲示板において回答している。

【資料2-7-23】

また、「学友自治会」で定期的に行われている代議員総会及び学生総会の際、大学に対する意見・要望を募り、これを集約している。

もともと、これらは学生の意見の一部にとどまり、その全体を把握し対応するために、平成25(2013)年度には「学生生活満足度調査」を全学的に実施した。その結果をみると、5段階評価で、施設・設備に対する満足度の平均点3.3、学生生活に関する満足度の平均点2.9、職員・大学に対する満足度の平均点3.4となっており、いずれについても中間点を上回る評価を得た。【資料2-7-24】

ただし、学生生活に関する満足度の各項目のうち、駐車場及び駐輪場に関する満足度だけは中間点を下回る結果となった。これは駐車スペースの不足によるものであり、本学としても、随時、改善に取り組んでいる。まず、無許可車両の駐車をなくすべく、平成25(2013)年10月より外部機関と業務委託契約を締結し、その取り締まりを実施している。また、抜本的な改善策として、駐車場の台数不足を解消する試みも既に開始した。具体的には、平成26(2014)年度の夏季休業期間に約69台分の駐車場拡張を実施することを決定している。【資料2-7-25】

その他、自由記述欄では、大学に対して多岐にわたる要望が示されていた。そこで、本学では、まず指摘されている問題点を項目ごとに整理し、その主たる担当部署を明らかとし、各担当部署で対応策を検討することを決定した。【資料2-7-26】

また、指摘された問題点については、学友自治会との話し合いの場を設けるとともに、大学ウェブサイトでの公開を行うことも決定した。

【エビデンス集】

【資料2-7-23】九州看護福祉大学学生・教職員の声(通称「ご意見箱」)対応について

【資料2-7-24】学生生活満足度調査集計結果

【資料2-7-25】九州看護福祉大学 駐車場拡張計画

【資料2-7-26】学生生活満足度調査自由記述内容分類表(担当別)

【自己評価】

「ご意見箱」の設置や「学生総会」での意見集約、さらには「学生生活満足度調査」の実施等を通じて、学生の意見・要望を広く把握することができた。また、これらの意見・要望を受けて、駐車場の拡張など具体的な改善方策の実施も決定しており、十分に対応できていると判断した。

(3) 2-7の改善・向上方策(将来計画)

(1) 課外活動支援

学生の自治組織である「学友自治会」は、執行部役員学生の減少により存続が危ぶまれる時期もあったが、学生委員会及び学生課による支援によって、これまでほとんど開催されなかった代議員総会、学生総会などの会議を定期的に開催するなど、活性化が見られる。また、学園祭も低調となった時期があったが、企画の趣旨(地域との連携)を明確化し組織運営を改善(新たに各学科も参加)したことで再び活気を取り戻している。今後、自治組織として自立できるように、さらなるサポート体制の強化を図る。

(2) 学生の意見・要望の把握

「学生生活満足度調査」の自由記述欄で具体的に要望のあった「喫煙マナー」について

は、学生委員会でも問題視していた項目であり、実態を把握するとともに注意喚起のため、学生委員会及び学生課で巡回を実施した。その結果、以前と比較するとポイ捨て等は軽減されたが、解決までには至っていないため、学生委員会、安全衛生委員会で議論を行い、4ヶ所あった喫煙場所を2ヶ所に縮小することを決定し、平成26(2014)年4月1日より実施している。今後も「喫煙マナー」の向上のため、オリエンテーションでの注意喚起はもとより、巡回、注意喚起のポスター貼付等を継続して実施する。

また、「通学バスの利便性」の向上のためには、ダイヤの変更や便数の増加が必要となる。そのためには、路線バス運行費負担の関係で、地元自治体（玉名市）、路線バス運行会社（産交バス株式会社）及び本学との三者協議を経なければならない。過去にも九州新幹線開通（平成23(2011)年3月）後の運行状況を改善するための三者協議を平成23(2011)年12月に実施し、路線バスを利用している学生、教職員の意見を反映させたダイヤの変更及び便数の増加を行った。前回のダイヤ変更等から2年が経過している現在、更なる改善に向けて、三者協議を実施する計画である。

2-8 教員の配置・職能開発等

《2-8の視点》

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD (Faculty Development) をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

(1) 2-8の自己判定

基準項目2-8を満たしている。

(2) 2-8の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

【事実の説明】

学部における設置基準上の必要専任教員に対し、本学の現在の専任教員数は(表2-8-1)の表のように、看護学科(12:29)、社会福祉学科(10:23)、リハビリテーション学科(8:14)、鍼灸スポーツ学科(8:13)、口腔保健学科(8:12)となっており、いずれも設置基準を満たしている。また、指定規則に定められている専任教員要件についても指定基準を満たしている。

反面、非常勤依存率が学部平均で67.7%と、文科省『学校基本調査』による教員数に占める「本務者」と「兼務者」との比率(私立大学の場合、本務者10万2,580人、兼務者13万8,938人。教員数に締める割合は57.5%)に比較すると高くなっているが【資料2-8-1】、これは、保健・医療・福祉の専門家を養成する本学の基本的な性格から、急速に発展する知識、技術の教授、指導が必要であり、現場の専門職の招聘による最新の知見を教授する講義や、外部の専門家を含むオムニバス形式の科目の増加に起因するものである。

なお、専任教員1人当たりの在籍学生数は、看護学科(16.0)、社会福祉学科(18.6)、

九州看護福祉大学

リハビリテーション学科（21.2）、鍼灸スポーツ学科（14.3）、口腔保健学科（14.7）である。

大学院における設置基準上の必要専任教員数は、（表2-8-2）のように看護学専攻（6：12）、精神保健学専攻（6：12）、健康支援科学専攻（6：14）と、いずれも設置基準を満たしている。また、設置基準上必要研究指導教員及び研究指導補助教員数を満たしている。

年齢構成の特徴として、51歳から55歳（19人、19.4%）及び56歳から60歳（17人、17.3%）にかけて二つの山が見られ、この2つの年齢構成で36人、36.7%となっている。それに対し、36歳から40歳の区分が3人（3.1%）と他の年齢構成区分に比較して小さくなっていることを除けば（30歳以下及び71歳以上を除く）、31歳から35歳（9人、9.2%）、41歳から45歳（14人、14.3%）、46歳から50歳（13人、13.3%）と適度に分布している。【資料2-8-2】

表 2-8-1 全学の教員組織

学部・学科、 その他の組織	専任教員数					助手	設置基 準上必 要専任 教員数	設置基 準上必 要専任 教授数	専任教 員1人 当りの 在籍学 生数	兼 担 教員数 (b)	兼 任 (非常勤 教員数 (c))	非常勤 依存率 (%) $\frac{c}{a+c} * 100$	
	教授	准教授	講師	助教	計(a)								
看護福祉学部	看護学科	11	2	7	9	29	1	12	6	16.0	17	37	56.0
	社会福祉学科	7	6	8	2	23	2	10	5	18.6	17	38	62.3
	リハビリテーション学科	4	4	5	1	14	1	8	4	21.2	11	28	66.7
	鍼灸スポーツ学科	4	5	1	3	13	2	8	4	14.3	9	41	75.9
	口腔保健学科	4	4	1	3	12	1	8	4	14.7	11	47	79.7
	学部計	30	21	22	18	91	7	46	23	17.0	65	191	67.7
その他の組織	4	2	0	1	7	0				1			
合 計	34	23	22	19	98	7				66	191	67.7	

表2-8-2 大学院の教員組織

学部・学科、 その組織	専任教員数					設置基 準上必 要専任 教員数	設置基準 上必要研 究指導教 員数及び 研究指導 補助教員 数合計	研究指導 教員数及 び研究指 導補助教 員数合計	研究指 導教員	研究指導補 助教員数	兼 担 教員数 (b)	兼 任 (非常勤 教員数 (c))	
	教授	准教授	講師	助教	計(a)								
看護福祉学 研究科	看護専攻	9	3	0	0	12	6	6	12	7	5	12	22
	精神保健学専攻	4	6	2	0	12	6	6	12	5	7	12	3
	健康支援科学専攻	8	5	1	0	14	6	6	14	9	5	14	8
合 計	21	14	3	0	38	18	18	38	21	17	38	33	

【エビデンス集】

【資料2-8-1】 文科省『学校基本調査』—平成25年度（確定値）結果の概要—，（7）教員数

【資料2-8-2】 教員年齢別構成

【自己評価】

本学の教員構成は、設置基準上も指定規則上も所定の数値を満たしており、教育課程に即した教員の確保と配置がなされている。反面、非常勤依存率が高くなっているが、教育効果を高め、国家試験合格率、就職率、将来の学生のキャリア形成からしてある程度やむを得ないと判断した。

平成26（2014）年度大学院に健康支援科学専攻を開設し、今後、大学院の充実を視野に入れているため、大学院の研究、指導に従事できる教員を念頭に教員を採用していることもあり、結果的に50歳以上が58%と、それ以下の年齢層に比較して高くなっているが、今後は年齢のバランスを考慮しながら、計画的に若い世代の雇用を図っていくこととする。

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み

【事実の説明】

(1) 教員の採用・昇任

教員の採用にあたっては、九州看護福祉大学就業規則第34条において、「関係者においてあらかじめ選考し、理事長が任命する。ただし、教授にあつては理事会の承認を経て理事長が任命する」とし、【資料2-8-3】あらかじめ選考する組織として学校法人熊本城北学園組織運営規程に規定されている「人事委員会」(学長、副学長、研究科長、学科長、専攻長、基礎・教養教育研究センター長、教務委員長、常務理事、事務局長及び理事長指名の理事及び学識経験者で構成)が設置され、【資料2-8-4】「九州看護福祉大学教育職員選考に係る資格基準」に基づき、研究歴、教育歴、人物を中心に審査されるが、准教授・講師・助教の選考については、この資格基準と併せて「九州看護福祉大学准教授・講師・助教の選考に係る資格基準の運用について(申し合わせ)」も適用される。(図2-8-1)

【資料2-8-5】【資料2-8-6】

教員の採用は公募を原則としており、公募にあたっては、各学科から提出される当該学科の教員の退職等に伴う欠員補充、或いはカリキュラムの変更等に伴う増員等を含む、翌年度以降の教員採用計画案(以下「人事計画案」という。)が学科長より学長に上申され、それを基に人事委員会で審議される。

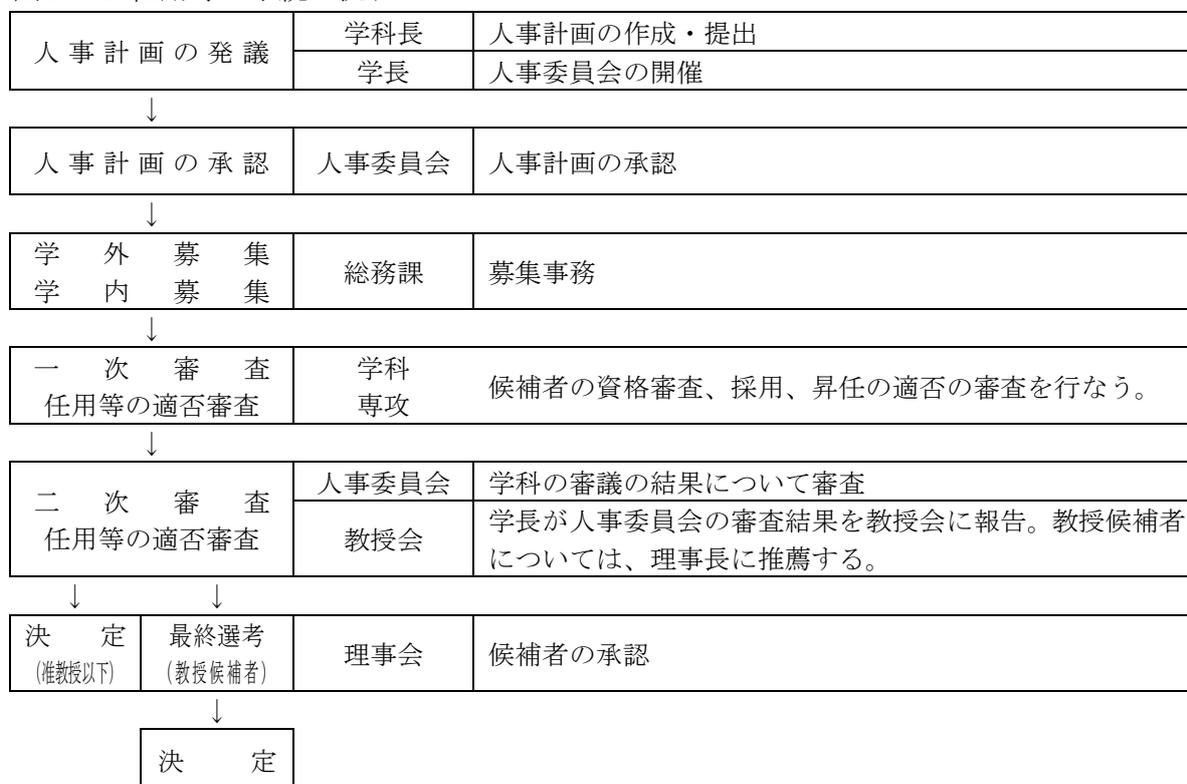
各教員の採用時には、学部・学科名、職位と担当する分野、科目、任期制の有無などを明記し、本学ホームページにアップして広く公募すると同時に、研究者人材データベース(JREC-IN)を介して全国募集を行っている。

承認された各学科の人事計画案に対して応募のあった者については、各学科の教授会で審議され、候補者が決定される。各学科等から推薦のあった候補者について「人事委員会」で審査し、その結果を理事長に報告、理事長が(必要に応じ理事会の承認を経た後)任命している。なお、採用する教育職員については「九州看護福祉大学教育職員の任期に関する規程」により5年の任期を付すこととしており、現在は助教について適用している。【資料2-8-7】

本学教員の昇任については、公募された職種へ応募する方法と、「准教授・講師への内部昇格(公募の場合を除く)申し合わせ」による昇任の二通りの方法があり、それぞれ

に各学科教授会の議を経て「人事委員会」で審査し、理事長が発令することとなる。なお、内部昇格に係る選考についても、前述の「九州看護福祉大学教育職員選考に係る資格基準」が適用される。【資料2-8-8】

図2-8-1 任用等の手続の流れ



(2) 教員の評価システム

平成16(2004)年度より毎年、教育研究、学内運営、社会貢献について前年度実績を「教育研究活動報告書」としてまとめ、全教員が学長に提出している。提出された報告書は申し出があれば閲覧が可能であり、学科の改組・改編や、新しい教育課程の編成の際の参考資料として利用されている。【資料2-8-9】

平成15(2003)年度から「学生による授業評価アンケート調査」を2年に1回、原則としてすべての開講科目について実施している。アンケート調査結果については、学内掲示により公表するとともに、全教員が結果を真摯に受け止め、授業評価報告書を提出し、「授業に関する自己点検・自己評価報告書」として取りまとめ、「FD研修会」などに活用している。さらに、平成24(2012)年度からは、携帯電話(スマートフォン)のメール機能を利用したアンケート方式に変更し、自分の担当科目についてはリアルタイムで結果を確認できるようにした。【資料2-8-10】

【エビデンス集】

【資料2-8-3】 学校法人熊本城北学園就業規則第34条

【資料2-8-4】 学校法人熊本城北学園組織運営規程第21条、第22条

【資料2-8-5】 九州看護福祉大学教育職員選考に係る資格基準

【資料2-8-6】九州看護福祉大学准教授・講師・助教の選考に係る資格基準の運用について（申し合わせ）

【資料2-8-7】九州看護福祉大学教育職員の任期に関する規程

【資料2-8-8】准教授・講師への内部昇格（公募の場合を除く）申し合わせ

【資料2-8-9】教育研究活動報告書

【資料2-8-10】履修促進システム教員用授業評価アンケート確認ハンドブック

（3）教員の資質・能力向上への取組み

教員の教育研究活動に対する費用等（教育研究費）については、教授50万円、准教授・専任講師・助教40万円を配分している。平成24年(2012)年度までは、学会等への出張旅費として使用できる額を、教育研究費の50%以内としていたが、学会の増加や教育研究のための調査、研修が増えたことなどに伴いこの制限を撤廃し、国際学会及びシンポジウムへの参画を促している。なお、教員の学会費の支払件数は年間5件まで認め、教育研究費からその会費を支出することも可能である。また、学内専任教員が学内又は学外で行う共同研究の実施に必要な経費を措置し、特定の研究課題について複数の者が共同で研究を行うことにより、当該研究の活性化と円滑化を図ることとしている。加えて、「学長裁量経費」を措置し、学内教員からの要望に基づき研究費を配分するなど、教育研究目的を達成するための資源を配分している。

【自己評価】

本学の教員採用、昇任及び教員評価システムは明確であり、研究・教育に適宜フィードバックされ、適切に運用されていると判断した。

研究・教育の多様化に応じ、教育研究費の使用方法について改めるなど、時代に応じた運用がなされており、また、学長裁量経費の措置など、教員の研究・教育を支える環境が整えられていると判断した。

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

【事実の説明】

本学における教養教育は、共通科目（基礎分野）として開設され、「人間と生活の理解」、「ことばと文化」及び「科学的思考の基盤」で構成されている。共通科目（基礎分野）に開設されている科目群は、本学に設置されている5学科のすべての学生が「必修」及び「選択」科目として履修し、大学での学修を進めていく上で必要な基礎的能力を育てている。【資料2-8-11】

平成25(2013)年度、本学の「基礎・教養教育の充実に向け、基礎・教養教育の実施及びそれらに関する企画立案、研究開発等を行い、学士課程教育における教育の質の向上に寄与することを目的」として、「九州看護福祉大学基礎・教養教育研究センター」を開設した。【資料2-8-12】

センターには、センター長、教育職員5人（教授3人、准教授1人及び助教1人）、及び事務職員1人を配置し、①基礎・教養教育の教育方針に関すること、②基礎・教養教育の授業計画及び実施に関すること、③基礎・教養教育に係る自己点検・評価及びFD

の実施に関する事など、本学の基礎・教養教育力の質的向上に尽力している。センターで企画、立案されたものは「教務委員会」との連携の下に、最終的には教授会にて審議決定される。

【エビデンス集】

【資料2-8-11】 九州看護福祉大学学則別表Ⅰ、別表Ⅱ

【資料2-8-12】 九州看護福祉大学基礎・教養教育センター規程

【自己評価】

教養教育における基礎的な学力や人間形成は、各学科のその後の専門教育にも大きく影響するため全学的な取組が必要とされるが、基礎・教養教育センターを開設するなどして、教養教育の実施に必要な組織作りを計画的に行い、絶えず、基礎・教養教育の充実に努めている。

(3) 2-8の改善・向上方策（将来計画）

教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置については、現在の方策を継続しながら、年齢構成バランスを現在の50歳以上が58%、それ以下の年齢層が42%となっているものを、50歳以下の比率を徐々に高めていき、将来的には逆転させたい。

また、教員の研究・教育環境を改善し、さらに教員の研究・教育力を向上せしめ、各学科の国家試験合格率の向上だけでなく、本学の使命・目的に沿ってわが国に有意な人材を輩出する。

2-9 教育環境の整備

《2-9の視点》

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行なう学生数の適切な管理

(1) 2-9の自己判定

基準項目2-9を満たしている。

(2) 2-9の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理
【事実の説明】

本学は、熊本県の北部、小岱山県立自然公園の一角、蛇が谷公園に隣接し、鹿児島本線玉名駅及び九州新幹線新玉名駅から約2km、バスで8分の位置にあり、教育環境としては申し分のないところに立地している。(図2-9-1) (図2-9-2) 【資料2-9-1】

また、本学の校地・校舎並びに各建物の概要は(表2-9-1)及び(表2-9-2)のとおりである。

九州看護福祉大学

図2-9-1 大学の位置及び校地、校舎の配置概要

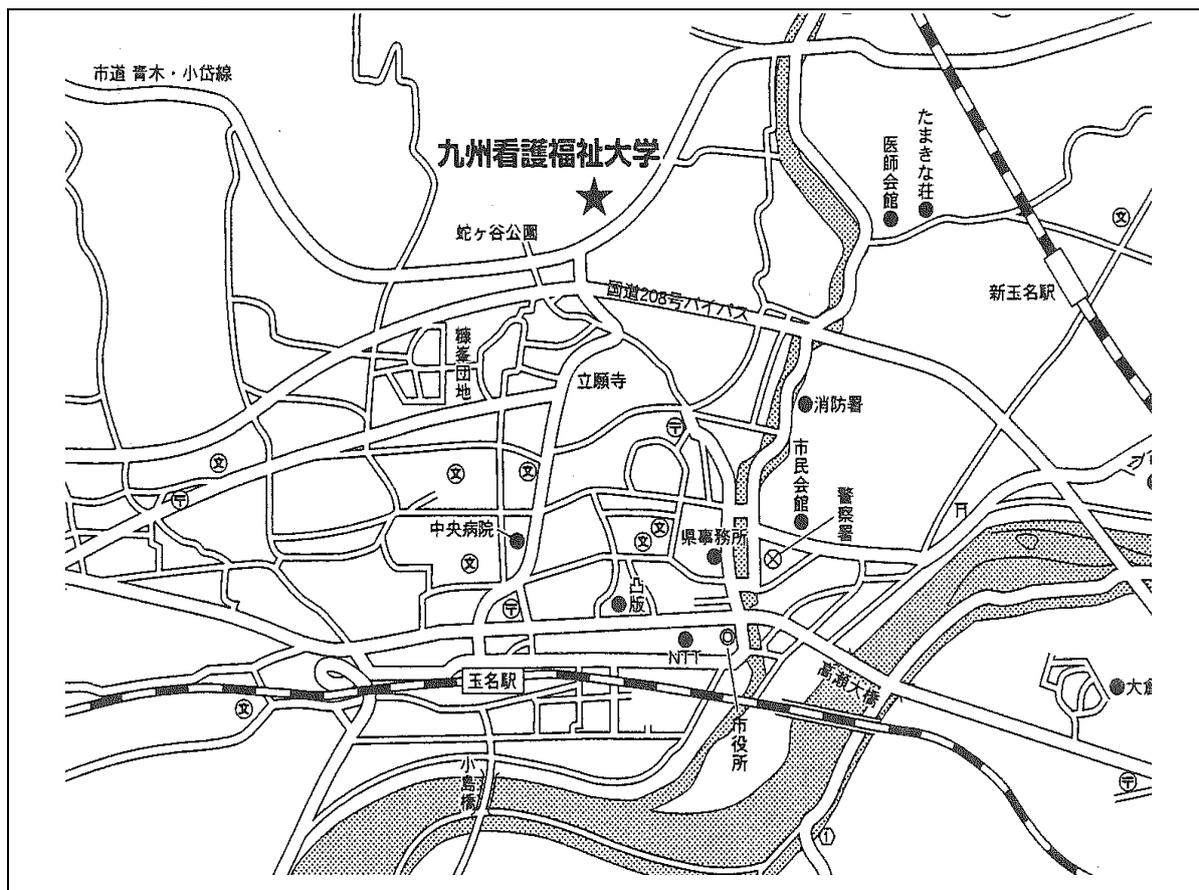
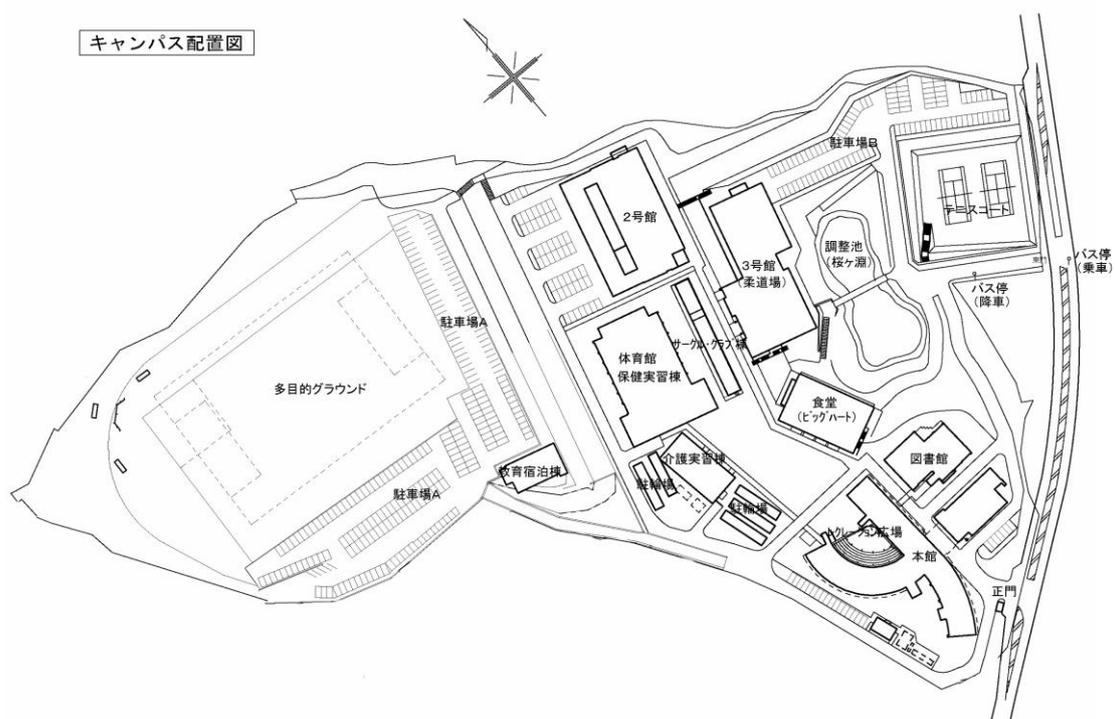


図2-9-2 大学校舎の配置概要



九州看護福祉大学

表2-9-1 大学設置基準と本学の校地・校舎との比較

校地面積	設置基準上必要面積	校舎面積	設置基準上必要面積
130,675 ^m ²	14,400 ^m ²	22,185. ⁴⁷ ^m ²	15,783. ³ ^m ²

表2-9-2 建物概要

名称		建物面積 (^m ²)	地上 (階)	主要施設
本館	北ウイング	10,552. ⁶⁴	6	理事長室・学長室・副学長室・局長室・大会議室・事務室・応接室・保健管理センター・コンピュータ室・学生自習室・就職相談室・教室（講義室、演習室、実習室）・視聴覚室・教員研究室・ラウンジ
	東ウイング			
	南ウイング			
	西ウイング			
2号館		4,756. ⁷⁸	3	講義室・多目的室・実験室・実習室・セミナー室・コンピュータ室・会議室・教員研究室
3号館		3,426. ⁴⁰	3	講義室・実験室・実習室・セミナー室・コンピュータ室・附属鍼灸臨床センター・トレーニング室・柔道場・観覧席・会議室・教員研究室
図書館		1,086. ⁰⁰	2	書庫・事務室（レファレンスカウンター）・情報処理室・閲覧室・グループ学修室・個室閲覧室
食堂		1,365. ⁹⁵	3	食堂・ラウンジ・売店
体育館		1,836. ⁰²	2	アリーナ・観覧席・ステージ
保健実習棟			2	実習室・シャワー室・教員研究室
介護実習棟		450. ⁰⁰	1	入浴実習室・家政学実習調理室
サークルクラブ棟		604. ⁸⁰	2	部室
教育宿泊棟		575. ²²	2	個室・食堂
テニスコート		3,000. ⁰⁸		
多目的グラウンド		敷地面積21,832. ⁵⁸ ^m ²		

施設の多くは平成10(1998)年の開学時に建てられたものである。開学当時は校舎10,552.64^m²、図書館1,086^m²、体育館1,367^m²を有し、看護学科（入学定員100人）、社会福祉学科（入学定員200人）の2学科の大学としては十分なものであった。その後、両学科の学年進行、平成18(2006)年度のリハビリテーション学科（入学定員60人）増設に伴い、2号館4,756.78^m²、食堂棟（通称、ビッグハート）1,365.95^m²を増築した。さらに、平成22(2010)年度の鍼灸スポーツ学科（入学定員40人）、口腔保健学科（入学定員50人）両学科の開設に伴い、3号館3,426.40^m²を新築。表2-9-1のように、校地及び校舎等の面積は大学設置基準に定められている基準面積を超えており、適切に整備されている。

- 1) 教育研究の要である附属図書館は、図書58,129冊、雑誌等逐次刊行物386タイトル、視聴覚資料1,345点を所蔵しており、既存の看護、社会福祉、リハビリテーション分野に加え、平成22(2010)年に開設した鍼灸スポーツ学科、口腔保健学科の新たな分野を含め、

主に保健・医療・福祉分野を中心に選定を行っている。【資料2-9-2】また、学生による選書ツアーやブックレビューの記入・掲示を行い、学生のニーズに合った蔵書の構築、紹介にも力を入れている。全蔵書はデータベース化され、蔵書検索端末(OPAC)により検索が可能である。

館内には座席数158席を備え、個室やAVブース、大小3つのグループ学修室、検索用PCを設けるなど適切に整備されている。【資料2-9-3】

開館時間は(表2-9-3)のとおりで、年間270日以上開館しサービスを提供している。

表2-9-3 図書館の開館時間

通常期間	月曜日から金曜日	9:30 ~ 19:00
	土曜日	9:30 ~ 18:00
春季・夏季・冬季休業期間	月曜日から金曜日	9:30 ~ 18:00

最終授業である5時限目の終了時間が午後6時であり、学生の利便性を考慮し午後7時まで開館している。また土曜日の開館や定期試験期間中の延長開館(午後8時まで)、さらに、国家試験の日程にあわせ、日曜日・祝日も開館するなど、学生の予習・復習や資格試験対策も含めた学修時間の確保を支援している。

グループ学修室には、視聴覚機器、ホワイトボード、人数や形態に合わせ組替え可能なテーブルを整備し、プレゼンテーション用のノートPC、資料貼付用のマグネット、指示棒等の貸し出しを行い、学生の能動的な学修をサポートしている。

さらに、図書館利用に対する学生の意見を反映させる仕組みとして、意見箱の設置はもとより、毎年オリエンテーション時にアンケートを実施し、学生の目線に立った利用しやすい学修環境の整備に努めている。【資料2-9-4】

また、機関リポジトリに関しては、国立情報学研究所の学術機関リポジトリ構築連携支援委託事業(JAIRO Cloud)に参加し、平成25(2013)年10月から社会に対し学内発行の紀要論文等の教育研究成果を公開している。

図書館は図書館長及び4人の図書館専任職員によって管理され、運営は図書館長を委員長、各学科教員をメンバーとする「九州看護福祉大学附属図書館運営委員会」によって行われている。【資料2-9-5】

- 2) 体育施設として、体育館、多目的グラウンド、テニスコート、160席の観覧席を持つ国際規格の柔道場を有し、授業や部・サークル活動において積極的に活用されている。特に、体育館や多目的グラウンドは午後8時まで利用が可能となっており、学生を中心として活発な活動が行なわれている。さらに、多目的グラウンドは夜間照明施設を完備しており、延長を願い出れば夜間10時までの使用が可能となっている。
- 3) 学生及び教職員の教務に関する管理は、本学固有の教務支援システム「ライブキャンパス」によって行われており、学生の科目履修登録や休講等の連絡、及び職員の成績管理やシラバスの開示等を行っている。「ライブキャンパス」は、導入時から平成24(2012)年度末まで、情報セキュリティを第一に考え学内だけの使用としていたが、平成25(2013)年度から、セキュリティ対策を強化した上で、学外から成績の閲覧や科目履修登録が可能なようシステムを変更し、学生に便宜を図っている。

学生は、情報リテラシー等の授業及び「ライブキャンパス」の利用のため、学内に開設されている第1から第4コンピュータ室及び就職相談室内のパソコンが利用できると同時に、学内無線LANを利用して、各自のノートパソコンが利用できるようになっている。

- 4) また、平成20(2008)年度より、携帯電話による出席確認を行なう履修促進システムをいち早く導入し、「ライブキャンパス」と連携することにより、学生の履修状況を短時間で把握し、学生の履修指導に活用している。さらに、平成24(2012)年度からは、携帯電話(スマートフォン)のメール機能を利用したアンケートシステムを構築し、学生による授業評価を実施している。なお、このメール機能を利用したアンケートシステムは、各種のアンケートの実施が可能であり、「学生生活困り感調査」や「学生生活満足度調査」など、学生の現状や、大学等への要望把握に役立っている。
- 5) 情報サービスについては、教職員によって構成される「情報基盤センター運営委員会」によって運営されており、ウィルスや迷惑メール対策及び職員への適切なコンピュータ使用に関する周知等、近年特に重要となっている情報処理関連の諸問題について、その解決法の指導を行うなど細やかな管理・運営を心がけている。
- 6) 教育施設の内、主に授業で利用する教室・演習室については、その規模に応じて視聴覚機材(テレビ・ビデオ・プロジェクター等)を設置している。2号館、3号館については、建設当初から、すべての講義室にパソコン対応プロジェクター、液晶ディスプレイ等(大教室4台、小教室2台)を配置し、より充実した授業構成ができるように工夫されたが、本館については、平成10(1998)年4月の開学以来視聴覚機器の更新がなされておらず、経年劣化が目につきはじめていた。そのため、平成22(2010)年度に本館の視聴覚機器の更新を検討するため「視聴覚機器選定委員会」(各学科選出委員5人、情報基盤センター1人、事務局3人)を設置し、平成23(2011)年5月、本館棟の教室・演習室の視聴覚機材を一新し、学生への教育効果を高めると共に、学会、研究会の開催などにも対応可能なよう、設備を更新した。【資料2-9-6】
- 7) 平成18(2006)年9月に竣工した食堂棟は、3階建ての食堂専用棟として482席を有するほか常設の売店も併設しており、食事をするのみならず、授業の合間や放課後の、学生憩いの空間となっている。

各施設の運営については、それぞれの委員会(「図書館運営委員会」、「情報基盤センター運営委員会」、「教務委員会」、「学生委員会」等)において、学生・職員からの希望や意見、調査を基に対応を協議しつつ、適切な維持・運営に心掛けている。また、建築物、電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備、消防設備、昇降機については、経理課所属の施設管理担当職員を中心にほぼ毎日検査・点検を行い、必要な補修整備を実施している。

【エビデンス集】

【資料2-9-1】 大学所在地

【資料2-9-2】 図書、資料の所蔵数

【資料2-9-3】 学生閲覧室等

【資料2-9-4】 図書館利用に関するアンケート

【資料2-9-5】 九州看護福祉大学附属図書館運営委員会規程

【資料2-9-6】 視聴覚設備整備事業（起案書・御見積書）

【自己評価】

校地・校舎ともに大学設置基準で求められている面積を十分に満たしている。図書館をはじめとする学内の施設・設備等については、教育研究活動を進める上で必要な質・量を有しており、必要な機器類も備わっている。コンピュータ室の増設や無線LANの敷設など、IT機器の使用環境の整備にも努め、視聴覚機器の更新についても計画的に行っており、校地、運動場はもちろん、図書館、校舎等施設についても適切に整備され、教育研究活動に供されている。

2-9-② 授業を行なう学生数の適切な管理

【事実の説明】

本学で開講される科目については「九州看護福祉大学授業担当時間に関する規程」が定められており、その第4条で「受講人員は、原則として、講義140人以内、演習70人以内、実習70人以内とし、原則として200人以上の講義は行なわない。」としている。【資料2-9-7】

この原則を基本に、学生は入学後、入学者数に応じて30～70人前後の「ホームクラス」に分けられ（「A」「B」「C」等のアルファベットで表示）、ホームクラスに応じて履修登録できる時間割が制限される。科目によってはホームクラスをさらに細分化して3つのクラスに分けている（「1」「2」「3」等の数字で表示）。

例えば平成26(2014)年度第1学期の時間割で「心理学I」の講義は火曜日3限目と4限目に開講されているが、3限目の科目は、全学科ホームクラス「A」に指定された学生しか履修登録できず、4限目の科目については「B」クラスの学生しか登録できないこととしている。同じように看護学科の「情報リテラシー」については3つのクラスに分けられ、木曜日の3、4、5限目に、それぞれ「1」「3」「2」のクラスに指定された学生しか履修登録できないようにして、授業の教育効果を高める工夫をしている。【資料2-9-8】

さらに、受講学生数が多い場合（指定されたクラスの中で選択者数が多い場合）は、2クラスに分けて開講する等の措置を執っている。

【エビデンス集】

【資料2-9-7】 九州看護福祉大学授業担当時間に関する規程

【資料2-9-8】 平成26(2014)年度第1学期授業時間割

【自己評価】

「九州看護福祉大学授業担当時間に関する規程」で授業を行なう際の学生数の上限を定め、この原則を念頭に、各科目の受講人数を厳格に管理している。さらに、指定されたクラスの学生による選択科目への登録者数が多い場合などは、2クラスに分けて開講

するなど、適切に運営されている。

(3) 2-9の改善・向上方策（将来計画）

施設、設備に関わる大きな問題は見当たらないが、開学時に整備した施設・設備の老朽化への対応や研究・教育環境の更なる改善・充実のため、副学長を委員長とする「施設等環境整備計画策定委員会」を立上げ、鋭意検討している。

【基準2の自己評価】

本学の「建学の理念」に則り、策定されたアドミッションポリシーに基づいて入学した学生に対し、建学の理念、基本理念に基づいた各学科等の教育目的、教育課程の編成方針が設定され、その方針に即した授業科目が設定されていることから、本学の教育目的に沿った効果的な教育課程、教育内容を提供していると判断できる。

学生に対する学修支援体制は、指導教員制をとっており、学修指導を中心に生活指導に至るまで相談を受ける体制が整備されている。また、就職支援室職員による主として就職に係る個別面談を行っており、また学生個人ごとに担当を決めて相談を受けていることから、学修相談、生活相談、そして卒業後における支援者としての役割を果たしている。

教員組織としては、大学設置基準上の必要教員数を大幅に上回る数を確保できている。また、教員の採用については選考基準に基づき適切に行われており、各教員の教育担当時間についても概ね適切な時間で推移し、TA制度の実施や研究費も各教員の研究活動に支障のないよう適切に配分されていることから、総括的な教育研究環境は整備されていると判断している。

開学当初に整備された施設設備に対し、その老朽化への懸念や教育研究環境の更なる改善・充実が求められることから「施設等環境整備計画策定委員会」を設置し、現有校地の中で快適なキャンパスライフを提供すべく、様々な意見聴取及び調査を実施して、さらなる教育研究環境の整備に向けた努力を傾注していく。

基準3. 経営・管理と財務

3-1 経営の規律と誠実性

《3-1の視点》

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

(1) 3-1の自己判定

基準項目3-1を満たしている。

(2) 3-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

【事実の説明】

学校法人熊本城北学園は、教育基本法及び学校教育法に従い学校教育を行うことを目的として設立されており、理事会の決議により九州看護福祉大学を設置した。大学設置の目的及び教育研究上の目的は学則に定められており、その目的を具現化するため、大学設立から10年を経過した平成20(2008)年9月に、今後5年から6年を目途とした中期計画「九州看護福祉大学における短・中期的課題と今後の方向性」を策定し、全職員に配付した。中期計画の課題として9項目を挙げ、経営そのものについての記述はないものの、教育研究上の目的を達成するための学生・教員の質の向上策、教員の研究環境の向上策、地域連携・社会貢献等に資する対応策を述べている。【資料3-1-1】

一方で、経営の規律及び誠実性の観点から見れば、学校法人熊本城北学園経理規程第1条に「経理業務を正確かつ迅速に処理し、財政及び経営状況を明らかにして経営の能率的な運営と教育の充実を図り、もって学園経営の安定に資することを目的とする」と規定し、学校法人熊本城北学園会計基準に基づき処理しなければならないと定めている。また、職員の倫理・規律については、学校法人熊本城北学園就業規則第7条に勤務心得として、第12条に禁止行為として規定し、職員が法令や関係規則等を遵守し、適正に履行することを求めている。【資料3-1-2】【資料3-1-3】

【エビデンス集】

【資料3-1-1】九州看護福祉大学における短・中期的課題と今後の方向性

【資料3-1-2】学校法人熊本城北学園経理規程第1条

【資料3-1-3】学校法人熊本城北学園就業規則第7条、第12条

【自己評価】

経営の基本方針は定めていないが、経理規程によって規律と誠実性を求めており、経営の効率的な運営と教育の充実を図り、学園経営の安定に資することと明記されている。また、職員各人の倫理・規律に関しては、学校法人熊本城北学園就業規則に勤務心得、禁

止行為として規定し、法令や関係規則等を遵守するよう求めており、経営の規律と誠実性の維持は表明されていると判断している。

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

【事実の説明】

使命・目的の具現化を図るための中期計画の課題は、ほぼ達成されつつある。平成26(2014)年度には、実施した内容を検証した上で新たな中期計画の策定を予定している。また、年度計画についても理事会で決定しており、計画の実施に係る毎年の積み重ねが中期計画を達成に導いている。教育研究上の目的の実現のためには、大学で組織している運営協議会、教授会、学内委員会等において、管理運営の方針や具体的方策を検討することとしており、教育職員、事務系職員が一丸となってその達成に努力している。【資料3-1-4】

【エビデンス集】

【資料3-1-4】平成26(2014)年度学校法人熊本城北学園事業計画

【自己評価】

「短・中期的課題と今後の方向性」については、毎年度の事業計画の実施により概ね達成しており、教育研究上の目的についても、教授会等で具体的方策について検討しつつ実施していることから、使命・目的の実現に向けた取り組みを継続的に実施していると判断している。

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

【事実の説明】

学校法人熊本城北学園は、私立学校法に基づき寄附行為を定め、その第3条に教育基本法及び学校教育法に従い学校教育を行うことを目的として掲げ、設置する大学（九州看護福祉大学）が、学校教育法、同法施行規則及び大学設置基準、その他諸法令の定めるところにより大学の管理運営を行うため、学則、法人規則及び大学規則等を定めている。大学の質の保証を担保するためには、それぞれの法律等を遵守する義務があり、大学運営に法令違反が生じないように、事業活動を行うに際しては必ず決裁権限者の決裁を受けることとしている。【資料3-1-5】

【エビデンス集】

【資料3-1-5】学校法人熊本城北学園事務分掌及び職務権限に関する規程

【自己評価】

学校教育法や私立学校法、大学設置基準等は、大学の質の保証を担保するために必要最小限の規定であり、大学としては全力を挙げて遵守している。

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

【事実の説明】

環境面への配慮については、受動喫煙防止法に基づき、分煙措置を講じている。また、実験・実習等から出るごみの処理についても分別を義務付けており、特に医療系ごみについてはその破棄管理を徹底している。

また、人権への配慮としては、学生及び職員の人権は最大限尊重されるべきとの理念から、「ハラスメントの防止」「個人情報の保護」「公益通報」に関する規程を制定し、人権侵害の防止及び人権侵害行為が生じた場合の問題解決について、組織的に取り組むこととしている。ハラスメントの防止については、セクシャルハラスメント、アカデミックハラスメント、パワーハラスメント等を防止するための委員会を設置し、また常時そのような人権問題に対処できるよう相談員を配置している。個人情報の保護については、個人情報の保護が人格の尊厳に由来する基本的要請であることから、個人情報の収集、管理、利用等に関して大学及び職員に責務を負わせ、人権侵害行為の発生を防止する体制を組んでおり、そのための委員会（個人情報保護委員会）を設置している。公益通報については、法人及び大学の自浄作用を高め、不正行為の早期発見と是正を図り、法人及び大学の社会的信頼の維持及び業務運営の公正性を確保するため公益通報に関する規程を制定しており、その中で通報者が制裁その他不利益な取扱いを受けないよう、その保護について規定している。【資料3-1-6】【資料3-1-7】【資料3-1-8】

安全、衛生については、平成17(2005)年に「職員安全衛生管理規則」、「安全衛生委員会規程」、平成15(2003)年に「保健管理センター規程」、平成22(2010)年に「保健管理センター運営委員会規程」を制定し、特に保健管理センターからのお知らせメールで、ノロウイルス、鳥インフルエンザ、熱中症などへの注意喚起を全職員に対して行うなど、職員及び学生等のメンタルヘルスを含む包括的な健康支援と良好な教育研究環境、職場環境の形成に努めている。【資料3-1-9】【資料3-1-10】【資料3-1-11】【資料3-1-12】

安全確保については、毎年度、防火に関する必要事項を定めた「消防計画」を策定し、災害時の危機管理体制を整備するとともに、新入生に対する消化訓練、構成員を対象とした防災訓練を実施するなど、職員及び学生等の安全確保に努めている。【資料3-1-13】

【エビデンス集】

【資料3-1-6】九州看護福祉大学におけるハラスメントの防止等に関する規程

【資料3-1-7】九州看護福祉大学個人情報の保護に関する規程

【資料3-1-8】学校法人熊本城北学園における公益通報に関する規程

【資料3-1-9】学校法人熊本城北学園職員安全衛生管理規則

【資料3-1-10】学校法人熊本城北学園安全衛生委員会規程

【資料3-1-11】九州看護福祉大学保健管理センター規程

【資料3-1-12】九州看護福祉大学保健管理センター運営委員会規程

【資料3-1-13】平成26(2014)年度九州看護福祉大学消防計画

【自己評価】

環境保全、人権、安全への配慮を考慮し、様々な危機管理に対してマニュアルを作成

している。特に、危機管理マニュアル（保健管理センター）は、感染症の対策について詳細に説明しており、インフルエンザ等の病気、鳥インフルエンザへの対応などに配慮したものとなっている。

一方で様々な人権侵害等を排除するための体制を整備し、適切に機能させており、職員が安全かつ安心して業務に専念できるよう、また、学生が良い環境で勉学に励むことができるよう配慮している。

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

【事実の説明】

教育情報の公開については、大学のホームページ上の大学案内に「情報公開」、「大学概要」としてデータを掲載している。学校教育法施行規則第172条の2に定める教育研究活動等の情報を公表しているほか、建学の理念や認証評価についても公表している。また、財務情報については、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、監査報告書を事務局に備え付け利害関係者の閲覧請求に応じて閲覧に供するほか、ホームページ上の大学案内に「財務状況」として過去8年間の情報を掲載している。【資料3-1-14】

【エビデンス集】

【資料3-1-14】大学ウェブサイト（該当頁印刷）

【自己評価】

教育情報・財務情報の公表については、適切な方法で行っていると判断している。

(3) 3-1の改善・向上方策（将来計画）

経営の規律と誠実性は確保されていると判断しており、情報公開についても積極的に実施してきているが、財務情報に係る解説に工夫を凝らすなど、社会からの信頼を維持し、確保するためにも一層の情報公開を進めていく。また、危機管理に関するマニュアルは整備したが、これを冊子化し構成員に配付する。

3-2 理事会の機能

《3-2の視点》

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 3-2の自己判定

基準項目3-2を満たしている。

(2) 3-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

【事実の説明】

ア 私立学校法第36条に則り、学校法人熊本城北学園の業務を決するため理事会を置い

ている。寄附行為第17条にその任務や運営等が規定されており、その第2項に「学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する」とあり、最終的な意思決定機関となっている。業務を決する場合においても、次の事項については評議員会の意見を聞くこととしている。【資料3-2-1】

- ・ 予算・借入金及び基本財産のうち、重要物件の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- ・ 事業計画
- ・ 予算外の新たな負担又は権利の放棄
- ・ 寄附行為の変更
- ・ 合併
- ・ 目的たる事業の成功の不能による解散
- ・ 寄附金品の募集に関する事項
- ・ その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

イ 定例の理事会は、翌年度の予算、事業計画を審議する3月、事業報告、決算を審議する5月、翌年度の予算編成方針を審議する12月としているが、このほかに臨時に開催することがある。平成25(2013)年度には、7回開催し、予算、補正予算、決算、事業計画、規則等の制定・改正、役員の変更等について審議・決定した。

ウ 理事の選任は寄附行為第6条に規定されており、定数については第5条に11人以上14人以内と規定されている。現在の理事数は12人となっており、本学は公私協力方式の大学であるため、地域の多様な意見を取り入れることとし、7人を外部から選任している。任期は2年である。【資料3-2-1】

エ 理事会は、寄附行為第17条第9項に「理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決することができない」と規定されており、議決権の行使については、同条第11項に「出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる」とされている。なお、同条第10項に「理事会に付議される事項につき書面をもってあらかじめ意思を表明した者は、出席者とみなす」旨が規定されており、理事会開催日に出席できない者については、議題となる事項及び資料を送付した上で意見を聞くこととしている。【資料3-2-1】

オ 平成25(2013)年度に開催した理事会への平均出席率は97.6%である。

カ 大学の柔軟かつ機動的な運営を図るため、組織運営規程において大学運営会議の設置について規定している。大学運営会議は、理事長が議長を務め、理事長職務代理者、常務理事、理事である学長、副学長がメンバーとなっており、大学の運営に関する業務について協議することとしている。協議内容は、法人事項であるにもかかわらず大学運営にも影響を及ぼす事項となっており、教学の長である学長をも交えて議論することで大学運営を戦略的、機動的に実施することができる仕組みとなっている。特に、大学の教員人事について審査を行うための人事委員会は大学運営会議の下にあり、人事委員会での議論が理事長に報告され、理事会に諮る必要がないと認められるものについては、理事長が決定している。【資料3-2-2】

【エビデンス集】

【資料3-2-1】 学校法人熊本城北学園寄附行為22条、第5条、第17条

【資料3-2-2】 学校法人熊本城北学園組織運営規程第21条、第22条

【自己評価】

理事の構成及び役割は適正であり、寄附行為に則ったものとなっている。理事会の出席率も高く、定例理事会のみならず臨時理事会の開催時も概ね出席している。また、大学運営会議を設置し、大学の運営に関し柔軟かつ機動的に意思決定ができる仕組みを確保しており、使命・目的の達成に向けて体制は整備されていると判断している。

(3) 3-2の改善・向上方策（将来計画）

私立大学を取り巻く環境は大きく変化してきており、理事会及び大学運営会議の役割は、法人全般にわたる重要事項等を審議するなど戦略性を持つ極めて重要なものとなっている。理事長をはじめ理事会のメンバーを委員とする大学運営会議の役割を一層高めるため、必要に応じて開催していた大学運営会議を定例的に開催することとし、戦略性、機動性のある管理運営体制を確立する。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

《3-3の視点》

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

(1) 3-3の自己判定

基準項目3-3を満たしている。

(2) 3-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

【事実の説明】

ア 大学の意思決定組織として、主なものに教授会、各種委員会、運営協議会、研究科委員会運営会議、学科長会議がある。教授会は学則第7条に「本学の重要事項を審議するため、教授会を置く」と規定されており、別途教授会規程が制定されている。教授会規程第2条では、その構成として、学長、副学長、学科長及び専任の教授をもって組織するとある。教授会は学長が議長として招集し、諸規則の制定・改廃、自己点検・自己評価、学生の入学・卒業・休退学、厚生補導・賞罰、成績評価・卒業判定など教学事項に関する重要事項を審議・決定している。これらは大学の使命・目的に照らして議論されており、決定事項は即座に学生に及ぶものとなる。月1回の定例教授会のほか、臨時に入試判定教授会、卒業判定教授会等を開催している。なお、教授会構成員として、准教授及び専任講師も出席させることができることとなっているが、現在は教授のみで構成している。また、大学院には教授会に当たる組織として研究科委員会が置かれている。研究科委員会は大学院学則上に規定されており、研究科長、

各専攻の論文指導を行う教授で構成されている。必要に応じて、それ以外の教員も参加できることとされている。各専攻には専攻会議が設置され、研究科及び各専攻に共通する重要事項を審議・決定している。専攻会議には、大学院での授業を受け持っている教員も構成員となっている。【資料3-3-1】【資料3-3-2】

イ 各種委員会は、教授会規程第8条に基づき設置されており、第1項で入試委員会及び自己点検・評価委員会、第2項により、必要に応じて委員会を設置することができることとなっており、それぞれ規程を策定し実施している。各種委員会は、教学事項の複雑化に伴い増加する傾向にあり、教務委員会、学生委員会、広報委員会、国際交流委員会、紀要編集委員会、就職委員会、研究予算委員会、共同研究審査委員会、地域貢献委員会、動物実験委員会、倫理委員会、教職課程運営委員会、公開講座運営委員会が置かれ、各附属施設等（附属図書館、保健管理センター、基礎教養教育研究センター、生涯教育研究センター、附属鍼灸臨床センター、情報基盤センター）運営委員会、さらに、法人全般にわたる組織として、安全衛生委員会、個人情報保護委員会、施設等環境整備計画策定委員会、ハラスメント防止対策委員会、人事委員会がある。

ウ 運営協議会及び研究科委員会運営会議は、教授会又は研究科委員会における審議事項について調整するものであり、運営協議会は、学長、副学長、学科長、専攻長、附属図書館長、保健管理センター長、情報基盤センター長、基礎・教養教育研究センター長、生涯教育研究センター長のほか、常務理事及び事務局長が構成員となっている。月1回の定例会議では、学長が議長となり、学科を超えた全学的な重要事項を審議するほか、学科会議、研究科委員会の報告、教授会決議事項の全学的な調整が行われている。また、研究科委員会運営会議は、大学院に関する重要事項を審議するほか、専攻会議の報告、研究科委員会の議題の調整を行っている。【資料3-3-3】【資料3-3-4】

エ 学科長会議は、運営協議会における協議を円滑に進めるため、各学科独自、また各学科共通の課題を共有し、その解決策を模索することを目的としている。学長が議長を務め、副学長、各学科長が構成員である。【資料3-3-5】

オ 各種委員会等で審議された事項は、教授会に付議され、全学的な協議を経て決定される。

カ 大学の意思決定機関は、運営協議会、学科会議、専攻会議、各種委員会で企画・調整・議論された事項が、教授会、研究科委員会で審議・決定され、それが学科会議、専攻会議等において伝達されるというプロセスを経るという仕組みで整備されており、組織として適切に機能している。

【エビデンス集】

【資料3-3-1】九州看護福祉大学教授会規程

【資料3-3-2】九州看護福祉大学大学院学則第2章「運営組織」

【資料3-3-3】九州看護福祉大学運営協議会設置要項

【資料3-3-4】九州看護福祉大学研究科委員会運営会議設置要項

【資料3-3-5】九州看護福祉大学学科長会議設置要項

【自己評価】

教学に関する意思決定は、教授会又は研究科委員会が行うこととなっており、その下部組織である各種委員会や専攻会議で議論された内容が議題として上程され、審議決定されるという仕組みになっている。教学に関する意思決定機関としての教授会や研究科委員会は組織上の位置付けが明確になっており、適切に機能していると判断している。

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

【事実の説明】

本学は1学部、1研究科であり、教授会の議長は学長、研究科委員会の議長は研究科長が務めることとなっているが、研究科委員会の運営会議には学長がメンバーとして入っており、教学関係のすべての業務は学長が把握できる仕組みとなっている。3-3-①のように、教学関係の意思決定機関の最上位は教授会又は研究科委員会（特別なものは理事会）であり、それに伴う業務執行は学長のリーダーシップで行われることとなる。また、各種委員会のうち重要な委員会の委員長は学長指名となっており、学長の意思が委員会に反映されることになる。さらに、学長は学生の保護者が構成員となっている後援会にも顧問として出席しており、学生・保護者の要望等についても把握できるため、それらの要望を関係委員会で協議させることができる。また、学長の大学運営を補佐する体制として副学長を置き、入試、教務等の教学関係に係る所掌分野を担当している。

【資料3-3-6】 【資料3-3-7】 【資料3-3-8】

一方で、大学運営に関する学長の方針は、毎年4月1日に行われる年度始めの会において全職員に伝えられ、1年間の業務運営に活かされている。

【エビデンス集】

【資料3-3-6】 九州看護福祉大学教授会規程

【資料3-3-7】 九州看護福祉大学研究科委員会運営会議設置要項

【資料3-3-8】 平成26(2014)年度第1回学校法人熊本城北学園理事会議事録（副学長選任）

【自己評価】

大学の意思決定組織は整備され、権限と責任の明確化及びその機能性は発揮されていると判断している。審議機関である各種委員会には、学科等の教員が委員として参画しており、学科等における問題点や要望事項などについても把握できるため、委員会において全学的な方針との調整を図りながら検討されるなど、トップダウンのみならずボトムアップの体制が整備されていると判断している。

また、大学の意思決定と業務執行における学長のリーダーシップは、教学関係の議決機関としての教授会の議長として、また、研究科委員会運営会議のメンバーとしてすべての教学関係業務を把握・リードしており、理事会から任せられている教学関係業務の長としての責務を果たしていると判断している。

(3) 3-3の改善・向上方策（将来計画）

大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップが発揮できる組織の構築・運営はできているが、現状の運営を継続してだけでなく、大学運営を機動的に実施するた

めの組織である大学運営会議（理事長・理事長職務代理人・常務理事・学長・副学長）を定期的に開催し、そこで了承を得られた事項については、理事会の議決を待つまでもなく、学長が責任を持って教学関係組織を通して業務を遂行していく。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

《3-4の視点》

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

(1) 3-4の自己判定

基準項目3-4を満たしている。

(2) 3-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

【事実の説明】

ア 法人（理事長）と大学（学長）の権限は明確に区分されており、理事長の権限については、寄附行為第12条において「この法人を代表し、その業務を総理する」と定められ、学校法人熊本城北学園を代表する責任と権限を有している。一方、学長については、組織運営規程第12条において「校務を掌り、所属職員を統督し、大学を代表する」と定められ、大学を統督し学則の規定に則り大学運営にあたっている。【資料3-4-1】
【資料3-4-2】

イ 理事長を代表者とする理事会と学長を代表者とする大学執行部との意思疎通を図り、大学における柔軟かつ機動的運営を図ることを目的として、理事長、理事長職務代理人、学長、副学長、常務理事で構成する「大学運営会議」の設置を組織運営規程で定めており、理事会と教授会等の大学運営機関とのコミュニケーションを図り、大学運営会議で審議決定された事項について学長が教授会等において議題とするなど、法人と大学との情報の共有と意思決定の円滑化を図っている。【資料3-4-2】

ウ また、大学の運営に関する学内意見の集約及び各部局間の調整を図る必要がある事項並びに教授会への提出議題等について審議する「運営協議会」のメンバーとして、学長、副学長以下教学関係者に加えて、法人から常務理事が出席しており、審議・協議内容について理事長へ報告するなど、意思決定の円滑化に寄与している。【資料3-4-3】

エ さらに、事務局内でも、事務局長、事務局次長、各課長からなる事務局会議を毎月開催しており、事務上の重要事項の協議、連絡調整、主要行事の伝達などが行われている。重要事項については、運営協議会へ提出され、教授会の議題となる。

【エビデンス集】

【資料3-4-1】 学校法人熊本城北学園寄附行為第12条

【資料3-4-2】 学校法人熊本城北学園組織運営規程第12条、第21条

【資料3-4-3】 九州看護福祉大学運営協議会設置要項第2条

【自己評価】

大学運営会議には理事長等法人役員のほかに教学の長である学長がメンバーとして、運営協議会には教学の長である学長のほかに法人の役員である常務理事がメンバーとして参加していることから、各部門間のコミュニケーションは十分に図られており、意思決定は円滑に進められていると判断している。

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

【事実の説明】

ア 法人の管理運営については、法人の業務及び財産の状況を監査する機関として、寄附行為第5条により監事を置いている。監事は、法人の理事、職員、評議員以外の者から選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て理事長が選任している。寄附行為により監事は2人と定められており、2人を任命している。平成25(2013)年度に開催した理事会及び評議員会への監事の出席率は92.9%（理事会7回のうち1人が1回欠席）となっている。監事は、その職務として、前述のように法人の業務及び財産の状況を監査することとされ、決算原案について監事監査会を開催し、会計帳簿書類を閲覧、照合するとともに、理事及び財務責任者から決算概要の聴取を行い、業務執行や財産の状況を監査している。監査の結果については、監事が理事会及び評議員会に出席し、監査報告を行っている。【資料3-4-4】

イ 私立学校法の規定に基づき設置している評議員会は、寄附行為第22条において諮問機関として位置付け、理事会で審議する事項のうち、諮問事項としている案件について理事長に意見を具申している。また、評議員会は、法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対し意見を述べ、又は役員から報告を徴することができることとされている。【資料3-4-5】

ウ また、監事監査のほかに、公認会計士による会計監査を受けている。この会計監査は年間延べ9日ほど行われ、取引内容、会計帳簿書類、備品等の実査、決算書類等による監査を定期的に行っている。公認会計士は、独立性を確保しつつ、経営責任者に対して運営方針や将来構想等を聴取するなど、法人の経営と会計業務との関連についても監査している。さらに、監事との意見交換会を年1回実施しており、公認会計士から監事の監査意見への反映等も適切に行われている。【資料3-4-6】

エ 大学の管理運営については、学長、部局の長等が持つ決定権限に基づき意思決定を行おうとする場合、教授会の下に置かれる各種委員会で協議されるが、特に重要な案件については運営協議会で内容を協議し合意を得た上で、教授会において審議のうえ決定される。

【エビデンス集】

【資料3-4-4】 学校法人熊本城北学園寄附行為第5条、第22条

【資料3-4-5】 平成26(2014)年度第1回学校法人熊本城北学園評議員会会議次第

【資料3-4-6】 平成25(2013)年度往査計画

【自己評価】

監事は理事会及び評議員会に出席し、学校法人の業務について情報を得て、必要に応じ意見を述べている。また、公認会計士による監査結果についても、監事との意見交換を行っていることから把握できており、法人と大学との相互チェック機能が保たれていると判断している。

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

【事実の説明】

ア 理事長は、理事会を総理し、法人の経営にリーダーシップを発揮している。理事長は、毎年行われる年度始職員会において、全職員に向け、大学の進むべき指針や経営方針を示している。また、理事会や評議員会への議題等の提案にあたっては、学内の理事及び評議員（教員）を召集して意見交換会を開催し、万全を期している。

イ 学長は、毎月行われる運営協議会において、効果的な大学運営を図るための企画及び調整、教授会への提出議題の選定等にリーダーシップを発揮している。

ウ 法人における職員の提案等をくみ上げる仕組みとしては、学内の理事及び評議員（教員）とで行う意見交換会において、理事会及び評議員会の議題等の提案とともに、大学における懸案事項等について意見を徴す機会を設けている。また、大学にあっては、運営協議会、学科会議、専攻会議、学科長会議及び各種委員会が教員の意見をくみ上げる機能を果たしている。事務系職員からの意見をくみ上げる仕組みとしては、事務局長が運営協議会のメンバーとなっていることから、各課、職員の提案等を反映させる仕組みとなっているほか、各課長が各種委員会のメンバーとなる場合や、各種委員会の所管課長として課長が委員会に出席しており、直接大学運営に反映される。【資料3-4-7】【資料3-4-8】【資料3-4-9】【資料3-4-10】【資料3-4-11】

エ また、予算に計上していない案件等、直接理事長に要望等がある場合は、要望書を提出し、理事長の決裁を受けている。

【エビデンス集】

【資料3-4-7】 九州看護福祉大学就職委員会規程第2条

【資料3-4-8】 九州看護福祉大学教職課程運営委員会規程第2条

【資料3-4-9】 九州看護福祉大学保健管理センター運営委員会規程第2条

【資料3-4-10】 九州看護福祉大学教務委員会規程第7条

【資料3-4-11】 九州看護福祉大学学生委員会規程第7条

【自己評価】

意思決定において、管理部門と教学部門をはじめ、各管理運営機関並びに各部門等の連携は適切に行われるとともに、大学運営会議、運営協議会等からのトップダウンによ

る意思疎通と、学生、職員の意見を反映したボトムアップによる情報収集と共有化は円滑に機能していると判断している。

(3) 3-4 の改善・向上方策（将来計画）

理事会、大学運営会議、運営協議会、各種委員会等を通じて、法人と大学の各管理運営機関相互のコミュニケーションを円滑に行うため、教授会や各種委員会等の議事録を教授会へ提出し共有しているが、今後は、大学内の共有フォルダーに掲載し、学内情報の共有化を一層推進する。

3-5 業務執行体制の機能性

《3-5 の視点》

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

(1) 3-5 の自己判定

基準項目3-5を満たしている。

(2) 3-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

【事実の説明】

ア 学校法人熊本城北学園寄附行為第3条に規定する目的（この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い学校教育を行う）を達成するために、組織を明確に定め、運営の適正を期することを目的とした学校法人熊本城北学園組織運営規程を定めている。【資料3-5-1】

イ 事務局は法人事務局と大学事務局を設置しており、法人本部の事務組織は組織運営規程第4条において総務課と経理課、大学事務局は、組織運営規程第10条において総務課、経理課、教務課（入試室を含む）、学生課（就職支援室を含む）、併せて附属図書館に図書課を置く旨を規定している。同規程第8条により事務局には事務局長を置くほか、部長等の職を置くことができるとされ、各課には責任を明確にするため課長、課長補佐、係長を配置し、各課の業務を行っている。また、法人事務局長と大学事務局局長は兼ねており、事務局長が理事長の命を受け事務局の事務を統括し、所属職員を指揮監督している。なお、法人事務局の総務課及び経理課は大学事務局の総務課と経理課が兼務することとされており、少数精鋭の人材を有効に配置して活用する体制を敷いている。【資料3-5-1】

ウ 事務局各課の所掌事務は、学校法人熊本城北学園事務分掌及び職務権限に関する規程別表に定められており、その分掌事務を行うために必要な職員が適切に配置されて

いる。また、教学組織の改編とともに必要となる要員については、職員の補充採用が業務に支障のないようすぐさま公募して職員を採用するなど、業務量に応じた適切な配置を行っている。【資料3-5-2】

エ また、職員組織についても組織運営規程第5条及び第11条に規定しており、法人本部には一般事務職員、技術職員、嘱託職員、臨時職員を置き、大学には、それに加えて教学関係業務を行うための学長、教育職員（教授、准教授、専任講師、助教、助手）を置くこととされている。【資料3-5-1】

オ 法人及び大学における管理者の職務権限については、「学校法人熊本城北学園事務分掌及び職務権限に関する規程」において各管理者の責任権限を明確にし、業務を執行するにあたっては、「学校法人熊本城北学園文書処理規程」に則り職務権限者の決裁を得ることとしている。【資料3-5-3】

【エビデンス集】

【資料3-5-1】 学校法人熊本城北学園組織運営規程

【資料3-5-2】 学校法人熊本城北学園事務分掌及び職務権限に関する規程

【資料3-5-3】 学校法人熊本城北学園文書処理規程

【自己評価】

学校法人熊本城北学園組織運営規程により使命・目的を達成するための組織を明確に定め、各組織での権限と責任を明確にし、業務が効率的に行われるよう業務の遂行に必要な職員を配置しており、業務の遂行が適切に機能していると判断している。

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

【事実の説明】

ア 本法人の事務執行については、理事長及び常務理事の全体的な指揮監督の下、法人事務局、大学事務局の責任者である事務局長、各課の責任者である課長が適切に管理している。事務局長は運営協議会の構成員として、各課長は教授会、運営協議会、研究科委員会の陪席者として会議に出席しており、それら大学の運営に係る決議事項等については、すぐさま各課等に持ち帰り、その執行を管理する。【資料3-5-4】

イ また、必要に応じて、各課長等は教授会の下に置かれる各種委員会の委員や所管課の課長としてとして委員会に加わっており、教員と職員の緊密な協働を確保しつつ、教員側の決定が事務局各部署に停滞なく伝えられ、機動的・効果的な業務執行となっている。

【エビデンス集】

【資料3-5-4】 九州看護福祉大学運営協議会設置要項

【自己評価】

業務の遂行にあたっては、事務局長、事務局次長、課長という管理体制の下で、職員が業務を行うこととなるが、事務局長が運営協議会のメンバーであり、教授会等にも課

長以上が陪席していることから、教員と職員の緊密な協働が確保されており、大学一体となった業務遂行が機能的に行われていると判断する。

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

【事実の説明】

- ア 職員には、大学における役割分担を明確にし、それぞれの役割を果たすことを指導している。特に、大学の事務職員には、教員と協働して積極的に大学改革を牽引していく力量が求められるため、組織としての事務力向上を目指し、また組織力の基礎となる職員個々の資質向上のための研修が必要であり、日常業務に関連付けた内容を基礎としたSD研修会を実施している。また、毎年度新たに採用となる職員に対する初任者研修会の中で、教育関係法令についての研修を含めており、大学に勤める者として必要となる学校教育法や大学設置基準等の内容について説明している。【資料3-5-5】
- イ 職場外研修については、日本私立大学協会等が主催する事務局長相当者研修会、初任職員研修会及び中堅職員研修会、教務事務、学生指導事務、就職指導事務、経理事務等に関する研修会に職員を積極的に参加させ、知識や技能を含めた資質の向上を図っている。【資料3-5-6】

【エビデンス集】

【資料3-5-5】平成23年度新規採用職員オリエンテーションについて（詳細確認用）

【資料3-5-6】日本私立大学協会研修会・協議会等のお知らせ・申込書(平成26(2014))年度

【自己評価】

職員の資質・能力向上の機会については、学内での実務研修会、学外機関が行う研修会への参加促進を通じて、確保されていると判断している。

(3) 3-5の改善・向上方策（将来計画）

職員の資質向上のため、職場内での研修はもとより、職場外研修会への積極的な参加を継続的に実施していく。また、職場での系統的なSD研修についても、小さな組織であり全員を一堂に会して行うことは困難であり、全員に行きわたるようにするために年間計画を立てて実施する。

3-6 財務基盤と収支

《3-6の視点》

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 3-6の自己判定

基準項目3-6を満たしている。

(2) 3-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

【事実の説明】

学校法人熊本城北学園寄附行為第3条に規定する目的（この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い学校教育を行う）の実現に向け、大学設置後10年を経過した平成20(2008)年9月に「九州看護福祉大学における短・中期的課題と今後の方向性」という5年から6年を目途とした短・中期計画を策定しており、それを含めて毎年度の事業計画及び予算編成方針において法人及び大学の運営方針を打ち出している。事業計画には、教育活動等の教学関係に加え、財政基盤の強化等についても記されており、財務活動の項目も掲げられている。事業計画に記載された事業内容に係る経費については、予算編成方針により予算を編成し、事業の実施にあたっている。【資料3-6-1】【資料3-6-2】【資料3-6-3】

【エビデンス集】

【資料3-6-1】九州看護福祉大学における短・中期的課題と今後の方向性

【資料3-6-2】平成26(2014)年度学校法人熊本城北学園事業計画

【資料3-6-3】平成26(2014)年度学校法人熊本城北学園予算編成方針

【自己評価】

短・中期計画に沿って毎年度の事業計画を策定し実施することで、短・中期計画も概ね達成されつつある。事業計画や予算編成方針の中に財務活動の項目を掲げ、その方針に沿って財務活動を行っているため、適切に実施されていると判断する。

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【事実の説明】

ア 平成26(2014)年度学校法人熊本城北学園予算編成方針に、「教育研究の維持改善、施設設備の整備充実を図りながら財政基盤を安定・強化するためには、入学定員確保のための学生募集活動を質的に転換させること、私立大学等経常費補助金を含む外部資金の獲得による収入面での増収を図ることが最大の課題となる。また、経常経費の節減を継続的に実施するとともに、各事業の優先度や予算額の妥当性等を厳格に検証して予算執行の効率化に繋げることにより、極力消費収支の均衡を図り、健全財政を維持・継続する」旨を謳っており、この方針に沿って予算を編成し、業務を遂行している。【資料3-6-4】

イ 最近5年間の当年度消費収入超過額は以下のとおりである。

平成 21(2009)年度	△ 967,339 千円	(平成 22 年度設置の学科に係る 3 号館新設分を含む)
平成 22(2010)年度	△ 33,427 千円	
平成 23(2011)年度	△ 112,842 千円	
平成 24(2012)年度	22,801 千円	

平成 25(2013)年度 61,840 千円

平成 21(2009)年度から赤字となっていた消費収入超過額は、平成 24(2012)年度には黒字収入となり、平成 25(2013)年度においても黒字となっている。また、帰属収支差額は、開学 4 年目の平成 13(2001)年度から平成 25(2013)年度まで、額の多少はあるとしても 13 年間黒字を継続しており、健全な財政運営となっている。

ウ 財務比率で見ると、平成 22(2010)年度に開設した鍼灸スポーツ学科及び口腔保健学科に係る教育職員の採用により人件費比率が大きく上昇した。平成 24(2012)年度にはいったん下降したが、平成 25(2013)年度においては、教員数の増加及び退職者数の増加等の要因により再び上昇した。また、教育研究経費比率が約 26%、管理経費比率が 7%で経緯しており、管理経費比率は他の大学の保健系学部と比較しても低率となっている。自己資金構成比率も 90%台を維持しており、さらに運用資産余裕比率も 2.4 年分と資金蓄積も良好な数値となっている。【資料 3-6-5】

エ 外部資金の確保については、財政基盤の安定化を図るための重要な収入源となることから、継続的に努力している。寄附金収入については、寄附金比率が 0.3%と低く、平成 25(2013)年度において新たに創設した「教育研究振興基金」において、今後本格的に寄附金募集活動を行っていく。補助金収入については、私立大学等経常費補助金に加え、熊本県からの委託事業に係る補助金の交付を受けている。経常費補助金は、平成 21(2009)年度から増額を続けており、平成 24(2012)年度は過去最高の額となったが、平成 25(2013)年度は前年比約 5 千万円の大幅な減額となった。また、熊本県から「地域医療再生計画訪問看護推進人材育成事業」の委託を受け、約 1 千万円の交付があった。さらに、科学研究費補助金等の獲得については、教授会等において学長から全員の応募を促している。採択率を高めるため、申請書類の書き方等を指導する教員を選任し、指導を受けるよう促している。その結果、平成 22(2010)年度には 3 件の採択であったものが、平成 23(2011)年度には 6 件、平成 24(2012)年度及び平成 25(2013)年度は 7 件と教育職員の約 7%が採択されている。【資料 3-6-6】【資料 3-6-7】【資料 3-6-8】【資料 3-6-9】

【エビデンス集】

【資料3-6-4】平成26(2014)年度学校法人熊本城北学園予算編成方針

【資料3-6-5】主要財務比率推移

【資料3-6-6】私立大学等経常費補助金変更交付決定通知書（過去5か年分）

【資料3-6-7】平成25(2013)年度熊本県訪問看護推進人材育成事業交付確定通知書

【資料3-6-8】九州看護福祉大学科研費申請状況 職位別・学科別

九州看護福祉大学科研費申請状況 職位別・申請件数別

【資料3-6-9】科学研究費助成者一覧

【自己評価】

本学園は、創設以来安定した財政基盤を確立しており、健全な経営が行われている。毎年度策定する予算編成方針において、収支バランスを考慮した予算を編成するよう示しており、実際に帰属収支差額比率は年々向上してきている。外部資金の導入の努力に

についても、私立大学等経常費補助金、科学研究費補助金等の獲得への努力に加え、寄附金募集に力を注ぐなど、財務運営においては良好であると判断している。

(3) 3-6の改善・向上方策（将来計画）

安定した経営と健全な財務状況を維持するためには、収入面では、運営の主財源である学生生徒等納付金と私立大学等経常費補助金を安定的に確保することが重要である。学生生徒等納付金の基となる学生の確保は、熊本県を中心に近隣の福岡県、鹿児島県を対象として募集活動を行い、入学定員の1.1～1.2倍の入学者を確保できるよう努力する。また、私立大学等経常費補助金については、全教育職員が補助対象教員となるよう、授業時間数の確保に取り組むとともに、特別補助の対象となる事業を積極的に実施するなど、補助金増額に向けた取り組みを行う。また、支出面では、収支バランスに配慮し、限られた財源を有効に活用するために、戦略的で効率的な予算配分が行えるよう、予算編成方針を確固たるものとする。

3-7 会計

《3-7の視点》

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 3-7の自己判定

基準項目3-7を満たしている。

(2) 3-7の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-7-① 会計処理の適正な実施

【事実の説明】

ア 会計処理については、「学校法人熊本城北学園経理規程」、「学校法人熊本城北学園経理規程施行細則」、「学校法人熊本城北学園固定資産及び物品管理規程」及び「学校法人会計基準」を遵守し、適正に実施している。【資料3-7-1】【資料3-7-2】【資料3-7-3】

イ 予算案については、各部局から提出された予算要望書を法人経理課が取りまとめ、理事長の下に組織された予算編成会議において予算の原案を作成し、学内の理事及び評議員による検討を行った上で、評議員会の審議を経て、理事会で決定している。また、補正予算を編成する必要がある場合は、あらかじめ評議員会に意見を求めた上で、理事会で決定しており、適正な手順を踏んでいる。

ウ 予算の執行は、前記経理規程等に基づき、各部局の長からの予算支出請求を経理課で精査の上、学校法人熊本城北学園事務分掌及び職務権限に関する規程に基づき、決裁権限者の承認を得て行っている。【資料3-7-4】

エ 会計年度終了後は、2ヶ月以内に決算案を作成し、監事による監査を受け、その意見を付し、理事会で審議決定した後、評議員会に報告している。【資料3-7-5】【資料3-7-6】

【エビデンス集】

【資料3-7-1】 学校法人熊本城北学園経理規程

【資料3-7-2】 学校法人熊本城北学園経理規程施行細則

【資料3-7-3】 学校法人熊本城北学園固定資産及び物品管理規程

【資料3-7-4】 学校法人熊本城北学園事務分掌及び職務権限に関する規程

【資料3-7-5】 平成26(2014)年度第1回学校法人熊本城北学園理事会会議次第

【資料3-7-6】 平成26(2014)年度第1回学校法人熊本城北学園評議員会会議次第

【自己評価】

安定した財務基盤を確立しており、収支バランスも保たれている。また、補助金等の外部資金の獲得にも力を注ぎ、国庫補助金以外の補助金を確保するなど、財務運営は適切に行われていると判断している。

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【事実の説明】

ア 本法人は、公認会計士による会計監査並びに監事による業務監査及び会計監査を受けている。公認会計士による監査は年間延べ9日ほど行われており、理事会の議事録、会計帳簿書類、計算書類等による監査が行われている。また、公認会計士は、独立性を確保しつつ、その立場から経営責任者に対して、当該年度の事業活動方針、コーポレートガバナンス、経営見通し、設備投資計画、内部統制の状況等について聴取する「理事者とのディスカッション」を実施している。【資料3-7-7】

イ 2名の監事による監査を、年1回行っている。また、決算原案に基づき監事監査会を開催し、業務執行や財産の状況を監査しており、その結果を理事会及び評議員会に出席し監査報告を行っている。

ウ 内部監査については、平成19(2007)年11月に、「九州看護福祉大学における公的研究費の不正防止に関する規程」、「九州看護福祉大学公的研究費に係る内部監査内規」を整備し、公的研究費の不正使用の防止及び適正な取扱いを徹底しており、毎年1回、科学研究費補助金の採択を受けた研究課題の経費執行状況について、内部監査室長以下4名の監査人による監査を実施している。また、公的研究費以外の支出に係る監査については、監事による監査を実施することとしているが、日々の支出については、関係者に合議することによる内部牽制体制が確保されている。【資料3-7-8】【資料3-7-9】【資料3-7-10】

【エビデンス集】

【資料3-7-7】 平成25(2013)年度往査計画

【資料3-7-8】 九州看護福祉大学における公的研究費の不正防止に関する規程

【資料3-7-9】 九州看護福祉大学公的研究費に係る内部監査内規

【資料3-7-10】 内部監査報告書

【自己評価】

本学園の会計については、学校法人会計基準のほか学園の経理規程等に則り、適正に処理されている。また、予算額と著しく乖離のある決算額の科目については、補正予算を編成のうえ評議員会、理事会の審議を経て決定されている。

また、監査体制についても公認会計士、監事による会計監査及び業務監査のほか、学内監査人による監査の実施等、必要な監査体制が構築されているものと判断する。

(3) 3-7の改善・向上方策（将来計画）

会計処理の適正な実施及び会計監査の体制整備と厳正な実施については、引き続き公認会計士による会計監査並びに監事による業務監査及び会計監査や監事による検証はもとより、法人の会計事務に携わる職員に対し、内部牽制体制の確保や意識の向上等についての研修会を実施する。また、現在の内部監査に関する規定は公的研究費に限られており、これをそれ以外の経費についても対象とするよう、規程を整備する。

[基準3の自己評価]

本学は、大学設置の目的を具現化するために学校教育法、私立学校法、大学設置基準等、また、学校法人会計基準等の関係法令を遵守し、環境保全や人権、安全に配慮し、安全で快適に学修、教育、研究、就業ができる環境を提供している。また、理事会の機能と大学の意思決定組織、学長のリーダーシップ等についても、理事会において学則や諸規程を制定し、学長が大学の責任者として管理運営に当たるなど、管理部門と教学部門等の連携は適切に行われている。加えて、大学の意思決定は、学長のリーダーシップと職員からの提案をくみ上げる仕組み（各種委員会）が整備されている。

事務組織についても、大学の目的を達成するため、少数精鋭の人材を有効に活用、配置している。また、職員研修についても、学内のみならず学外で行われる研修に積極的に参加させるなど、資質の向上に努めている。

大学の使命・目的を実現するための業務に必要な財源の確保も重要な課題であり、事業計画に基づく予算編成、そして年度末にはその実績を示す事業報告書の作成、決算書類の作成等、業務の成果を検証しており、財政基盤の安定化に向けた取り組みを着実にを行っている。さらに、会計処理についても、公認会計士の指導の下、諸規程に則り適切に実施しており、会計監査についても監事が諸規定に則り厳正に実施している。

これらのことから、学校法人制度の基本理念である、自主性、公共性、安定性は確保されている。今後は、さらに、内部監査体制を強化し、会計面のみならず、業務に係るPDCAサイクルの実施に向けた取り組みを行っていく。

基準 4. 自己点検・評価

4-1 自己点検・評価の適切性

《4-1 の視点》

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

【事実の説明】

本学は、「その教育と研究において地域の人々への全人的保健・医療・福祉活動を基盤としながら、九州全域にわたる、さらには我が国の全体にわたる保健・医療・福祉活動をも射程に入れるという目標をもち、これを以て建学の理念」としている。【資料4-1-1】この建学の理念に基づいて、「治療や介護・リハビリを必要とする人が持つ残存の能力や機能を十分に生かしたリハビリテーション・ケアに基づいた『看護と福祉の実践』を通して、豊かで質の高い生活設計を創造できる人材育成」を使命としている。【資料4-1-2】

また、本学大学院はその学則において「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、もって文化の進展に寄与することを目的とするとともに、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力または、高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的」とする、と定めている。【資料4-1-3】

こうした使命を全うするために、九州看護福祉大学学則第2節第2条において、「本学における教育研究活動等の状況について自己点検及び評価を行う」ことを明記し、「自己点検・自己評価委員会」を組織している。【資料4-1-4】

【エビデンス集】

【資料4-1-1】平成26年度(2014)学生便覧（大学）10頁

【資料4-1-2】平成26年度(2014)学生便覧（大学院）12頁

【資料4-1-3】九州看護福祉大学大学院学則第2条

【資料4-1-4】九州看護福祉大学学則第2条

【自己評価】

建学の理念、使命、目的に即した自主的な自己点検・評価の実施を明記し、自己点検・自己評価を推進する委員会を設置するなど、基準を満たしていると判断した。

4-1-②、③ 自己点検・評価体制の適切性及び周期等の適切性

【事実の説明】

本学における自己点検・自己評価の中心の実施主体は自己点検・自己評価委員会であり、教授会の下部組織として位置付けられている。委員会は、「九州看護福祉大学自己点

検・自己評価委員会規程」に基づいて運用されている。委員会の構成員は、学長、副学長、研究科長、学科長、専攻長、基礎・教養教育研究センター長及び各学科から選出された教授各2名、事務局長であり「委員長は学長をもって充てる」とされている（第2条）。【資料4-1-5】

委員会の任務は、「自己点検・自己評価の基本方針の策定に関すること」及び「自己点検・自己評価の項目、実施、報告書、公表、その他自己点検・自己評価委員会が必要と認める事項を審議すること」と定められている（第4条）。【資料4-1-6】また、「委員会では、専門事項を調査研究するために、専門委員会を置くことができる」（第6条）【資料4-1-7】とされ、自己点検・自己評価委員会の下にFD(Faculty Development)専門委員会と授業評価専門委員会が設置され、それぞれの専門分野について調査・研究を行っている。

本学における自己点検・自己評価の各分野と項目、調査・データの収集方法、及び周期を表(表4-1-1)に示した。自己点検・自己評価の主な項目は、教育分野では授業評価、国家試験合格率等、研究分野では研究活動及び外部研究費の獲得状況等、学生生活全般では学生生活満足度、図書館や保健管理センターの利用状況等、財務状況では財産目録、貸借対照、収支計算、等である。

上記の評価項目についてそれぞれ、定期的な自己点検・自己評価を実施している。例えば、看護師、保健師、理学療法士等の国家試験合格率、教員の教育研究活動実績及び外部研究資金の獲得状況等については毎年、授業評価アンケートの実施とそれに基づく授業に関する自己点検・自己評価はそれぞれ2年に一度実施されている。

表4-1-1 九州看護福祉大学における自己点検・自己評価の項目及び調査方法と評価周期

分野	項目	調査・データ収集の方法	周期性
教育	授業の出欠状況	携帯電話による出欠確認システム	毎授業時実施
	授業評価	学生による授業評価アンケート (平成24年度から携帯電話による方法に変更)	2年に1回
		授業に関する自己点検・自己評価個人報告書	2年に1回
		授業評価アンケート結果報告書、または授業に関する自己点検・自己評価報告書	2年に1回
国家試験合格率	全受験者の結果調査・集計	毎年	
研究	研究活動及び外部研究費の獲得状況	教員・研究報告書の提出(紀要掲載)、教員教育研究活動報告書の総務課提出	毎年
学生生活全般	学籍異動	学生課への届け出と集計、学生委員会、教授会等での報告	毎月(原則)
	学生生活満足度	学生アンケート調査(携帯電話によるアンケート方式)	平成25年度より実施
	図書館の利用状況	入館者数、図書利用状況、等の調査集計	毎月(原則)
	保健管理センターの利用状況	利用目的、利用者数、等に関する調査・集計	毎月(原則)
	就職状況	全卒業生の学科別調査・集計	毎年
財務	財産目録、貸借対照表、収支計算書(一部を除き大科目のみ)、監査報告書、事業報告書等	調査・集計	毎年

【エビデンス集】

【資料4-1-5】九州看護福祉大学自己点検・自己評価委員会規程第2条

【資料4-1-6】九州看護福祉大学自己点検・自己評価委員会規程第4条

【資料4-1-7】九州看護福祉大学自己点検・自己評価委員会規程第6条

【自己評価】

自己点検・自己評価委員会の委員長には学長を充て、強いリーダーシップの下、適切な項目、適当な周期で自己点検・自己評価が実施されていると判断した。

(3) 4-1の改善・向上方策（将来計画）

少子化の急速な進展や保健・医療・福祉分野における職業的専門性の高度化・多様化など、大学を取り巻く環境は日々変化しており、こうした環境変化に対応して自己点検・自己評価の項目も絶えず見直し、更新していきたい。

また、自己点検・自己評価の項目は多岐にわたっており、自己点検・自己評価委員会と関係各部局との有機的な連携をより強化し、効果的な自己点検・自己評価を実施していきたい。

4-2 自己点検・評価の誠実性

《4-2の視点》

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

(1) 4-2の自己判定

基準項目4-2を満たしている。

(2) 4-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

【事実の説明】

本学における自己点検・自己評価は、関係各部局との連携の下、自己点検・自己評価委員会が中心となり実施しており、平成25(2013)年度における同委員会の活動状況を(表4-2-1)及び(表4-2-3)に示した。

表4-2-1 平成25年度自己点検・自己評価委員会開催状況

回数	開催日時	内容
第1回	5月21日	1. 各学科のアドミッション・ポリシー等について 2. 平成22年度、24年度の授業評価報告書の作成について 3. 平成25年度FD研修会について
第2回	9月25日	1. 平成22年度、24年度の授業評価報告書の進捗状況について 2. FD研修会計画(案)について
第3回	12月25日	1. FD研修会実施要項について 2. 平成26年度予算計画について

九州看護福祉大学

4-2-2 平成25年度自己点検・自己評価委員会 授業評価委員会開催状況

回数	開催日時	内容
第1回	8月1日	1. 平成24年度 第2学期授業評価アンケート個人報告書の提出状況について 2. 平成24年度授業に関する自己点検・自己評価報告書の作成について
第2回	9月12日	1. 平成24年度授業に関する自己点検・自己評価報告書(案)の検討 2. 今後のスケジュール

表4-2-3 平成25年度自己点検・自己評価委員会 FD専門委員会開催状況

回数	開催日時	内容
第1回	9月19日	1. 平成25年度のFD研修会計画について
第2回	12月18日	1. 学生困り感調査の検討及び具体的内容の検討
第3回	2月17日	1. 具体的内容の調整と役割分担の確認

自己点検・自己評価委員会の統括の下で、学内の関係各部署が行っているIR(Institutional Research)は前項の(表4-1-1)のとおりである。関係各部署は、(表4-1-1)の各項目についてそれぞれ透明性・公平性を確保しながら調査を実施し、客観的データに基づいて現状分析を行っている。

【エビデンス集】

【資料4-2-1】平成25(2013)年度第1回自己点検・自己評価委員会議事録

【資料4-2-2】平成25(2013)年度第2回自己点検・自己評価委員会議事録

【資料4-2-3】平成25(2013)年度第3回自己点検・自己評価委員会議事録

【資料4-2-4】平成25(2013)年度第1回自己点検・自己評価委員会授業評価部会議事録

【資料4-2-5】平成25(2013)年度FD研修会(案) (「学生生活に関する困り感の調査について協力をお願い」含む)

【資料4-2-6】平成25(2013)年度FD・SD研修会

【自己評価】

自己点検・自己評価委員会傘下の専門委員会は定期的で開催され、それぞれの果たすべき役割を自覚して、関係各部署と連携しながら、透明性の高い自己点検・評価を行っている判断した。

4-2-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

【事実の説明】

平成24(2012)年度に実施した授業評価アンケート調査を例にとると、その実施手順は(表4-2-4)のとおりであった。「平成24(2012)年度第1学期学生による授業評価アンケート実施要項」等、資料一式を資料に示した。【資料4-2-7】【資料4-2-8】【資料4-2-9】【資料4-2-10】

(表4-2-4)のとおり授業評価アンケート調査は、対象者への十分な説明と同意のもとで実施され、エビデンスは客観的データに基づいて構築されている。この点は、学生生活満足度調査等の他の調査も同様である。

表4-2-4 授業評価の実施手順

手順	内 容
1.	自己点検・自己評価委員会で授業評価の目的及び基本的方向性を策定する。
2.	自己点検・自己評価委員会内授業評価専門委員会で実施の詳細について策定する。
3.	授業評価アンケートの目的及び実施方法について学生に掲示及び文書で通知する。
4.	授業評価アンケートの実施直前に文書及び口頭で目的及び方法について、再度説明する。その際、回答は無記名であり個人が特定される可能性はないこと、回答は任意であり回答の有無によって成績に影響はないことを説明し、学生の同意を得たうえで実施する。
5.	授業担当者は、学内のウェブサイトで各授業のアンケート結果を閲覧することができ、それに基づいて「授業に関する自己点検・自己評価個人報告書」を総務課に提出する。提出された「個人報告書」は冊子体として同課で保管する。
6.	全体のアンケート結果は、アンケート項目に即して各学科、各学年別に集計され「平成24年度授業評価アンケート結果報告書」としてまとめ、本学ホームページ上で公表する。

【エビデンス集】

【資料4-2-7】平成24(2012)年度第1学期 学生による授業評価アンケート実施要領

【資料4-2-8】学生による授業評価実施の要領及び手順について

【資料4-2-9】履修促進システム教員用授業評価アンケート確認ハンドブック

【資料4-2-10】学生生活に関する困り感の調査結果1～4

【自己評価】

自己点検・自己評価は、十分な調査・データ収集・分析の下に行われており、実施にあたっては、教員、学生に対し十分な説明と同意を求めていると判断した。

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

【事実の説明】

自己点検・自己評価の結果は、公表を原則としている。平成20(2008)年度の「九州看護福祉大学 自己評価報告書・本編」及び「平成20(2008)年度 大学機関別認証評価 評価報告書」(平成21(2009)年3月財団法人日本高等教育評価機構)は大学ウェブサイト上で公表されている。【資料4-2-11】【資料4-2-12】

授業評価の結果公表は(表4-2-4)の手順6のとおりであり、財務状況も財産目録、貸借対照表、収支計算書、監査報告書、事業報告書、等がホームページ上で公表されている。【資料4-2-13】

学内の各関係部局の調査資料(例、図書館の利用状況や保健管理センターの利用状況、等)は、教授会で文書に基づいて報告され、教授会構成員以外にも各学科会議等で周知され学内における情報の共有化が図られている。【資料4-2-14】【資料4-2-15】

【エビデンス集】

【資料4-2-11】九州看護福祉大学 自己評価報告書・本編 大学ウェブサイト(該当頁印刷)

【資料4-2-12】平成20(2008)年度 大学機関別認証評価 評価報告書(該当頁印刷)

【資料4-2-13】大学ウェブサイト(該当頁印刷)

【資料4-2-14】平成26(2014)年度入館者月別統計(平成26年4月教授会配布資料8-3)

【資料4-2-15】平成26(2014)年度第1回保健管理センター運営委員会議事録(平成26年4月教授会配布資料8-4)

【自己評価】

自己点検・自己評価結果については、大学ウェブサイトなどを利用して、適宜、適切に公表しており、情報の共有と社会への情報提供が十分行われていると判断した。

(3) 4-2の改善・向上方策(将来計画)

今後とも対象者への十分な説明と同意の下に、本学の教育理念に沿った各種調査を実施し、客観的データに基づいた効果判定を実施していきたい。

平成24(2012)年度から授業評価等の各種学生アンケート調査に携帯電話を用いた方法を実施している。携帯電話端末から入力された各種データは本学のサーバーに保管され、統計ソフト・エクセルでの処理が可能である。この調査方法の導入によって、アンケートの実施からデータ解析、報告書作成、学生・教職員へのフィードバックに至る一連のプロセスがより迅速化された。今後の調査においても、このシステムをより効率的に運用するとともに、授業改善等の迅速化に役立て、各種評価結果の学内共有と社会への公表は今後も継続していきたい。

4-3 自己点検・評価の有効性

《4-3の視点》

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のためのPDCAサイクルの仕組みの確立と機能性

(1) 4-3の自己判定

基準項目4-3を満たしている。

(2) 4-3の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のためのPDCAサイクルの仕組みの確立と機能性

【事実の説明】

本学では教育、研究等の各分野でPDCAサイクルに基づいて、それぞれの目標の達成度を評価し改善していく仕組みが構築され実践されている。

授業改善のためのPDCAサイクルを(表4-3-1)に示した。①授業実施前には、全科目において授業目標、授業計画、履修上の注意事項、成績評価方法、テキスト及び参考書等に関するシラバスを作成する(Plan)。②このシラバスに基づいて授業を実施する(Do)。③学生による授業評価アンケートを実施し、その結果に基づいて各教員が「担当授業に関する自己点検・自己評価個人報告書」を作成する。【資料4-3-1】さらに、全体のデータは「授業評価アンケート結果報告書」として冊子にまとめられ【資料4-3-2】、さらに大学ウェブサイトにアップされる(Check)。【資料4-3-3】④「授業に関する自己点検・自己評価個人報告書」には、項目4に「担当科目に関する将来の改善に向けた今後の方

策」の記入欄があり、授業評価の結果に基づいて各教員がそれぞれ改善策を立案し実践する(Action)。

(表4-3-2)は、「平成24(2012)年度授業に関する自己点検・自己評価個人報告書集」からの抜粋であり、各教員の授業改善に向けた具体的方策の一例を示している。

表4-3-1 授業改善のためのPDCAサイクル

PDCA	内 容
Plan(計画)	・授業目標、授業計画、成績評価方法等に関するシラバスの作成と公表、等
Do(実施)	・シラバスに基づく授業の実施
Check(評価)	・授業評価アンケート調査の実施 ・「授業に関する自己点検・自己評価個人報告書」の作成 ・「平成〇〇年度授業評価アンケート結果報告書」の作成、等
Action(改善)	・「授業に関する自己点検・自己評価個人報告書」の「4. 担当科目に関する将来の改善に向けた今後の方策」に基づく授業改善の実施 ・教室や視聴覚教材等のハードウェア面の改善、等

表4-3-2 授業改善に向けた具体的方策の一例(「平成24年度授業に関する自己点検・自己評価個人報告書」から一部抜粋)

教員例	授業改善の方策例
教員A	・予習・復習が不足していることから、単元に関する課題の提示と授業前のプレテストを実施する。
教員B	・生活体験が乏しい学生に、在宅看護、在宅療養のイメージができるように視聴覚教材の研究を行っていききたい。
教員C	・もっと学生の理解度を確認しつつ講義を進める。 ・板書の字をより丁寧に書くことに努める。
教員D	・今後も映像や事例を使用して視覚的な教育を進めていくことを考えている。今学期同様に小テストやまとめの時間をさらに活用し、振り返りによる学習の深まりを実践しようと考えている。
教員E	・学生の理解度を向上させるため、①理解状況を確認するための質疑・応答の時間の確保、小テスト等の実施、②解剖学や生理学の知識の再確認、③スライドや印刷資料の分かりやすさの工夫、④模擬症例シミュレーションの充実などを、適宜実施したい。
教員F	・各場面で診療補助の方法や使用する器具機材について、学生が理解できるような資料(臨床実習の際にも役に立つような小冊子)を作成したい。

また本学は、「リハビリテーション・ケアに基づいた『看護と福祉の実践』を通して、豊かで質の高い生活設計を想像できる人材育成」を使命としており、看護師、理学療法士等の国家試験合格率は、教育効果判定の重要なアウトカムのひとつである。(表4-3-3)にリハビリテーション学科における国家試験合格率向上のためのPDCAサイクルの一例を示した。

表4-3-3 国家試験合格率向上のためのPDCAサイクル(リハビリテーション学科の一例)

PDCA	内 容
Plan(計画)	・国家試験合格率100%の目標設定 ・年度初めの模擬試験の実施による国家試験受験予定者の学力水準の把握 ・年間指導スケジュールの策定、等
Do(実施)	・国家試験対策委員会を中心とする国家試験対策の実施

九州看護福祉大学

	<ul style="list-style-type: none"> ・学力や学生の個性を踏まえたグループ学習体制の確立 ・個人別の学習指導の実施 ・国家試験対策特別講義の実施 ・学内模試及び全国模試の実施と結果のフィードバック、等
Check (評価)	<ul style="list-style-type: none"> ・国家試験合格率の評価、全国平均との比較 ・国家試験出題問題の難易度、出題傾向の評価・分析 ・基礎医学、専門門分野等、各分野別の正答率の評価、等
Action (改善)	<ul style="list-style-type: none"> ・弱点分野の抽出と対策 ・国家試験出題内容と現行カリキュラムの対応関係の分析と改善 ・学生の意識改革、等

大学全体の中長期的な目標と計画は、平成25(2013)年度に設置された将来構想検討委員会で現在検討されている。将来構想検討委員会の構成員は、学長及び各学科、基礎・教養教育研究センターから選出された教員各1名であり、委員長は学長が務めている。

「平成20(2008)年度 大学機関別認証評価 評価報告書」(平成21(2009)年3月 財団法人日本高等教育評価機構)で指摘された2項目については、表4-3-4のような改善策を実施している。

表4-3-4 「平成20年度 大学機関別認証評価 評価報告書」(平成21年3月 財団法人日本高等教育評価機構)の指摘事項と本学の改善策

「平成20年度 大学機関別認証評価 評価報告書」(平成21年3月 財団法人日本高等教育評価機構)の指摘事項	本学の改善策
1 「修得単位数について、学年ごとの偏りが大きい。特に1年次に過大な単位数の修得が看護学科などで認められる。学年ごとに修得単位数の上限設定を行うことなどにより、適正なカリキュラム編成とするよう改善が必要である。」	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、看護福祉学部は平成22年度から従来の3学科(看護学科・社会福祉学科・リハビリテーション学科)に加え2学科(鍼灸スポーツ学科・口腔保健学科)が開設され、学部において学年ごとの履修単位数の上限を48単位と定めている。ただし、鍼灸スポーツ学科においては、平成27年度にカリキュラム改正時に上限単位制を導入する予定である。 ・エビデンス集「2-8単位上限と進級と卒業要件」
2. 参考意見として「防災に関して学生・教職員への啓発を更に進め、防災に関する研修や訓練の適切な実施を期待する。」	<ul style="list-style-type: none"> ・平成24年より「九州看護福祉大学危機管理基本マニュアル」(案)の作成を開始し、現在ほぼ完成している。当マニュアル(案)には防災に関する事項も含まれている。【資料4-3-4】 ・平成25年11月17日に熊本県玉名市総合防災訓練が開催され、本学の学生約40名が災害時要援護者役や被災者役として参加した。 ・平成26年9月に震度6の地震発生を想定した防災訓練を予定している。

【エビデンス集】

【資料4-3-1】担当授業に関する自己点検・自己評価個人報告書

【資料4-3-2】平成24(2012)年度授業評価アンケート結果報告書

【資料4-3-3】 大学ウェブサイト（該当頁印刷）

【資料4-3-4】 九州看護福祉大学危機管理基本マニュアル

【自己評価】

授業に関する自己点検・自己評価を例にとりながら、自己点検・自己評価結果の活用について検討を行ったが、本学では、教育、研究等の各分野でPDCAサイクルに基づく活用方法が構築され、実践されていると判断した。また、外部評価にも適切に対応し、評価結果が十分活かされていると判断した。

（3）4-3の改善・向上方策（将来計画）

今後ともそれぞれの目的に応じたPDCAサイクルをより明確化し、教育効果等の検証に役立てていきたい。

平成25(2013)年4月に基礎・教養教育研究センターを新設し、基礎・教養教育の強化に取り組んでいる。当センターの活動と各学科教育の有機的連携によってどのような教育効果が期待できるのか、中長期的な展望の下に検証していきたい。

看護学科、社会福祉学科、リハビリテーション学科の3学科に加え、平成22(2010)年度に鍼灸スポーツ学科と口腔保健学科の2学科を新設し、本学は新たに5学科体制となった。平成25(2013)年度は新設の2学科が完成年度を迎えた年であった。また、平成26(2014)年度には大学院看護福祉学研究科に健康支援科学専攻を新設した。社会環境の変化に応じて大学は常に自己革新を求められており、保健・医療・福祉の分野で本学が果たすべき社会的役割について今後さらに詳細に検討していきたい。

【基準4の自己評価】

本学における自己点検・自己評価は、大学の使命・目的に即して具体的な評価項目を定めながら、自己点検・自己評価委員会を中心に定期的実施されており、その適切性は担保されていると判断する。

また自己点検・自己評価は、調査を通じて得られた十分な客観的データに基づいて実施されており、その手順の透明性も確保されている。評価結果は学内で共有されるとともに社会にも公表されていることから、誠実性は担保されていると判断する。

さらに、授業改善や国家試験合格率向上の方策にも示されるように、自己点検・自己評価の結果活用のためのPDCAサイクルは適宜構築、実践され、その有効性は担保されていると判断する。

各基準項目における事実の説明と自己評価を総合判断した結果、本学としては、基準4全般について十分満たしているものと判断する。

Ⅳ. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 地域社会との連携・協力

A-1 地域社会との連携・協力方針

《A-1 の視点》

A-1-① 地域社会との連携・協力に関する方針の明確化

A-1-② 地域社会との連携・協力に関する具体的取組

(1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 地域社会との連携・協力に関する方針の明確化

【事実の説明】

本学は、周辺 2 市 10 町の代表者からなる大学設立準備財団の約 10 年間の活動により、約 55 億円の官民の基金によって創設された公設民営の大学である。そのことから、本学の基本理念の第 1 の柱に「地域とともに成長する大学」を掲げ、大学の持つ全ての能力・機能・施設を地域に開放し、21 世紀の超高齢社会を行政・地域・住民・大学が一体となって支えていくこととしている。【資料 A-1-1】

このように、本学の使命・目的に「地域とともに成長する大学」が掲げられていることもあり、近隣地域との連携・協力に関する意識は高く、多くの活動を行っている。

【エビデンス集】

【資料 A-1-1】 学校法人熊本城北学園九州看護福祉大学概要 2013 (平成 25 年)

【自己評価】

公設民営の大学であることから地域との関係は深く、「地域とともに成長する大学」という基本理念は、法人や大学が発行する冊子類には必ず掲載しており、地域社会との連携・協力に関する方針は明確化されていると判断している。

A-1-② 地域社会との連携・協力に関する具体的取組

【事実の説明】

具体的な取り組みとして、平成 18 (2006) 年 11 月に地元玉名市との間に、相互の人的資源・知的資源の交流・活用を図るため「玉名市と九州看護福祉大学との連携協力に関する協定」を締結、平成 25 (2013) 年 10 月に「玉名市教育委員会と九州看護福祉大学との連携協力に関する協定書」を締結した。【資料 A-1-2】【資料 A-1-3】また、隣接する長洲町との間で、平成 19 (2007) 年 7 月に海洋スポーツの分野で相互に協力し、海洋スポーツの振興と地域社会の発展、人材育成に寄与するため「長洲町教育委員会と九州看護福祉大学短艇訓練部の連携協力に関する覚書」、そして、平成 23 (2011) 年 2 月には、包括的な連携協働のもと、住民主体のまちづくりを目指し、知的資源 (研究成果)、人的資源 (学生の地域貢献)、施設、情報等を相互に効果的に活用するため「九州看護福祉大学、長洲町社会福祉協議会及び長洲町における地域連携に関する基本協定書」を締結した。【資料

A-1-4】さらに、平成25(2013)年10月に「玉東町教育委員会と九州看護福祉大学との連携協力に関する協定書」、「荒尾市教育委員会と九州看護福祉大学との連携協力に関する協定」を締結した。【資料A-1-5】【資料A-1-6】

【エビデンス集】

【資料A-1-2】玉名市と九州看護福祉大学との連携協力に関する協定書

【資料A-1-3】玉名市教育委員会と九州看護福祉大学との連携協力に関する協定書

【資料A-1-4】九州看護福祉大学、長洲町社会福祉協議会及び長洲町における地域連携に関する基本協定書

【資料A-1-5】玉東町教育委員会と九州看護福祉大学との連携協力に関する協定書

【資料A-1-6】荒尾市教育委員会と九州看護福祉大学との連携協力に関する協定書

【自己評価】

公設民営の大学であることから地域との関係は深く、大学からの発信のみならず、知的・人的資源の活用についての近隣市町からの要請は強いものがあり、大学としてもそれに積極的に応えており、地域社会との連携・協力は十分なし得ていると判断している。

(3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

これまでに培ってきた連携協力に関する方針を「九州看護福祉大学地域連携・社会貢献の基本方針」として取りまとめた上で、地域とともに成長する大学としての具体的な例を挙げ、実施に向けた検討を行い着実に実行していく。

A-2 地域社会への貢献

《A-2 の視点》

A-2-① 生涯学習への貢献

A-2-② 自治体、高等学校、団体との連携

(1) A-2 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-2-① 生涯学習への貢献

【事実の説明】

ア 九州看護福祉大学公開講座

本学では開学した平成10(1998)年度から、地域住民の方々を対象に公開講座を開催している。平成25(2013)年度は“暮らしを考える”をテーマに、年間10回の講座を開催し、内容としては以下のとおりである。毎回約30名の参加者を得ている。【資料A-2-1】

1 回目 5月16日 一人で悩まない介護セミナー

2 回目 5月8日 口腔保健の現場とは？ フッ化物による虫歯予防—

- 3回目 6月22日 病気を防ぐ? 《セルフケア》の可能性について
- 4回目 6月29日 認知症の予防と対応 -生活リズムから考える-
- 5回目 7月6日 運動と生活 -肩のトレーニングをしましょう!-
- 6回目 11月2日 バランストレーニング
- 7回目 11月23日 家族の変遷と高齢者介護
- 8回目 11月30日 こころの健康
- 9回目 12月7日 歯科衛生士が考える口腔保健とは? -食の視点から-
- 10回目 12月14日 セルフケアを実践~ツボ押しで身体のケアをしよう~

イ 介護技術講習会

介護等の業務に3年以上の実務経験があり、当該年度の介護福祉士国家試験を受験する予定で、実技試験の免除を申請しようとする者を対象(定員40名)に、毎年介護技術講習会を実施している。平成25(2013)年度は、8月31日(土)、9月1日(日)、9月7日(土)、9月8日(日)に実施した。【資料A-2-2】

ウ 教員免許状更新講習

平成19(2007)年6月の改正教育職員免許法の成立により、平成21(2009)年4月1日から「教員免許状更新制」が導入されることとなり、本学では、主に熊本県内の教員を対象に教員免許状更新講習を実施している。平成25(2013)年度は233名の受講者に対し修了証明書を発行した。【資料A-2-3】

【エビデンス集】

【資料A-2-1】平成25(2013)年度公開講座一覧

【資料A-2-2】平成25(2013)年度介護技術講習会実施要項

【資料A-2-3】2013年(平成26年度教員免許状更新講習募集要項

【自己評価】

恒常的な公開講座の開設はもちろん、地域のニーズや国の施策に対応した講座を開講することにより、学生の教育だけでなく、地域住民の「生涯にわたって学べる」場となっていると判断した。

A-2-② 自治体、高等学校、団体との連携

【事実の説明】

ア 本学は、自治体との協力・交流を図るために玉名市はじめ近隣市町等との連携協定を締結し、様々な事業を行っている。

【玉名市】

1) 玉名市と九州看護福祉大学の連携協力に関する協定に基づく事業

a 「たまな食育フェア」の実施

「第2次玉名市食育推進計画」に基づき、食育の啓発を目的とした「たまな食育フェア」を平成25(2013)年12月1日(日)に開催した。市民一人ひとりが食を通して心身ともに健やかに生活する玉名の実現を目指し、“みんなが健全な食習慣を身につける”“食の安全や安心を考え、生産・流通・消費に関心を持つ”を目標に、食育

関係者と連携を図り、食育推進活動を展開した。本学が企画・実施の中心となり、鍼灸スポーツ学科長の講演に始まり、体験コーナーの口腔保健コーナーにおいて、本学口腔保健学科の教員が口腔保健指導を行うなど、177人の参加を得て実施された。健康教育に関する大きなイベントとして、多くの市民に期待されている。【資料A-2-4】

b 「市民後見推進事業」の実施

玉名市からの委託事業として「市民後見人等養成事業」を平成24(2012)年度から実施している。平成24(2012)年度は玉名市民のみを対象として行われたが、平成25(2013)年度は近隣市町住民も含めて対象とし、12月6日から3月28日までの間、17名の参加を得て行われた。実施に当たっては、本学を中心に、玉名市を拠点とする“NPO地域たすけあいの会”“NPO安心サポートネット”の協力を得て行われた。後見人の資格を有する者が少ない地方においては、大変貴重な人材養成事業となっている。【資料A-2-5】

2) 玉名市教育委員会と九州看護福祉大学との連携協力に関する協定書に基づく事業

a 放課後子ども教室（玉水小学校、高道小学校、睦合小学校）【資料A-2-6】

b 学校支援地域本部事業（玉名中学校、玉名町小学校、築山小学校、滑石小学校）
【資料A-2-7】

3) 政策立案等への支援

a 都市計画マスタープラン（看護学科教授、社会福祉学科教授）

b 下水道事業審議会（看護学科助教）

B 男女共同参画審議会（看護学科教授）

d 地域公共交通会議（社会福祉学科教授）

4) 業務支援

a 公立玉名中央病院地域支援病院運営委員会（学長）

b 防災会議（看護学科講師）

B 次世代育成支援行動計画運営協議会（社会福祉学科教授）

d 玉名市花火大会への学生ボランティア派遣

[荒尾市]

1) 政策立案への支援

a 地域福祉計画（社会福祉学科長）

b 男女共同参画審議会（看護学科教授）

2) 業務支援

a 有明圏域障がい者自立支援協議会（社会福祉学科長）

b 荒尾市民病院地域支援病院運営委員会（学長）

B 特別支援連携協議会（社会福祉学科講師）

[長洲町]

1) 長洲町教育委員会と九州看護福祉大学短艇訓練部の連携協力に関する覚書に基づく事業

a 児童を対象とした口腔保健事業の実施

同町の保育園児、小学校児童を対象として、熊本県内でも先進的なフッ化物洗口に

よる虫歯予防運動を行っている。【資料A-2-8】

b 健康づくりモデル事業に関する業務委託

同町が行っている保健医療福祉分野事業の包括的な実態の把握と、それに基づくヘルスプロモーション事業の展開

2) 九州看護福祉大学、長洲町社会福祉協議会及び長洲町における地域連携に関する基本協定書に基づく事業【資料A-2-9】

a 地域福祉計画

b 高齢者福祉計画及び介護保険事業計画

B 社協まつり

[玉東町]

1) 玉東町教育委員会と九州看護福祉大学との連携協力に関する協定書に基づく事業【資料A-2-10】

a 放課後子ども教室（木葉小学校、山北小学校）

[和水町]

全国ネンリンピックの同町開催を契機に、高齢者が行う運動（ペタンク、グランドゴルフ）の効果を、本学リハビリテーション学科の教員が中心となって検証している。

[山鹿市]

1) 政策立案への支援

a 男女共同参画審議会（看護学科助教）

[菊池市]

1) 政策立案への支援

a 男女共同参画審議会（看護学科教授）

b 地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会（社会福祉学科講師）

[熊本県]

1) 業務支援

a 福祉人材確保推進会議（社会福祉学科教授）

b 介護人材確保対策推進協議会（社会福祉学科教授）

B 高齢者や障害者にやさしいまちづくり推進協議会（社会福祉学科教授）

イ 高大連携

平成20(2008)年4月より、高校生に大学レベルの講義を提供する「高大連携」制度を導入している。一つは、玉名市内にある専修大学玉名高等学校との高大連携である。毎年、複数の高校生に本学が開講する社会福祉学科の授業を受講させ、修了証を発行している。平成25(2013)年度には、計5名の高校生を受入れ、「社会福祉原論Ⅰ」、「介護の基本Ⅰ」の授業科目を受講した。二つ目は、本学教員が地域及び近郊の高等学校へ出掛け講義（出前講義）を行うというものである。平成25(2013)年度には35校へ出掛け、講義を行った。【資料A-2-11】【資料A-2-12】

ウ 大学コンソーシアム熊本

大学コンソーシアム熊本は、教育・研究の充実を図ること、地域の行政や産業界と

連携し、地域社会の教育・文化の向上・発展に貢献すること目的として、県内に所在する大学・短期大学等が組織した団体である。正会員としては14の高等教育機関と、熊本県、熊本市2つの行政機関が加盟している。平成18(2006)年4月に活動を開始し、本学も当初から参加している。平成25年度には、「学生教育部会」、「産学官連携部会」、「地域創造部会」、「教員免許状更新講習事業部会」の4つの部会の下に様々な活動が展開され、本学もその多くに参加している。【資料A-2-13】

エ 地元自治会、警察署、福祉施設等との連携・協力

【地元自治会】

大学が所在する地域の自治会の協力を得て、平成26(2014)年1月に大学近辺に防犯灯を設置したことにより、学生及び地域住民の安全がより確保されることとなった。【資料A-2-14】

【警察署】

- 1) 平成24(2012)年6月22日に、大規模災害発生時における玉名警察署の臨時機能移転に関する協定書の調印式を行い、万が一の大規模災害が発生し、玉名警察署庁舎の機能が著しく低下した場合は、警察機能の移転先として九州看護福祉大学を指定し、警察が実施する住民等への災害対策を行うための場を提供することとした。【資料A-2-15】
- 2) 毎年4月に行われる新入生オリエンテーションの際、玉名警察署員を講師として招き、本学学生に対する防犯知識及び交通ルール等に関する講習会を行った。【資料A-2-16】

【福祉施設等】

本学の特性を活かし、特別養護老人ホーム、福祉施設等が行う運動会や夏祭り、餅つき大会等数多くの行事に学生がボランティアとして参加し、施設等の入所者から喜ばれている。

【エビデンス集】

【資料A-2-4】 第1回玉名市食育推進連携会議他

【資料A-2-5】 平成25(2013)年度玉名市市民後見人養成研修募集要項

【資料A-2-6】 平成26(2014)年度玉名市における「放課後子ども教室推進事業」の推進方策

【資料A-2-7】 平成26(2014)年度玉名市学校支援地域本部事業概要

【資料A-2-8】 平成26(2014)年度長洲町歯科保健事業計画

【資料A-2-9】 第二次長洲町地域活動計画（H22～26年）の概要

【資料A-2-10】 体験活動から学ぶ「わくわく木葉っ子教室・山北っ子教室

【資料A-2-11】 修了証（写し）

【資料A-2-12】 平成25(2013)年度集計表（模擬授業・職業理解・大学見学・説明会）

【資料A-2-13】 一般社団法人コンソーシアム熊本 平成25(2013)年度事業報告

【資料A-2-14】 蛇ヶ谷公園ーテニスコート通街路灯竣工式

【資料A-2-15】 「玉名警察署臨時機能移転」に関する協定

【資料A-2-16】 平成26(2014)年度第1学期オリエンテーション日程表

【自己評価】

公設民営の大学であることから地域社会との関係は深く、A-1と同様に大学としてもそれに積極的に応えており、地域社会への貢献は十分なし得ていると判断している。

(3) A-2の改善・向上方策（将来計画）

これまでの事業実施に加え、「九州看護福祉大学地域連携・社会貢献の基本方針」を策定し、具体的な例を挙げ、実施に向けた検討を行い着実に実行していく。

【基準Aの自己評価】

大学の基本理念の一つである「地域とともに成長する大学」の実現のため、連携・協力の方針を明確化し、様々な事業を実施しており、地域社会との連携・協力、地域社会への貢献に向けて大学が一体となって取り組んでいることは賞賛すべき事案であり、基準Aを満たしていると判断する。

基準 B. 生涯教育

B-1 生涯教育の推進

《B-1 の視点》

B-1-① 生涯教育に関する方針の明確化

B-1-② 生涯教育に関する支援体制の整備

B-1-③ 生涯教育に関する具体的取組

(1) B-1 の自己判定

基準項目 B-1 を満たしている。

(2) B-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

B-1-① 生涯教育に関する方針の明確化

【事実の説明】

ア 本学は、大学の基本理念の一つに「生涯にわたって学べる大学」を掲げ、従来の偏
差値教育の弊害から脱し、「実学教育」と「生涯教育」を重視することとしている。【資
料B-1-1】

イ その方針の実現のため、基本理念の一つである「地域とともに成長する大学」の
もとに幾つかの委員会（地域貢献委員会、公開講座運営委員会、教職課程運営委員会）
を中心に、社会への貢献、教育の開放という観点から活発な活動を展開してきた。

【エビデンス集】

【資料B-1-1】 2015(平成27年)大学案内 3頁

【自己評価】

生涯教育に関する方針は大学の基本理念の一つであり、公設民営という大学でもある
ことから、地域連携、社会貢献という観点からも大学の構成員に周知されており、明確
になっていると判断している。

B-1-② 生涯教育に関する支援体制の整備

【事実の説明】

ア 本学における教育研究の対象となっている看護学、社会福祉学、理学療法学等の
人材育成等、関係者のキャリアアップを図るための支援を行う施設として、また、地域
住民の生涯学習を行う場として、平成25(2013)年4月1日に「生涯教育研究センター」
を設置した。生涯教育研究センターの目的は、学内共同教育研究施設として、生涯学
習に関する教育、研修、及びこれらに関する調査研究を行い、もって九州看護福祉大
学と地域の教育、研修の充実及び普及に寄与するものである。【資料B-1-2】

イ 当センターには、センター長のほか専任の教員及び事務職員を配置し、大学の各種
委員会との連携を図りながら、情報の収集・発信とともにその一元化を図っている。

ウ また、専任教員を中心に、リカレント教育（生涯教育）の一環として、学校教育法
第105条に規定されている社会人を対象とした年間120時間以上の特別の課程を編成し
て、医療ライセンス有資格者や一般社会人の受講を促し、それらの者への教育に努め

ることにより、現実化している高齢化社会への対応に大学として取り組んでいる。【資料B-1-3】

【エビデンス集】

【資料B-1-2】九州看護福祉大学生涯教育研究センター規程

【資料B-1-3】平成25(2013)年度前期訪問看護ステーション管理者研修プログラム

【自己評価】

生涯教育に関する支援体制については、専任の教員及び事務職員を配置して取り組んでおり、十分な体制であると判断している。

B-1-③ 生涯教育に関する具体的取組

【事実の説明】

ア 平成25(2013)年度は、その多くが熊本県地域医療再生計画事業として大学が受け入れている委託事業の実施である。【資料B-1-4】

イ プログラム

1) 訪問看護ステーション管理者研修プログラム

目的：訪問看護ステーションを健全に運営するための経営経済、看護管理、教育的視点とその方法について学ぶとともに、平成27(2015)年を見据えたあるべき地域包括ケア体制において、地域ケアを担う看護職としての役割機能を発揮するための能力を向上させる。

研修日程前期：4月から8月までに19回の研修会（1クルー目）を県南地区で開催、9名受講。

①訪問看護制度論（2回）、②組織論（3回）、③訪問看護経営・経済論（4回）

④訪問看護マネジメント論（5回）、⑤人材育成・教育論（3回）、⑥看護研究方法論（2回）

研修日程後期：12月から2月までに12回の研修会（2クルー目）を天草地区で開催、8名受講。

①組織論、リーダーシップ論、②職場環境作りとモチベーション管理、人材育成、③研究方法論、文献検索、④対人援助技術（面接技法）、⑤経営状態の把握と評価、経理・財務の実際、⑥災害時の看護管理、⑦情報管理と看護管理、⑧看護管理（訪問看護マネジメント）、⑨訪問看護の管理と経営、⑩マーケティング、経営マネジメント、⑪管理者の意志決定・マネジメントスキル（ケースメゾット）、⑫文献研究、論文の読み方（クリティーク）、研究計画書

（研修会後に行ったアンケート調査から見えてきた今後の課題）

- ・研修会の趣旨は全員に理解されていた。
- ・研修日、期間、会場について：全員から適切であるとの回答を得た。

全ての研修日を土曜日としたことが功を奏したと考えられる。

熊本県を天草地区、県南、県央、県北に分割し、開催会場を年度毎に循環することで特定の地域に偏ることを避けている。平成25(2013)年度は県南と天草地域での開催と

なり、その地域近郊の受講者に活用して頂いた。県央地区での開催に比べ受講者は少なくなるが、利便性の均等性の観点から実施しており、今回その点も評価された。

- ・プログラム内容について、適切だったとの評価を得た。
- ・自己課題について、全員からこの研修会がきっかけとなり明確になったとの回答があった。本センターとしては、今後は訪問看護師を育成するための人材育成のみならず、訪問看護システムのより深い理解と普及を目的とした研究を発展させていかなければならないと痛感した。

2) 退院支援・退院調整ナース養成研修プログラム

目的：在宅医療へという大きな流れの中で、退院支援活動の占める割合は年々大きくなっている。円滑な退院支援活動を行っていくための医療連携、地域連携の必要性、訪問介護の現状と問題点などを理解する。

開催日程前期：6月、7月に25回の研修会を県南八代地区で開催。

①今日の医療提供体制の現状と課題、②病院経営、看護管理の側面からの退院支援とその課題、③がん医療の現状、④熊本県における救急医療の役割と地域連携の現状、将来構想、⑤急性期病院と慢性期病院、双方の退院支援を体験し、見えてきた問題と課題、⑥継続看護における医療資源、外来が担うこれからの役割と機能、⑦社会保障制度と社会資源の活用方法論、⑧訪問看護師の立場からみた医療連携と退院支援、⑨デスカンファレンスの実際と課題、⑩地域包括支援センターの役割機能と現状、⑪MSW(MediBal SoBial Worker)における退院支援の実際、⑫PSW(PsyBhiatriB SoBial Worker)における退院支援の実際、⑬介護支援専門員の立場からみた医療連携と退院支援、⑭私のカルテの運用状況を含むがん医療連携の現状と課題、⑮訪問介護の実際－ケースを通して在宅支援を考える－、⑯急性期病院における医療連携と退院支援の現状、⑰後方連携を担う医療機関の現状と課題、⑱がんサロンの意義と運営の紹介、⑲在宅医療提供体制の現状と課題、⑳退院支援の実際－入院時退院計画と退院支援・退院調整－、㉑退院支援の演習、㉒実習（医療機関）、㉓実習（訪問看護ステーション）、㉔課題に沿った実習のまとめ、㉕発表会・ディスカッション・閉講式

開催日程後期：11月に集中的に15回の研修会を天草地区で開催。

①病院経営、看護管理の側面からの退院支援とその課題、②回復期リハビリテーション病床からの退院支援の実際とその課題、③継続看護における医療資源、外来看護が担うこれからの役割と機能、④後方連携を担う医療機関の現状と課題、⑤急性期病院における医療連携と退院支援の現状と課題、⑥重度心身障害児の退院支援の現状と課題、⑦精神科領域における退院支援の課題、⑧在宅医療提供体制の現状と課題、⑨介護保険制度を含む社会保障制度と社会資源の活用方法論－MSWにおける退院支援の実際－、⑩訪問看護師の立場からみた医療連携と退院支援、⑪介護支援専門員の立場からみた医療連携と退院支援、⑫地域包括支援センターの役割機能と現状、⑬退院支援の実際（入院時退院計画と退院支援・退院調整）、⑭演習、⑮演習、まとめ、発表

（研修会後に行ったアンケート調査から見えてきた今後の課題）

- ・研修会の主旨、退院支援・退院調整のあり方への理解は全員が示した。
- ・研修会情報の入手先について、半数以上（65%）が職場の上司・同僚からであった。また、研修会への参加は上司の勧めに依る者が57%であった。これらのことは、退院

支援・退院調整に対する理解が職場で徐々に浸透していることを示す結果であると考えられる。

- ・本センターとしても、在宅医療と連携した退院支援に対する普及活動を着実に推し進める必要性を示唆する研修結果となった。

3) 潜在看護師のための（訪問看護）リカレント研修会プログラム

目的：近年の医療現場では在宅看護を始め、新たな知識・技術を広く求められている。これらの要求に応えるべく、教学の場を離れた社会人などに対して学修の場を提供すると同時に、リカレント教育に携わる人材の育成にも努めたい。

開催日程：県央地区（熊本市）、天草地区、県北地区（人吉市）の三カ所でそれぞれ14回、12回、12回の講演会を開催。熊本市会場での例を提示する（受講者：37名）。

①最近の医療・看護の動向-退院支援と医療連携-、②訪問看護制度と訪問看護概論-介護保険制度の基本-、③在宅看護の代表疾患の理解、フィジカルアセスメント技法、看護過程の理解と記録について、④摂食・嚥下の基本、NST(Nutrition Support Team)と経管栄養・胃ろうケアとその実際、⑤がん患者のケア-疼痛緩和ケアの基礎知識等-、⑥清潔の援助（口腔ケア、フットケア等）、⑦在宅におけるリハビリテーション、⑧訪問看護における医師との協働、⑨訪問看護の実際における倫理的課題（看護倫理綱領を含む）、⑩認知症ケア、⑪ワークライフバランスに応じた多様な働き方、⑫コミュニケーション技法の基本、⑬在宅で行う感染管理の基本とリスクマネジメント、⑭訪問看護師とのディスカッション、閉講式

（研修会後に行ったアンケート調査から見えてきた今後の課題）

- ・受講者の年齢は30～50代が94%で、特に40代が一番多い（39%）。
- ・離職期間は1年未満と10年以上の2カ所にピークがあった（共に21%）。それぞれのピークに、出来るだけ早く職場に復帰したいという思いと、長い離職時間にも関わらず強い職場復帰への思いの両者を読み取ることができる。
- ・研修会の内容の理解度に対する質問に、多くの受講者（88%）が理解できたと回答しており、潜在看護師の知識上での復帰は容易な状況であると言えることができる。職場復帰のための今後の環境整備が待たれるが、潜在看護師の発掘で益々需要が期待される在宅看護師への対応も十分期待できる。

4) 潜在看護師リカレント研修におけるフォローアップ&スキルアップ研修

目的：熊本地区、天草地区での潜在看護師リカレント研修に対するさらなる充実化を図る目的で行った。但し、日程上の関係で人吉地区での研修会の前に行うことになってしまった。

開催日程：1月、2月に本学を会場に開催した。

①口腔ケアの実際、②在宅におけるストマケア、③在宅における呼吸療法Ⅰ、④在宅における呼吸療法Ⅱ、⑤がん化学療法の基本（緩和目的の化学療法も含む）とケア、⑥がん放射線療法の基本（緩和目的の放射線療法も含む）とケア、⑦リンパ管浮腫のケア、⑧疼痛緩和における薬物の知識、⑨訪問看護に生かす看護論理、⑩がんリハビリテーション、⑪遊びと保育、⑫長期化するがん治療患者が利用できる社会資源、⑬認知症の基礎知識、⑭認知症ケア、認知症の家族を介護する介護者支援、⑮在宅における栄養療法と栄養評価、⑯障害児の在宅療法における課題、⑰レスピレーター機器管理の実際

(自己評価)

- ・熊本市を中心に18名の受講者があった。
- ・受講者の78% (14名) が就業者であり、医療環境の大きな変化に合わせて、自己の知識・技量のさらなる発展への意欲が感じられる。
- ・この生涯教育に繋がる考えがすでに芽生えていることを考え、当センターとして要求に応えていくべき必要性を痛感した。

5) 現任訪問看護師のための専門研修会 (がん領域) プログラム

目的：国内死亡原因のトップを占める悪性新生物 (がん) という観点からも、我々と非常に深い関わりを持つ疾患であり、在宅ケア・緩和ケアを含めこの疾患といかにつきあっていくかが今後重要になってくる。この研修会で在宅医療とがん医療を取り囲む環境を再考する。

開催日程：8月に14回の研修会を熊本地区で集中的に開催し、16名が受講した。

①がん医療の現状－在宅緩和ケアと地域連携パス、②がん患者の医療連携、③がん療養者の社会資源の活用とマネジメント、④退院支援の現状と課題、⑤がん性疼痛のメカニズム、アセスメント/疼痛緩和の実際、⑥がん療法者に起こりやすい精神症状と看護、⑦がん患者とその家族への看護ケア、⑧在宅での看取りとその課題、⑨化学療法時の看護、⑩がん放射線療法時の看護、⑪がん性疼痛緩和に用いられる薬物療法とその管理、指導、⑫音楽療法、⑬緩和ケアにおけるリハビリテーション、⑭アロマセラピー

(研修会後に行ったアンケート調査から見えてきた今後の課題)

- ・受講者の訪問看護の経験年数は5年未満が11名 (73%) であり、がん看護という専門領域を含めた訪問看護の充実化がこれから益々必要になってくることが考えられる。また受講者の年齢構成を見ると20代が1名しか居ず、60代以上と共に一番少ない。30～50代がこれからの訪問看護 (がん領域) 活動の中心的存在となるであろうが、若い世代への啓蒙が重要である。
- ・受講者の参加動機として一番多かったのが「知識・技術の習得のため」であった。生涯教育研究センターとして、そのための機会を作り提供し、さらに研究部門としての「生涯教育・訪問看護」の確立を目指すべきであるとの思いを改めて強くした。

6) 現任訪問看護師の専門研修会 (小児科領域) プログラム

目的：訪問看護の専門家領域をがん疾患と共に目指す。

研修日程：8月、9月に15回の研修会を熊本地区で集中的に開催、14名が受講。

①熊本県のNIBU(Neonatal Intensive Bare Unit)の現状、②熊本県におけるPIBU(PsyBhiatry Intensive Bare Unit)の現状、③障がいを持つ小児の退院支援、療養支援体制の現状と課題、④小児訪問看護の実際と課題、⑤摂食・嚥下の生理学とその理解、⑥経口摂取困難な児の口腔ケア、⑦経口摂取困難な児の口腔ケアの実際とその方法、⑧レスピレーターの機器管理の基本と実際、⑨障がい児の呼吸管理の基本、⑩障がい児の呼吸リハビリテーション、⑪障がい児の学習支援、訪問看護の新規事業の紹介、⑫障がい児を持つ家族への支援の在り方、⑬小児の緩和ケア、⑭子どもの遊びと保育、⑮障がい児の栄養管理

(研修会後に行ったアンケート調査から見えてきた今後の課題)

- ・受講者の年齢構成で、30代が1名、20代がいなかった。小児科領域での訪問看護マネ

ジメントの浸透が不十分であることが、若い世代からの出席者の少なさに反映されているように思う。

- ・小児科疾患による障害児を取り囲む環境と接していく上で大きく重い課題は、本人は勿論だが、親の精神的苦痛にどう対応していくかである。他の訪問看護に比べ特殊な配慮も要求されることを考えると、この領域での訪問看護に関するより一層の情報・技術提供の必要性を痛感する。

7) 現任訪問看護師の専門研修会（精神科領域）プログラム

目的：従来の四大疾患（悪性新生物、糖尿病、脳血管障害、虚血性心疾患）における罹患者数を超え、最近では精神疾患による障害者数が増えており（300万人以上）、五大疾患として捉えられている。特にその中で高齢化に伴う認知症患者の増加が激しく、大きな社会問題となっている。さらに気分障害や統合失調症も増加傾向にある。精神科領域訪問看護の持つ意義は益々増大しており、精神科領域における知識・技量の提供をより拡大させていきたい。

研修日程：9月に11回の研修会を熊本地区で集中的に開催、20名が受講。

①民間ケアにおける精神科看護の現状と課題、②精神科領域（認知症含む）の疾患を持つ方への理解と関わり、③地域生活移行支援の現状と課題、④精神科領域における救急医療体制の現状と課題、⑤精神科訪問看護におけるコミュニケーションの取り方、⑥精神科訪問看護の基本と訪問看護の実際、⑦精神科デイケアにおけるリハビリテーション概念とその実際、⑧社会活動参加への支援、⑨精神科領域（認知症含む）の代表的疾患の理解、⑩関連法規・制度・施策の概要の理解、⑪精神科領域（認知症含む）の疾患を持つ方の家族への支援

（研修会後に行ったアンケート調査から見えてきた今後の課題）

- ・受講者の訪問看護の経験年数が、がん領域、小児科領域の受講者より多い傾向が見られた（5～10年未満と10年以上を合わせると44%）。
- ・精神科領域（認知症含む）での訪問看護制度が他領域に比べて普及していると言えるかもしれない。この領域からの訪問看護に関する課題などの解析が、高齢化社会へと急速に突き進む中での日本の今後の医療に対する解決策が少し明らかにされてくるかもしれない。

【エビデンス集】

【資料 B-1-4】平成 25(2013)年度前期 訪問看護ステーション管理者研修プログラム他八代地区開催プログラム含む 9 枚

【自己評価】

生涯教育に関する具体的取り組みは十分であり、熊本県内における医療人育成に大きく寄与していると判断している。

(3) B-1の改善向上方策（将来計画）

具体的には、現在熊本県地域医療再生計画による予算の支援を受けている事業（本学生涯教育研究センター、開田ひとみ准教授）と協働することで、上記目的に向かったの

効率的センター運営が可能と考えている。先日、開田氏により行われた研修会での講義テーマである、「最近の医療・看護の動向、退院支援と医療連携、訪問看護制度と訪問看護概論、介護保険制度の基本」、は今まさに我々が直面している少子高齢化問題への挑戦の第一歩である。開放と社会貢献の理念に基づいて、生涯を通じて教育を受けることができる環境を本センターから提供したい。

それらを踏まえ、オープンキャンパスでは、在宅医療の現状と訪問看護ステーション管理者研修生の活動状況などを広く高校生やその保護者に周知する。また平成26(2014)年度の計画として、以下のことを考えている。

- 1) 対象：現役者（医療ライセンス有資格者）。内容：訪問看護ステーション管理者研修、退院支援・退院調整ナース養成研修会、介護支援専門員スキルアップ研修など。
- 2) 対象：潜在者（人材不足が著名な領域のみ）。内容：医療ライセンス有資格者に対するリカレント教育が主体となる。がん看護・認知症ケア・チームケア、ケアマネジメント・在宅看護論・カウンセリング技法、ベッドサイドリハビリ、看護過程など。
- 3) 対象：一般社会人（年齢、性別、職業を問わず広く地域住民に対応する）。内容：介護技術、移動移乗・運動・口腔ケア・食事（栄養）、感染予防・救急蘇生法など。

【基準Bの自己評価】

大学の基本理念の一つである「生涯にわたって学べる大学」の実現に向けた取り組みはまだ緒についたばかりであるが、教育は若者だけに与えられた特権ではなく、「いつでも」、「再び」といった目の前にある教育チャンスを生かせる環境を整えていることは、生涯にわたって学べる大学の実現に向けて大きく前進したということでもあり、十分な成果を挙げていると判断している。

エビデンス集（資料編）一覧

コード	タイトル	備考
	該当する資料名及び該当ページ	
【資料 F-1】	寄附行為	
	学校法人熊本城北学園寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内(最新のもの)	
	九州看護福祉大学 2015(平成27年)(大学案内)	
	九州看護福祉大学大学院 2014(平成26年)(入学案内)	
	学校法人熊本城北学園九州看護福祉大学概要2013(平成25年) 2014(平成26)年度「採用のための大学案内」	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則	
	九州看護福祉大学学則	
	九州看護福祉大学大学院学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱(最新のもの)	
	平成26(2014)年度 入学者選抜試験要項	
	平成26(2014)年度 九州看護福祉大学大学院 募集要項	
【資料 F-5】	学生便覧、履修要項	
	平成26年度(2014) 九州看護福祉大学 学生便覧	
	平成26年度(2014) 九州看護福祉大学大学院 学生便覧	
	平成26年度(2014) 九州看護福祉大学シラバス	
	平成26年度(2014) 九州看護福祉大学大学院シラバス	
【資料 F-6】	事業計画書(最新のもの)	
	平成26(2014)年度 事業計画	
【資料 F-7】	事業報告書(最新のもの)	
	平成25(2013)年度 事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	アクセスマップ、キャンパスマップ	
【資料 F-9】	法人及び大学の規程一覧(規程集目次など)	
	規程集目次	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿(外部役員・内部役員)及び理事会、評議員会の開催状況(開催日、開催回数、出席状況など)がわかる資料(前年度分)	
	平成25(2013)年度 理事・評議員名簿	
	平成24(2012)年度、平成25(2013)年度 理事会・評議員会開催状況	

基準 1. 使命・目的等

1-1. 使命・目的及び教育目的の明確性		
【資料 1-1-1】	九州看護福祉大学学則第1条	【資料F-3】と同じ
【資料 1-1-2】	九州看護福祉大学大学院学則第2条	【資料F-3】と同じ
1-2. 使命・目的及び教育目的の適切性		

九州看護福祉大学

【資料 1-2-1】	平成26年度(2014)学生便覧(大学)10頁	【資料F-5】と同じ
【資料 1-2-2】	平成26年度(2014)学生便覧(大学院)8頁	【資料F-5】と同じ
【資料 1-2-3】	大学ウェブサイト(該当頁印刷) http://www.kyushu-ns.ac.jp/about/merit.html	
【資料 1-2-4】	九州看護福祉大学学則第1条	【資料F-3】と同じ
【資料 1-2-5】	九州看護福祉大学大学院学則第2条	【資料F-3】と同じ
【資料 1-2-6】	学校法人熊本城北学園九州看護福祉大学概要2013(平成25年)(表紙裏)	【資料F-2】と同じ
【資料 1-2-7】	2014(平成26年)入学案内(大学院)2頁	【資料F-2】と同じ
1-3. 使命・目的及び教育目的の有効性		
【資料 1-3-1】	九州看護福祉大学教授会規程第6条	
【資料 1-3-2】	学校法人熊本城北学園規則等制定及び改廃に関する規則第3条	
【資料 1-3-3】	平成26(2014)年度入学者選抜試験要項(表紙裏)	【資料F-4】と同じ
【資料 1-3-4】	平成26(2014)年度「採用のための大学案内」(表紙裏)	【資料F-2】と同じ
【資料 1-3-5】	2015(平成27年)大学案内3頁	【資料F-2】と同じ
【資料 1-3-6】	平成26年度(2014)学生便覧(大学)10頁	【資料F-5】と同じ
【資料 1-3-7】	九州看護福祉大学における短・中期的課題と今後の方向性	
【資料 1-3-8】	平成26年度(2014)学生便覧(大学)11頁	【資料F-5】と同じ
【資料 1-3-9】	2015(平成27年)大学案内3頁	【資料F-2】と同じ
【資料 1-3-10】	学校法人熊本城北学園九州看護福祉大学概要2013(平成25年)(表紙裏)	【資料F-2】と同じ

基準 2. 学修と教授

2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	2015(平成27年)大学案内(3, 12, 18, 24, 30, 36頁)	【資料F-2】と同じ
【資料 2-1-2】	平成26(2014)年度入学者選抜試験要項(表紙裏～巻頭頁)	【資料F-4】と同じ
【資料 2-1-3】	大学ウェブサイト(該当頁印刷) http://www.kyushu-ns.ac.jp/admissions/policy.html	
【資料 2-1-4】	平成26年度(2014)学生便覧(大学)11～12頁	【資料F-5】と同じ
【資料 2-1-5】	平成26(2014)年度入学試験実施要項	
【資料 2-1-6】	平成26(2014)年度入学者選抜試験要項(目次横綴込み頁)	【資料F-4】と同じ
【資料 2-1-7】	平成26(2014)年度大学院募集要項(2～5頁)	【資料F-4】と同じ
2-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 2-2-1】	九州看護福祉大学学則第1条、第3条の2	【資料F-3】と同じ
【資料 2-2-2】	九州看護福祉大学大学院学則第6条の2	【資料F-3】と同じ
【資料 2-2-3】	九州看護福祉大学学則別表 I	【資料F-3】と同じ
【資料 2-2-4】	平成26年度(2014)学生便覧(大学院)8頁	【資料F-5】と同じ
【資料 2-2-5】	九州看護福祉大学大学院学則別表	【資料F-3】と同じ
【資料 2-2-6】	コミュニティ口腔保健実習 実習要項	
【資料 2-2-7】	コミュニティ口腔保健実習 報告書	
【資料 2-2-8】	九州看護福祉大学授業科目の履修に関する規程第4条 (平成26年度(2014)学生便覧(大学)に収載)49頁	【資料F-5】と同じ

九州看護福祉大学

【資料 2-2-9】	学外実習に関する内規 (平成26年度(2014)学生便覧(大学)に収載)60～69頁	【資料F-5】と同じ
2-3. 学修及び授業の支援		
【資料 2-3-1】	平成26(2014)年度第1学期オフィスアワー	
【資料 2-3-2】	九州看護福祉大学大学院学則第8条の2	【資料F-3】と同じ
【資料 2-3-3】	九州看護福祉大学長期履修に関する取扱い要項第5条 (平成26年度(2014)学生便覧(大学院)に収載)58頁	【資料F-5】と同じ
【資料 2-3-4】	九州看護福祉大学授業料その他納付金に関する規程第8条の運用について	
【資料 2-3-5】	九州看護福祉大学大学院研究費に関する申し合わせ第3条 (平成26年度(2014)学生便覧(大学院)に収載)67頁	【資料F-5】と同じ
【資料 2-3-6】	研究科TA(ティーチング・アシスタント)実施要項 (平成26年度(2014)学生便覧(大学院)に収載)62頁	【資料F-5】と同じ
【資料 2-3-7】	平成26(2014)年度第1学期ティーチング・アシスタント採用者一覧	
【資料 2-3-8】	九州看護福祉大学平成26(2014)年度公開授業「社会福祉特講Ⅰ」 のお知らせ	
2-4. 単位認定、卒業・修了認定等		
【資料 2-4-1】	九州看護福祉大学学則第24条、第26条	【資料F-3】と同じ
【資料 2-4-2】	九州看護福祉大学学則第29条、第27条	【資料F-3】と同じ
【資料 2-4-3】	九州看護福祉大学授業科目の履修に関する規程第4条 (平成26年度(2014)学生便覧(大学)に収載)49頁	【資料F-5】と同じ
【資料 2-4-4】	九州看護福祉大学大学院学則第20条	【資料F-3】と同じ
【資料 2-4-5】	九州看護福祉大学大学院研究科規程第6条、第7条 (平成26年度(2014)学生便覧(大学院)に収載)39頁	【資料F-3】と同じ
【資料 2-4-6】	九州看護福祉大学大学院学則第23条、第22条	【資料F-3】と同じ
【資料 2-4-7】	九州看護福祉大学学則第37条、別表Ⅱ	【資料F-3】と同じ
【資料 2-4-8】	九州看護福祉大学大学院学則第25条、別表	【資料F-3】と同じ
【資料 2-4-9】	九州看護福祉大学大学院研究科規程 (平成26年度(2014)学生便覧(大学院)に収載)39～43頁	【資料F-3】と同じ
【資料 2-4-10】	九州看護福祉大学保健師養成課程履修に関する細則 (平成26年度(2014)学生便覧(大学)に収載)53頁	【資料F-5】と同じ
【資料 2-4-11】	九州看護福祉大学鍼灸スポーツ学科コース制履修に関する細則 (平成26年度(2014)学生便覧(大学)に収載)56頁	【資料F-5】と同じ
【資料 2-4-12】	学外実習に関する内規 (平成26年度(2014)学生便覧(大学)に収載)60～69頁	【資料F-5】と同じ
2-5. キャリアガイダンス		
【資料 2-5-1】	看護学科実習科目一覧	
【資料 2-5-2】	社会福祉学科実習科目一覧	
【資料 2-5-3】	リハビリテーション学科実習科目一覧	
【資料 2-5-4】	鍼灸スポーツ学科実習科目一覧	
【資料 2-5-5】	口腔保健学科実習科目一覧	
【資料 2-5-6】	国家試験合格状況	

九州看護福祉大学

【資料 2-5-7】	合同就職説明会参加病院・施設数	
【資料 2-5-8】	合同就職説明会参加学生数	
【資料 2-5-9】	九州看護福祉大学就職委員会規程第 4 条	
【資料 2-5-10】	就職相談室等の利用状況	【表2-9】と同じ
【資料 2-5-11】	就職と学修に関する保護者との地区連絡会参加状況	
【資料 2-5-12】	就職と学修に関する保護者との地区連絡会アンケート結果	
【資料 2-5-13】	就職の状況(過去 3 年間)	【表2-10】と同じ
【資料 2-5-14】	卒業後の進路先の状況(前年度実績)	【表2-11】と同じ
2-6. 教育目的の達成状況の評価とフィードバック		
【資料 2-6-1】	平成26年度(2014)シラバス	【資料F-5】と同じ
【資料 2-6-2】	九州看護福祉大学授業科目の履修に関する規程第 7 条 (平成26年度(2014)学生便覧(大学)に収載)49頁	【資料F-5】と同じ
【資料 2-6-3】	九州看護福祉大学授業科目の履修に関する規程第 7 条の 2 (平成26年度(2014)学生便覧(大学)に収載)49頁	【資料F-5】と同じ
【資料 2-6-4】	九州看護福祉大学教職課程履修細則第 4 条 (平成26年度(2014)学生便覧(大学)に収載)58頁	【資料F-5】と同じ
【資料 2-6-5】	九州看護福祉大学学生表彰規程第 2 条(学長賞)	
【資料 2-6-6】	九州看護福祉大学学生表彰規程第 2 条第 1 号に規定する「特に優秀な成績を修めたと認められる学生」の選定手順について	
【資料 2-6-7】	G P A 制度及び履修登録科目の取消し等に関する内規第 7 条 (平成26年度(2014)学生便覧(大学)に収載)52頁	【資料F-5】と同じ
【資料 2-6-8】	国家試験合格状況	【資料2-5-6】と同じ
【資料 2-6-9】	就職の状況(過去 3 年間)	【表2-10】と同じ
【資料 2-6-10】	第26回社会福祉士国家試験学校別合格率	
【資料 2-6-11】	第16回精神保健福祉士国家試験学校別合格率	
【資料 2-6-12】	平成24(2012)年度第 1 学期学生による授業評価アンケート実施要領	
【資料 2-6-13】	履修促進システム教員用授業評価アンケート確認ハンドブック	
【資料 2-6-14】	大学ウェブサイト(該当頁印刷) http://www.kyushu-ns.ac.jp/img/about/data/h24_jyugyo_hyoka.pdf	
【資料 2-6-15】	平成25(2013)年度 F D ・ S D 研修会	
【資料 2-6-16】	担当授業に関する自己点検・自己評価個人報告書	
2-7. 学生サービス		
【資料 2-7-1】	九州看護福祉大学学生委員会規程第 4 条、第 2 条	
【資料 2-7-2】	九州看護福祉大学特待生に関する規程	
【資料 2-7-3】	九州看護福祉大学奨学金規程	
【資料 2-7-4】	遠隔地出身者の帰省旅費支給に関する取扱要領	
【資料 2-7-5】	九州看護福祉大学授業料その他納付金に関する規程	
【資料 2-7-6】	九州看護福祉大学授業料その他納付金等に関する規程第 8 条の運用について	【資料2-3-4】と同じ
【資料 2-7-7】	九州看護福祉大学大学院生研究費に関する申し合わせ第 3 条 (平成26年度(2014)学生便覧(大学院)に収載)67頁	【資料F-5】と同じ

九州看護福祉大学

【資料 2-7-8】	九州看護福祉大学災害等による一般納付金減免取扱細則	
【資料 2-7-9】	九州看護福祉大学外国人留学生授業料減免取扱細則	
【資料 2-7-10】	大学独自の奨学金給付・貸与状況(授業料免除制度)(前年度実績)	【表2-13】と同じ
【資料 2-7-11】	九州看護福祉大学学友自治会会則	
【資料 2-7-12】	九州看護福祉大学学友自治会組織図	
【資料 2-7-13】	部・サークル一覧表	
【資料 2-7-14】	九州看護福祉大学学生団体の設立に関する内規	
【資料 2-7-15】	平成25(2013)年度第16回学園祭「優愛祭」統括報告書	
【資料 2-7-16】	九州看護福祉大学保健管理センター規程	
【資料 2-7-17】	九州看護福祉大学保健管理センター運営委員会規程	
【資料 2-7-18】	学生生活危機管理ハンドブック	
【資料 2-7-19】	平成26(2014)年度第1学期オリエンテーション日程表	
【資料 2-7-20】	九州看護福祉大学におけるハラスメントの防止等に関する規程	
【資料 2-7-21】	ハラスメント相談窓口	
【資料 2-7-22】	キャンパスソーシャルワーカーの導入と学生支援体制の整備について	
【資料 2-7-23】	九州看護福祉大学学生・教職員の声(通称「ご意見箱」)対応について	
【資料 2-7-24】	学生生活満足度調査集計結果	
【資料 2-7-25】	九州看護福祉大学駐車場拡張計画	
【資料 2-7-26】	学生生活満足度調査自由記述内容分類表(担当別)	
2-8. 教員の配置・職能開発等		
【資料 2-8-1】	文科省『学校基本調査』－平成25年度(確定値)結果の概要－(7) 教員数 http://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afieldfile/2013/12/20/1342607_3.pdf	
【資料 2-8-2】	教員年齢別構成	【表2-15】と同じ
【資料 2-8-3】	学校法人熊本城北学園就業規則第34条	
【資料 2-8-4】	学校法人熊本城北学園組織運営規程第21条、第22条	
【資料 2-8-5】	九州看護福祉大学教育職員選考に係る資格基準	
【資料 2-8-6】	九州看護福祉大学准教授・講師・助教の選考に係る資格基準の運用について(申し合わせ)	
【資料 2-8-7】	九州看護福祉大学教育職員の任期に関する規程	
【資料 2-8-8】	准教授・講師への内部昇格(公募の場合を除く)申し合わせ	
【資料 2-8-9】	教育研究活動報告書	
【資料 2-8-10】	履修促進システム教員用授業評価アンケート確認ハンドブック	【資料2-6-13】と同じ
【資料 2-8-11】	九州看護福祉大学学則別表Ⅰ、別表Ⅱ	【資料F-3】と同じ
【資料 2-8-12】	九州看護福祉大学基礎・教養教育研究センター規程	
2-9. 教育環境の整備		
【資料 2-9-1】	大学所在地	
【資料 2-9-2】	図書、資料の所蔵数	【表2-23】と同じ
【資料 2-9-3】	学生閲覧室等	【表2-24】と同じ

九州看護福祉大学

【資料 2-9-4】	図書館利用に関するアンケート	
【資料 2-9-5】	九州看護福祉大学附属図書館運営委員会規程	
【資料 2-9-6】	視聴覚設備整備事業(起案書・御見積書)	
【資料 2-9-7】	九州看護福祉大学授業担当時間に関する規程	
【資料 2-9-8】	平成26(2014)年度第1学期授業時間割	

基準 3. 経営・管理と財務

3-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 3-1-1】	九州看護福祉大学における短・中期的課題と今後の方向性	【資料1-3-7】と同じ
【資料 3-1-2】	学校法人熊本城北学園経理規程第1条	
【資料 3-1-3】	学校法人熊本城北学園就業規則第7条、第12条	【資料2-8-3】と同じ
【資料 3-1-4】	平成26(2014)年度学校法人熊本城北学園事業計画	【資料F-6】と同じ
【資料 3-1-5】	学校法人熊本城北学園事務分掌及び職務権限に関する規程	
【資料 3-1-6】	九州看護福祉大学におけるハラスメントの防止等に関する規程	【資料2-7-20】と同じ
【資料 3-1-7】	九州看護福祉大学個人情報の保護に関する規程	
【資料 3-1-8】	学校法人熊本城北学園における公益通報に関する規程	
【資料 3-1-9】	学校法人熊本城北学園職員安全衛生管理規則	
【資料 3-1-10】	学校法人熊本城北学園安全衛生委員会規程	
【資料 3-1-11】	九州看護福祉大学保健管理センター規程	【資料2-7-16】と同じ
【資料 3-1-12】	九州看護福祉大学保健管理センター運営委員会規程	【資料2-7-17】と同じ
【資料 3-1-13】	平成26(2014)年度九州看護福祉大学消防計画	
【資料 3-1-14】	大学ウェブサイト(該当頁印刷) http://www.kyushu-ns.ac.jp/about/financial.html	
3-2. 理事会の機能		
【資料 3-2-1】	学校法人熊本城北学園寄附行為第22条、第5条、第17条	【資料F-1】と同じ
【資料 3-2-2】	学校法人熊本城北学園組織運営規程第21条、第22条	【資料2-8-4】と同じ
3-3. 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ		
【資料 3-3-1】	九州看護福祉大学教授会規程	【資料1-3-1】と同じ
【資料 3-3-2】	九州看護福祉大学大学院学則第2章「運営組織」	【資料F-3】と同じ
【資料 3-3-3】	九州看護福祉大学運営協議会設置要項	
【資料 3-3-4】	九州看護福祉大学研究科委員会運営会議設置要項	
【資料 3-3-5】	九州看護福祉大学学科長会議設置要項	
【資料 3-3-6】	九州看護福祉大学教授会規程	【資料1-3-1】と同じ
【資料 3-3-7】	九州看護福祉大学研究科委員会運営会議設置要項	【資料3-3-4】と同じ
【資料 3-3-8】	平成26(2014)年度第1回学校法人熊本城北学園理事会議事録(副学長選任)	
3-4. コミュニケーションとガバナンス		
【資料 3-4-1】	学校法人熊本城北学園寄附行為第12条	【資料F-1】と同じ
【資料 3-4-2】	学校法人熊本城北学園組織運営規程第12条、第21条	【資料2-8-4】と同じ
【資料 3-4-3】	九州看護福祉大学運営協議会設置要項第2条	【資料3-3-3】と同じ

九州看護福祉大学

【資料 3-4-4】	学校法人熊本城北学園寄附行為第 5 条、第22条	【資料F-1】と同じ
【資料 3-4-5】	平成26(2014)年度第 1 回学校法人熊本城北学園評議員会会議次第	
【資料 3-4-6】	平成25(2013)年度往査計画	
【資料 3-4-7】	九州看護福祉大学就職委員会規程第 2 条	【資料2-5-9】と同じ
【資料 3-4-8】	九州看護福祉大学教職課程運営委員会規程第 2 条	
【資料 3-4-9】	九州看護福祉大学保健管理センター運営委員会規程第 2 条	【資料2-7-17】と同じ
【資料 3-4-10】	九州看護福祉大学教務委員会規程第 7 条	
【資料 3-4-11】	九州看護福祉大学学生委員会規程第 7 条	【資料2-7-1】と同じ
3-5. 業務執行体制の機能性		
【資料 3-5-1】	学校法人熊本城北学園組織運営規程	【資料2-8-4】と同じ
【資料 3-5-2】	学校法人熊本城北学園事務分掌及び職務権限に関する規程	【資料3-1-5】と同じ
【資料 3-5-3】	学校法人熊本城北学園文書処理規程	
【資料 3-5-4】	九州看護福祉大学運営協議会設置要項	【資料3-3-3】と同じ
【資料 3-5-5】	平成23年度新規採用職員オリエンテーションについて(詳細確認用)	
【資料 3-5-6】	日本私立大学協会研修会・協議会等のお知らせ・申込書(平成26(2014)年度)	
3-6. 財務基盤と収支		
【資料 3-6-1】	九州看護福祉大学における短・中期的課題と今後の方向性	【資料1-3-7】と同じ
【資料 3-6-2】	平成26(2014)年度学校法人熊本城北学園事業計画	【資料F-6】と同じ
【資料 3-6-3】	平成26(2014)年度学校法人熊本城北学園予算編成方針	
【資料 3-6-4】	平成26(2014)年度学校法人熊本城北学園予算編成方針	【資料3-6-3】と同じ
【資料 3-6-5】	主要財務比率推移	
【資料 3-6-6】	私立大学等経常費補助金変更交付決定通知書(過去 5 か年分)	
【資料 3-6-7】	平成25(2013)年度熊本県訪問看護推進人材育成事業交付確定通知書	
【資料 3-6-8】	九州看護福祉大学科研費申請状況 職位別・学科別 九州看護福祉大学科研費申請状況 職位別・申請件数別	
【資料 3-6-9】	科学研究費助成者一覧	
3-7. 会計		
【資料 3-7-1】	学校法人熊本城北学園経理規程	【資料3-1-2】と同じ
【資料 3-7-2】	学校法人熊本城北学園経理規程施行細則	
【資料 3-7-3】	学校法人熊本城北学園固定資産及び物品管理規程	
【資料 3-7-4】	学校法人熊本城北学園事務分掌及び職務権限に関する規程	【資料3-1-5】と同じ
【資料 3-7-5】	平成26(2014)年度第 1 回学校法人熊本城北学園理事会会議次第	
【資料 3-7-6】	平成26(2014)年度第 1 回学校法人熊本城北学園評議員会会議次第	【資料 3-4-5】と同じ
【資料 3-7-7】	平成25(2013)年度往査計画	【資料3-4-6】と同じ
【資料 3-7-8】	九州看護福祉大学における公的研究費の不正防止に関する規程	
【資料 3-7-9】	九州看護福祉大学公的研究費に係る内部監査内規	
【資料 3-7-10】	内部監査報告書	

基準 4. 自己点検・評価

4-1. 自己点検・評価の適切性		
【資料 4-1-1】	平成26年度(2014)学生便覧(大学)10頁	【資料F-5】と同じ
【資料 4-1-2】	平成26年度(2014)学生便覧(大学院)12頁	【資料F-5】と同じ
【資料 4-1-3】	九州看護福祉大学大学院学則第2条	【資料F-3】と同じ
【資料 4-1-4】	九州看護福祉大学学則第2条	【資料F-3】と同じ
【資料 4-1-5】	九州看護福祉大学自己点検・自己評価委員会規程第2条	
【資料 4-1-6】	九州看護福祉大学自己点検・自己評価委員会規程第4条	【資料4-1-5】と同じ
【資料 4-1-7】	九州看護福祉大学自己点検・自己評価委員会規程第6条	【資料4-1-5】と同じ
4-2. 自己点検・評価の誠実性		
【資料 4-2-1】	平成25(2013)年度第1回自己点検・自己評価委員会議事録	
【資料 4-2-2】	平成25(2013)年度第2回自己点検・自己評価委員会議事録	
【資料 4-2-3】	平成25(2013)年度第3回自己点検・自己評価委員会議事録	
【資料 4-2-4】	平成25(2013)年度第1回自己点検・自己評価委員会授業評価部会議事録	
【資料 4-2-5】	平成25(2013)年度FD研修会(案)(「学生生活に関する困り感の調査について協力をお願い」含む)	
【資料 4-2-6】	平成25(2013)年度FD・SD研修会	【資料2-6-15】と同じ
【資料 4-2-7】	平成24(2012)年度第1学期学生による授業評価アンケート実施要領	【資料2-6-12】と同じ
【資料 4-2-8】	学生による授業評価実施の要領および手順について	
【資料 4-2-9】	履修促進システム教員用授業評価アンケート確認ハンドブック	【資料2-6-13】と同じ
【資料 4-2-10】	学生生活に関する困り感の調査結果1～4	
【資料 4-2-11】	九州看護福祉大学自己評価報告書・本編 大学ウェブサイト http://www.kyushu-ns.ac.jp/img/about/data/hyouka200903.pdf	
【資料 4-2-12】	平成20(2008)年度 大学機関別認証評価 評価報告書 http://www.kyushu-ns.ac.jp/img/about/data/jiheer_kyusyukango.pdf	
【資料 4-2-13】	大学ウェブサイト(該当頁印刷) http://www.kyushu-ns.ac.jp/about/disclosure.html	
【資料 4-2-14】	平成26(2014)年度入館者月別統計(教授会配布資料資料8-3)	
【資料 4-2-15】	平成26(2014)年度第1回保健管理センター運営委員会議事録(教授会配布資料資料8-4)	
4-3. 自己点検・評価の有効性		
【資料 4-3-1】	担当授業に関する自己点検・自己評価個人報告書	【資料2-6-16】と同じ
【資料 4-3-2】	平成24(2012)年度授業評価アンケート結果報告書	
【資料 4-3-3】	大学ウェブサイト(該当頁印刷) http://www.kyushu-ns.ac.jp/img/about/data/h24_jyugyo_hyoka.pdf	
【資料 4-3-4】	九州看護福祉大学危機管理基本マニュアル	

基準 A. 地域社会との連携・協力

A-1. 地域社会との連携・協力量針		
【資料 A-1-1】	学校法人熊本城北学園九州看護福祉大学概要2013(平成25年)(表紙裏)	【資料F-5】と同じ
【資料 A-1-2】	玉名市と九州看護福祉大学との連携協力に関する協定書	

九州看護福祉大学

【資料 A-1-3】	玉名市教育委員会と九州看護福祉大学との連携協力に関する協定書	
【資料 A-1-4】	九州看護福祉大学、長洲町社会福祉協議会及び長洲町における地域連携に関する基本協定書	
【資料 A-1-5】	玉東町教育委員会と九州看護福祉大学との連携協力に関する協定書	
【資料 A-1-6】	荒尾市教育委員会と九州看護福祉大学との連携協力に関する協定書	
A-2. 地域社会への貢献		
【資料 A-2-1】	平成 25(2013)年度公開講座一覧	
【資料 A-2-2】	平成 25(2013)年度介護技術講習会実施要項	
【資料 A-2-3】	2013 年(平成 26 年度教員免許状更新講習募集要項	
【資料 A-2-4】	第 1 回玉名市食育推進連携会議他	
【資料 A-2-5】	平成25(2013)年度玉名市市民後見人養成研修募集要項	
【資料 A-2-6】	平成26(2014)年度玉名市における「放課後子ども教室推進事業」の推進方策	
【資料 A-2-7】	平成26(2014)年度玉名市学校支援地域本部事業概要	
【資料 A-2-8】	平成26(2014)年度長洲町歯科保健事業計画	
【資料 A-2-9】	第二次長洲町地域活動計画(H22～26年)の概要	
【資料 A-2-10】	体験活動から学ぶ「わくわく木葉っ子教室・山北っ子教室	
【資料 A-2-11】	修了証(写し)	
【資料 A-2-12】	平成25(2013)年度集計表(模擬授業・職業理解・大学見学・説明会)	
【資料 A-2-13】	一般社団法人コンソーシアム熊本 平成25(2013)年度事業報告	
【資料 A-2-14】	蛇ヶ谷公園ーテニスコート通街路灯竣工式	
【資料 A-2-15】	「玉名警察署臨時機能移転」に関する協定	
【資料 A-2-16】	平成26(2014)年度第 1 学期オリエンテーション日程表	【資料2-7-19】と同じ
B-1. 生涯教育		
【資料 B-1-1】	2015(平成 27 年)大学案内 3 頁	【資料F-2】と同じ
【資料 B-1-2】	九州看護福祉大学生涯教育研究センター規程	
【資料 B-1-3】	平成25(2013)年度前期訪問看護ステーション管理者研修プログラム	
【資料 B-1-4】	平成25(2013)年度前期 訪問看護ステーション管理者研修プログラム他 八代地区開催プログラム含む 9 枚	

※必要に応じて、記入欄を追加・削除すること。